

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2011年版

尿・糞便検査，血液学的検査，生化学的(I, II)検査，免疫学的検査，
微生物学的検査，生体検査，病理学的検査等

日本臨床内科医会監事・北海道内科医会会長
前北海道国保診療報酬審査委員会常任審査員

西 家 皞 仙

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」は局長告示であるが，遵守する必要がある。また，「診療報酬点数の解釈」の留意事項では課長通知などで規制され，特に今回の改定では，区分の新設，項目の新設・削除及び注の変更など包括・統合は進み，益々内容は複雑多岐にわたり規制されている。

全国的な審査基準の標準化が導入され，診療報酬点数の解釈等にも，診療側の一層の注意を必要とする。

目 次

I. 主たるもののみ算定(2項目以上)	
I-1. 2項目以上を同時に測定した場合，主たるもののみ算定 p5～12	III-3. 2カ月以内に2回以上行っても，1回のみ算定 p37
I-2. 1週間以内に併せて実施した場合は，主たるもののみ算定 p13	III-4. 治療開始後1カ月以内は2回限度，その後は3カ月に1回に限度 p37
I-3. 同一月内に併せて測定した場合，いずれか一方のみの点数を算定 p13～14	III-5. 3又は4か月に1回のみ算定 p37～38
I-4. その他主たるもの2つなど算定，又は一連の算定など複合的規制 p14～18	III-6. 6か月に1回限り算定 p38～39
	III-7. 患者1人につき1回限り算定 p39
	III-8. その他期間，回数などに規制 p39～45
II. 対象などの規制される検査(疾患・診断など)	IV. 施設基準のある検査
II-1. 疾患の診断，治療効果判定の検査 p19～24	IV-1. 厚生大臣施設基準 p46
II-2. 疾患，検査結果などを規制される検査(確定診断) p24～28	IV-2. その他の施設基準規制 p46～47
II-3. 期間などが規制されている検査 p28～29	V. その他複合規制又は規定など
II-4. 他の検査時・術時又は結果後などに本検査施行 P29～30	V-1. 保険医療機関以外の検査に算定に規制 p47～48
II-5. 対象検体・臓器の種類，項目数，採取部位包括など複合的規制 p30～35	V-2. 診療報酬明細書の適用欄の注記 p48～50
	V-3. 検査などの要点を診療録に記載 P50～51
III. 期間・回数・部位・臓器・項目などの規制(単項目)	V-4. 特殊検査方法，悪性腫瘍手術組織，抗悪性腫瘍剤及び根治度などを規定 p51～52
III-1. 同一日に2回以上行っても，1回のみ算定 p36	V-5. その他 p52～59
III-2. 1カ月以内に2回以上行っても，1回のみ算定 p36～37	索引 p60～69
	参考文献 p70

第3部 検査

通則

検査の費用は、第1節検体検査料又は第3節生体検査料の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、検体検査料又は生体検査料の各区分の所定点数及び第4節診断穿刺・検体採取料の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。

検査に当たって、「特定保険医療材料」を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

検体検査料又は生体検査料に掲げられていない検査であって特殊な検査の検査料は、検体検査料又は生体検査料に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の所定点数により算定する。

対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。

保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

一般的事項

検査の費用には、検査を行う医師、看護婦及び技術者等の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用は含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。

検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに第2章第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤（検査用試薬を含む）は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。

撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。

第1節検体検査料及び第3節生体検査料に掲げられていない検査のうち簡単な検査の検査料は算定できないが、特殊な検査については、その都度当局に内議し、最も近似する検査として通知されたものの算定方法及び注(特に定めるものを除く。)を準用して、準用された検査に係る判断料と併せて算定する。

点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。

検査に当たって、麻酔を行った場合は、麻酔に規定する所定点数を別に算定する。麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は第5節薬剤料の規定に基づき算定できる。

同一検体について、定性検査と定量検査とを併せて行った場合又はスクリーニング検査とその他の検査とを一連として行った場合は、それぞれ主たる検査の所定点数のみ算定する。ただし、併せて行う検査の区分が異なる場合は、それぞれについて算定する。「分画」と記されている検査について、同一検体の各分画に対して定量検査を行った場

合は、所定点数を1回のみ算定する。定性又は定量の明示がない検査については、定量検査を行った場合にのみ当該検査の所定点数を算定する。測定方法又は検査方法が明示されていない検査については、測定又は検査の方法の如何にかかわらず、その検査料の項に掲げる所定点数を算定する。同時又は一連として行った2以上の検査の結果から計算して求めた内容が、検査料に掲げられた項目に該当する場合であっても、当該内容についての点数は算定できない。2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている場合において「所定点数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲げられている加算点数を合算した点数である。同一項目について検査方法を変えて測定した場合には、測定回数にかかわらず、主たる測定方法の所定点数のみを算定する。算定回数が複数月に1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日(初回の場合は初回である旨)を記載する。

第1節検体検査料 通則

第1節検体検査料の費用は、第1款検体検査実施料及び第2款検体検査判断料の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料 通則

基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査実施料の対象に含まれないものであるときは、当該検査判断料も併せ別途算定できる。入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、また、退院日も算定対象とする。外泊期間中は、入院に数に含まれない。療養病等、結核病棟若しくは精神病等に入院している患者及びHIV感染者療養環境特別加算(A220)、二類感染者患者療養環境特別加算(A220-2)、重症者等療養環境特別加算(A221)、又は同部第3節に規定する特別入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は初日から数える。1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本実地料は請求できない。

時間外緊急院内検査加算は、入院中以外の患者について、緊急のために、表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保健医療機関内において、検体検査を行った場合は、検体検査実施料の各区分の所定点数に1日につき時間外緊急院内検査加算110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に外来迅速検体検査加算は別に算定出来ない。特定機能病院において、入院中の患者にかかる検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。入院中以外の患者に実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し。当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ外来迅速検体検査加算10点を加算する。

時間外緊急院内検査加算については、保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関に具備されている検査機器を用いて当該検体検査を実施した場合に限り算定できる。なお、当該加算の算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間をもって算定する。同一患者に対して、同一日に2回以上、時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体検査を行った場合（複数の区分にまたがる場合を含む。）も、1日につき1回のみ算定する。現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは確かな診断が困難であり、かつ通常の検査体制が整うまで検査の実施を見合わせるような場合をいう。

外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療機関で行われた全ての検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ5点を加算する。出血・凝固検査(D006)の「注」の場合、血液化学検査(D007)の「注」の場合、内分泌学的検査(D008)の「注」の場合、腫瘍マーカー(D009)の「注」の場合の多項目包括規定掲げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実施した検査項目数に相当する点数を加算する。同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。外来診療料(A002)に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

第2款 検体検査判断料

検体検査判断料(D026)

検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数に関わらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、基本的検体検査判断料(D027)を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料(D026 1)、血液学的検査判断料(D026 2)、生化学的検査(I)判断料(D026 3)、免疫学的検査判断料(D026 5)及び微生物学的検査判断料(D026 6)は別に算定しない。上記の規定にかかわらず、尿中一般物質定性半定量検査(D000)の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準にかかる区分に従い、患者(検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は算定しない。別に厚生労働大臣が定

める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出た保険医療機関において**遺伝学的検査(D006-4)**を実施し、その結果について患者又は家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

検体検査判断料について

検体検査については、実施した検査に係る第1款検体検査実施料及び当該検査が属する尿・糞便等検査判断料(D026-1)から微生物学的検査判断料(D026-6)までの6区分に係る検体検査判断料(D026)を合算した点数を算定する。各区分の検体検査判断料は、その区分に属する検体検査の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。上記の規定にかかわらず、**尿中一般物質定性半定量検査(D000)**を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。**慢性維持透析患者外来医学管理料(B001-15)**又は**基本的検体検査実施料(D025)**を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。**検体検査管理加算(Ⅰ)**は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、**検体検査管理加算(Ⅱ)**、**検体検査管理加算(Ⅲ)**及び**検体検査管理加算(Ⅳ)**は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り算定するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定出来ない。また、**基本的検体検査判断料(D027)**の「注2」に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定出来ない。入院中の患者患者について、**検体検査管理加算(Ⅱ)**、**検体検査管理加算(Ⅲ)**及び**検体検査管理加算(Ⅳ)**を算定している保健医療機関であっても、入院中の患者以外について**検体検査管理加算(Ⅰ)**を算定することが出来る。

遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、**遺伝学的検査(D006-4)**を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること

基本的検体検査判断料(D027)

特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項目に掲げる検体検査を入院中の患者に行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。は別に算定しない。上記の規定にかかわらず、尿中一般物質定性半定量検査(D000)の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。検体検査判断料(D026)の注3検体検査管理に規程する施設基準に適合しているものとして届出を行った保健医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合に

は、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

基本的検体検査判断料について

基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算(A220)、二類感染症患者療養環境特別加算(A220-2)若しくは重症者等療養環境特別加算(A221)を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は請求できない。特定機能病院において、療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算(A220)、二類感染症患者療養環境特別加算(A220-2)若しくは重症者等療養環境特別加算(A221)を算定している患者に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料(D026 1)、血液学的検査判断料(D026 2)、生化学的検査(I)判断料(D026 3)、免疫学的検査判断料(D026 5)、微生物学的検査判断料(D026 6)を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。

第3節 生体検査 通則

新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して生体検査料に掲げる検査(次に掲げるイ 呼吸機能検査等判断料、ロ 心臓カテーテル法による諸検査、ハ 心電図検査の注に掲げるもの、ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの、ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定、ト 深部体温計による深部体温測定、チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察、リ 脳波検査の注2に掲げるもの、ヌ 脳波検査判断料、ル 神経・筋検査判断料、ヲ ラジオアイソトープ検査判断料、ワ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの、カ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算、ヨ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法を除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。3歳以上6歳未満の幼児に対してスパイログラフイー(D200)から尿水力学検査(D242)までに掲げる検査(次に掲げるイ 呼吸機能検査等判断料、ロ 心臓カテーテル法による諸検査、ハ 心電図検査の注に掲げるもの、ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの、ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定ト 深部体温計による深部体温測定、チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定

による末梢循環不全状態観察、リ 脳波検査の注2に掲げるもの、ヌ 脳波検査判断料、ル 神経・筋検査判断料を除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する

生体検査料について

同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において生体検査が実施された場合であっても、同一の生体検査判断料は、月1回を限度として算定する。2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定する場合の「所定点数」とは、当該項目点数及び当該注の加算点数を合算した点数である。同一月内に2回以上実施した場合、所定点数の100分の90に点数算定する生体検査は、外来及び入院にまたがる場合も、通算して2回目以降は100分の90で算定する。その場合に、新生児加算又は乳幼児加算を行う場合は、所定点数にそれぞれの割合を乗じた上で、端数が生じた場合には、これを四捨五入した点数により算定する。心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテル検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。

呼吸循環機能検査等 通則 -

スパイログラフイー等検査(D200)から基礎代謝測定(D204)までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号に掲げる呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)(D206)からエレクトロキミグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。ただし、D204基礎代謝測定には適用されない。2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」

心電図検査(D208)の「1」から「5」まで、負荷心電図検査「D209」査の「1」及び「2」、D210ホルター型心電図検査の「1」及び「2」については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般的事項

通則の「特に規定する場合」とは、当該医療機関以外で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。スパイログラフイー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げる(ア 実測値から算出される検査値については算定できない。イ 測定方法及び測定機器は限定しない。ウ 負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。エ 使用したガス(CO、CO2、He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。オ 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。)とすることによる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

第4節 診断穿刺・検体採取料

通則1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った

場合は算定しない。

通則2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

診断穿刺・検体採取料については、各部位の穿刺・針生検においては、同一部位において2か所以上行った場合にも、所定点数のみの算定とする。診断穿刺・検体採取後の創傷処置については、創傷処置(J000)における手術後の患者に対するものとして翌日より算定できる。同一日に実施された下記に掲げる穿刺と同一の処置としての穿刺については、いずれか一方のみ算定する。①脳室穿刺 ②後頭下穿刺 ③腰椎穿刺、胸椎穿刺又は頸椎穿刺 ④骨髄穿刺 ⑤関節穿刺 ⑥上顎洞穿刺並びに扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺 ⑦腎嚢胞又は水腎症穿刺 ⑧ダグラス窩穿刺 ⑨リンパ節等穿刺 ⑩乳腺穿刺 ⑪甲状腺穿刺。リンパ節等穿刺又は針生検(409)から前立腺針生検法(D413)までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、コンピューター断層撮影(CT撮影)(E200)の所定点数を別途算定する。ただし、コンピューター断層撮影診断料(第2章第4部第3節)の「通則2」に規定する場合にあっては、「通則2」に掲げる点数を算定する。

第13部 病理診断

通則

病理診断の費用は、第1節病理標本作製料及び第2節病理診断・判断料の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、病理標本作製料及び病理診断・判断料並びに第3部第4節診断穿刺・検体採取料の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。病理診断に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第3部第5節薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。病理診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料」を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第3部第6節特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。病理標本作製料及び病理診断・判断料に掲げられていない病理診断であって特殊な病理診断の病理標本作製料又は病理診断・判断料は、病理標本作製料及び病理診断・判断料に掲げられている病理診断のうちで最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定する。対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託する場合における病理診断に要する費用については、第3部検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

一般的事項

病理診断の費用には、病理標本作製を行う医師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師及び病理診断・判断を行う医師の person 費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費等の費用が含まれる。病理標本作製に当たって使用される試薬は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。病理標本を撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は所定点数に含まれる。第1節病理標本作製料に掲げられていない病理標本作製であって簡単な病理標

本作製の費用は、基本診療料に含まれ、別に算定できない。病理標本作製料の項に掲げられていない病理標本作製のうち簡単な病理標本作製の病理標本作製料は算定できないが、特殊な病理標本作製については、その都度当局に内議し、最も近似する病理標本作製として通知されたものの算定方法及び注(特に定めるものを除く。)を準用して、準用された病理標本作製料に係る病理診断・判断料と併せて算定する。

第1節 病理標本作製料 通則

病理標本作製に当たって、3臓器以上の標本作製を行った場合は、3臓器を限度として算定する。リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の戸尻属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数える。

(病理標本作製料について)

病理組織標本作製について、次に掲げるもの(ア 気管支及び肺臓 イ 食道 ウ 胃及び十二指腸 エ 小腸 オ 盲腸 カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸 キ S 状結腸 ク 直腸 ケ 子宮体部及び子宮頸部)は、各区分ごとに1臓器として算定する。病理組織標本作製において、1臓器から多数のブロック、標本等を製した場合であっても、1臓器の標本作製として算定する。病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。

I. 主たるもののみ算定

I-1. 2項目以上を同時に測定した場合、主たるもののみ算定

- 1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合の判断料は算定できない。尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤を用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査項目は、次のとおりである。ア比重、イ pH、ウ蛋白、エ糖、オ ウロビリノゲン、カ ビリルビン、キ アセトン体(ケトン体)、ク潜血、コ試験紙による尿細菌検査、サ食塩検査、シ試験紙による白血球検査、ス アルブミン。同一検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。尿沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する(注3)。尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定する。フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する(注2)。
- 2 細菌培養同定検査(D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの検体(D018 5)の項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、単培養検査(D018 6)により算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて単培養検査を併せて行った場合は、単培養検査は算定できない。症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異な

った部位から、又は同一の部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行なった場合を含む。細菌培養同定検査の穿刺液(D018 3)とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、細菌培養同定検査のその他の部位からの検体(D018 5)とは、細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿器又は生殖器課からの検体(D018 4)までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)に含まれるものであり、別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)から簡易培養検査(D018 6)については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A群β溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。

大腸菌 O 157LPS 抗原(D012 20)、大腸菌 O 157LPS 抗体(D012 21)及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の O 抗原又は H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。淋菌核酸同定検査(D023 2)と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併用した場合は、主なもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

- 3 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10)、尿中マイクロアルブミン(D001 10)及び尿中IV型コラーゲン(D001 14)は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回を限度として算定できる。なお、これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。
- 4 糞便検査(D003)の糞便中ヘモグロビン定性(D003 6)又は糞便中ヘモグロビン(D003 8)と潜血反応(D003 1)を同時に実施した場合には、糞便中ヘモグロビン定性(D003 6)又は糞便中ヘモグロビン(D003 8)の所定点数のみ算定する。ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、糞便中ヘモグロビン(D003 6)により、金コロイド法による定量法にて行った場合は、糞便中ヘモグロビン(D003 8)により算定する。
- 5 同一検体について、好酸球数(D005 4)及び末梢血液像(D005 5)の検査を行った場合は、末梢血液像のみの所定点数を算定する。
- 6 末梢血液像(D005 5)及び骨髓像(D005 14)の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、

好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。末梢血液像及び骨髄像の検査にあたって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。末梢血液一般検査(D005 6)は、赤血球数、白血球数、色素(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。

7 ヘモグロビンA1c(HbA1c)(D005 9)、グリコアルブミン(D007 18)、又は1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)(D007 22)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか一項目を月1回に限り別に算定できる。

8 トロンボテスト(D006 2)とプロトロンビン時間測定(D006 2)を同時に施行した場合は主たるもののみを算定する。

9 血小板凝集能(D006 8)を測定する際は、その過程で血小板数を測定することから、末梢血液一般検査(D005 6)の所定点数を別に算定することはできない。

10 フィブリンモノマー複合体(D006 22)は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために測定した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)(D006 20)及びプロトロンビンフラグメントF1+2(D006 20)のうちいずれか複数を同時に測定した場合には、主たるもののみ算定する。

11 ナトリウム及びクロール(D007 1)については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。

12 カルシウム(D007 1)及びイオン化カルシウム(D007 8)を同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。

13 P(D007 4)及びHP04(D007 4)については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。

14 ケトン体(D007 11)及びケトン体分画(D007 20)の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。

15 同一検体について重炭酸塩(D007 15)及び血液ガス分析(D007 30)の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、P02、PCO2、HCO3⁻を含むものであり、測定項目数に関わらず、所定点数により算定する。なを同時に行ったヘモグロビン測定(D005 6)は算定しない。血液ガス分析(D007 30)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。なお、在宅酸素療法を実施している収容施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行

う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。

16 直接比色法による総鉄結合能(TIBC)(D007 1)及び不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 1)は鉄(D007 1)に準じて算定する。直接比色法による総鉄結合能(TIBC)(D007 1)、直接比色法による不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 1)、総鉄結合能(TIBC)(D007 11)と不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 11)を同時に実施した場合はいずれか一方の所定点数を算定する。

17 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定(D007 19 準)を酵素法により実施した場合は、コレステロール分画(D007 19)に準じて算定する。ただし、胆汁酸(D007 15)を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。

18 シアル化糖鎖抗原 KL-6(D007 27)、サーファクタントプロテイン A(SP-A)(D007 28)及びサーファクタントプロテイン D(SP-D)(D007 29)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。

19 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)(D007 24)とトリプシン(D007 35)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。

20 シスタチンC(D007 28)又はペントシジン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007 1)又はクレアチニン(D007 1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、シスタチンC(D007 28)とペントシジン(D007 27)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007-1)又はクレアチニン(D007-1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

21 ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)は、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグロビン(D007 30)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

22 IV型コラーゲン(D007 30)又はIV型コラーゲン・7S(D007 31)は、プロリルヒドロキシラーゼ(PH)(D007 37)又はP-III-P(D007 30)と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。

23 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)(D007 34)は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫流産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象とし実施した場合のみ算定する。

24 プロカルシトニン(PCT)(D007 41)は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、エンドトキシン検査(D012 27)を併せて実施した

- 場合は、主たるもののみ算定する。
- 25 CK アイソフォーム (D007 37) は、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・ホスホキナーゼ (CK) (D007 1) の費用は別に算定できない。
 - 26 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性 (D008 1) 及びヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β) 分画 (D008 12) は、免疫学的妊娠試験に該当する。ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) (D008 12) は、HCG・LH 検査 (試験管法) を含むものである。HCG β 分画は、HCG 産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。HCG β 分画、HCG 定性又は HCG を併せ実施した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。
 - 27 レニン活性 (D008 7) とレニン定量 (D008 8) を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
 - 28 C-ペプチド (CPR) (D008 10) は、血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
 - 29 I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx) (D008 13) 及び尿中デオキシピリジノリン (D008 17) は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回、その後 6 カ月以内の薬剤効果判定時に 1 回に限り、また薬剤治療方針を変更した時は変更後 6 カ月以内に 1 回に限り算定できる。酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発しない肺癌、乳癌、前立腺に限る) の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に 6 月以内に 1 回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後 6 カ月以内に 1 回に限り算定できる。TRACP-5b を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx)、オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか 1 つのみ算定する。オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺 (上皮小体) 腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。尿中 β クロスラプス (D008 14) 及び β クロスラプス (尿を除く) (D008 14) は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。なお、尿中 β クロスラプスは β クロスラプス (尿を除く) と併せ実施した場合は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオカルシン (ucOC) (D008-13) は、骨粗鬆症におけるビタミン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、尿中 β クロスラプス、 β クロスラプス (尿を除く) 及び低カルボキシ化オステオカルシン (ucOC) は、治療開始前においては 1 回、その後は 6 カ月以内に 1 回に限り算定できる。I 型コラーゲン C テロペプチド (D009 8)、I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3 口) を算定する。I 型コラーゲン C テロペプチド (D009 8) は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。
 - 30 骨型アルカリホスファターゼ (BAP) (D008 14)、インタクト I 型プロコラーゲン N-プロペプチド (Intact PINP) (D008 14) 及びアルカリホスファターゼ・アイソザイム (D007 33) のうち 2 項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - 31 エストロジェン (D008 15) については、エストリオール (E3) (D008 15) 又はエストラジオール (E2) (D008 17) と同時に測定した場合には算定できない。
 - 32 ノルメタネフリン (D008 20) は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し、メタネフリン (D008 19) を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
 - 33 インスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (IGFBP-3) (D008 21) は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については (財) 成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。インスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (IGFBP-3) をソマトメジン C (D008 19) と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - 34 尿中 NMP22 (D009 7) 及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量 (D009 7) は、尿沈渣顕微鏡検査 (D002) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。尿中 NMP22 及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3) は算定できない。尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
 - 35 シアリル Le^x (CSLEX) 抗原 (D009 8) は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。シアリル Le^x (CSLEX) 抗原 (D009 8) と CA15-3 (D009 3) を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。
 - 36 ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) (D009 9) を神経特異エノラーゼ (NSE) (D009 6) と併せ実施した場合には、主たるもののみ算定する。
 - 37 尿中遊離型フェコース (D009 10)、癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2)、DUPAN-2 (D009 3) のうち 2 項目又は 3 項目を併せ測定した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。
 - 38 乳頭分泌液中 CEA (D009 13) は、乳頭異常分泌患者に非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の CEA を測定した場合に算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク (D009 13) は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の HER 2 タンパクを測定した場合に限り算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク測定及び乳頭分泌液中 CEA を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。血清中 HER 2 タンパク (D009 13) は、乳癌であると既に確定診断され、かつ HER 2 タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER 2 タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理

料(B001 3 ロ)を算定する。HER 2 タンパク(N002 3)は、免疫染色病理標本作製を行った場合に限り算定する。HER 2 遺伝子標本作製(N005)は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、遺伝子増幅標本作製を行なった場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。なお、HER 2 遺伝子標本作製(N005)とHER 2 タンパク免疫染色病理標本作製(N002 3)を併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。(平23.3.10 保医発 0310 1)

- 39 Rh(その他の因子)血液型(D011 3)については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- 40 赤血球不規則抗体検査(D011 4)は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款胸部手術、第8款心・脈管手術、第9款腹部手術又は子宮全摘術(K877)、子宮悪性腫瘍手術(K879)、子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)(K889)、帝王切開術(K898)又は子宮外妊娠手術(K912)が行われた場合に、手術の当日に算定する。また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は輸血(K920)の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴、妊娠歴がある旨を記載する。輸血(K920)の「注6」:不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として所定点数に200点を加算する。)
- 41 梅毒脂質抗原使用検査(定性)(D012 1)及び梅毒脂質抗原使用検査(D012 5)は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等)をいい、梅毒脂質抗原使用検査(定性)(D012 1)又は梅毒脂質抗原使用検査(D012 5)ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- 42 アデノウイルス抗原(定性)(D012 7)とロタウイルス抗原(D0012 8)は糞便を試料として検査した場合に算定し、これらを同時に測定した場合にあっては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- 43 抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価(D012 19)を、クラミジア・ニューモニエ IgG 抗体価(D012 9)又はクラミジア・ニューモニエ IgA 抗体価(D012 10)と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- 44 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、サイトメガロウイルス、EBウイルス、エコーウイルス、ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、ムンプスウイルス、パラインフルエンザウイルスI型、パラインフルエンザウイルスII型、パラインフルエンザウイルスIII型、ポリオウイルスI型、ポリオウイルスII型、ポリオウイルスIII型、RSウイルス、風疹ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水

痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する(注)。

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った場合は、2項目を限度として算定する(注)。グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19(D012 26)は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EBウイルス、麻疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルスB19。同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定できる。

- 45 HIV-1 抗体価(D012 15)、HIV-1,2 抗体価(D012 16)については、診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53~63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価を実施した場合は、HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しない。ア 新生児出血症(新生児8メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者、イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者、ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者、エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む) なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやうい性感染症が認められる場合でHIV感染症が疑わせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる。輸血料(K920)(自己血輸血(K920 4)を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定が行われた場合は、HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算定の場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価(ウエスタンプロット法)(D012 28)又は HIV-2 抗体価(ウエスタンプロット法)(D012 30)は、スクリーニング検査としての HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。

- HIV 抗原(D012 33) は、HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-I 核酸定量検査(D023 10)は、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1, 2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。 HIV-1 核酸定量検査(D023 10)と HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。
- 46 A 群β溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を同時に実施した場合は、A 群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A 群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A 群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
- 47 ノイラミニダーゼ(D012 17)及びインフルエンザウイルス抗原(D012 18)は、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として、発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができる。インフルエンザウイルス抗原(D012 18)とインフルエンザウイルス A 若しくは B 型抗体価(D012 11)又はノイラミニダーゼ(D012 17)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 48 大腸菌 O 157LPS 抗原(D012 20)、大腸菌 O 157LPS 抗体(D012 21)及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の O 抗原又は H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 **大腸菌ベロトキシン検査(D023-24)**は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。大腸菌ベロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法については、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- 49 カンジダ抗原(D012 18)又は D-アラビニトール(D012-19)はカンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断目的で行った場合に算定できる。アスペルギルス抗原(D012 20)は、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。(1→3)-β-D-グルカン(D012 24)は、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、(1→3)-β-D-グルカン、カンジダ抗原、D-アラビニトール、アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原(D012 22)と併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- 50 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)(D012 23)は、喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。尿中肺炎球菌莢膜抗原(D012 23)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。(平成 22 年 11 月 30 日保医発 1130 第 4 号)
- 51 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査(D023 4)は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21)、クラミジアトラコマチス抗原(D012 20)、淋菌核酸同定(D023 2)、クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)、淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA 法の同時検出法並びに HPA 法の同時検出法及び DKA 法の同時検出法又は SDA 法においては、咽頭からの検体も算定できる。 淋菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20)を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検体も算定できる。クラミジアトラコマチス抗原(結膜または鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断の場合に実施した場合に算定できる。グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価(D012 24)はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG 抗体価又は IgA 抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM 抗体価を測定した場合に算定する。IgG、IgA 及び IgM 抗体価のうち 2 項目以上を同時に測定した場合は主なもののみ算定する。
- 52 HA 抗体価(D013 6)と IgM-HA 抗体価(D013 6)を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- 53 HBc 抗体価(D013 6)と IgM-HBc 抗体価(D013 6)を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。血清中の HBV プレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査(D023 9)は、B 型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者 1 人につき 1 回算定できる。また、B 型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中に ALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等の B 型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうち B 型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等の B 型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定できない。B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D013 9)は、B 型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中の B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に 1 月に 1 回に限り算定する。なお、HBV 核酸定量検査(D023 3)又は DNA ポリメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。DNA ポリメラーゼは、H24.3.31 までの間に限り、算定できるものとする。
- 54 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)は、C 型肝炎の診断が確定した患者に対し、C 型肝炎の治療法の

- 選択の目的で実施した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定できる。HCV 核酸同定検査(D023 6)又はHCV 核酸定量検査(D023 9)は、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV 核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、HCV 核酸同定検査とHCV 核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。
- 55 リウマトイド因子(D014 2)、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8)、C1q 結合免疫複合体(D014 10)、モノクローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマチ因子(D014 14)及びC3d 結合免疫複合体(D014 14)のうち 3 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3 月に 1 回に限り算定出来る。なお、当該検査を 2 回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)、C1q 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、IgG 型リウマチ因子及びC3d 結合免疫複合体のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 1 つに限り算定する。
- 56 抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9)を、マイクロゾームテスト(D014 3)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。TSH レセプター抗体(D014 16)及びTSH 刺激性レセプター抗体(TSAb)(D014 20)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。(H22.4.1)
- 57 抗 Jo-1 抗体(D014 9)、抗サイログロブリン抗体(D014 9)、抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9)、抗 RNP 抗体(D014 9)、抗 Sm 抗体(D014 10)、抗 SS-A/Ro 抗体(D014 10)、抗 SS-B/La 抗体(D014 10)、抗 Scl-70 抗体(D014 10)及びC1q 結合免疫複合体(D014 10)等を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ 320 点又は 490 点とする。
- 58 抗カルジオリピン抗体(D014 16)と抗カルジオリピン $\beta 2$ グリコプロテイン I (抗 CL β 2GP I) 複合体抗体(D014 15)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
- 59 血清中抗デスモグレイン 3 抗体(D014 17) 又は血清中抗デスモグレイン 1 抗体(D014 19)は、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。尋常性天疱瘡、又は、落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、血清中抗デスモグレイン 1 抗体と血清中抗デスモグレイン 3 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- 60 免疫グロブリン(D015 4)は、IgG、IgA、IgM 及び IgD を測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)(D015 21)によって IgA、IgM 及び IgG を同時に測定した場合は、1 回の検査として免疫電気泳動法により算定する。免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比(D015 23)は、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比(D015 23)と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 61 血清アミロイド A(SAA)蛋白(D015 6)を C 反応性蛋白(CRP)定性(D015 1)又は C 反応性蛋白(CRP)(D015 1)と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- 62 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査 1 (D020 1)は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌分離培養検査 2 (D020 2)は、抗酸菌分離培養検査 1 に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査(D021) (種目数にかかわらず一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査(D022) (培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が 4 種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が 4 種類以上の場合に限り算定する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロニン γ (D015 24)は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査(D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- 63 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP2') (D023-2 1)又はブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査(D023 9)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA 感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP2') とブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 64 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定(D204)までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合

算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」とは、心電図検査(D208 1~5)、負荷心電図検査(D209 1, 2)、ホルター型心電図検査(D210 1, 2)については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回70点とする。スパイログラフィー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。エ使用したガス(CO, CO₂, N₂, He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含む。)(D200 1)には、予備吸気量、1回換気量及び予備吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大吸気量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定(D200 3)は算定出来ない。フローボリュームカーブ(D200 2)は、曲線を描写し記録した場合にのみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また、フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量、1秒量、1秒率、MMF、PFR等は、別に算定できない。体プレストモグラフを用いる諸検査(D200 3)は、別に定めのない限り、機能的残気量測定(D200 3)により算定する。左右別肺機能検査(D200 5)の所定点数には、カテーテル挿入並びにスパイログラフィー等検査(D200 1~4)及び換気力学的検査(D201)の費用を含む。コンプライアンス測定(D201 2)の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。65 直腸温又は膀胱温の測定は、深部体温測定(D228)と異なるものであり、深部体温計による深部体温の測定には該当しない。前額部、胸部、手掌部又は足底部体表温度測定による末梢循環不全状態観察(D229)と深部体温計による深部体温測定(D228)を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。

65 呼吸心拍監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視装置(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープに係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。

66 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

(D206)、右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2)は、新生児又は3歳未満の乳児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、右心カテーテルについては10,800点又は3,600点、左心カテーテルについては12,000点又は4,000点、それぞれ所定点数を加算する(注1)。当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠動脈造影又は心筋採取を行った場合は、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点、1,400点を加算する(注2)。血管内超音波検査(D215 5)、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する(注3)。厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関において血管内視鏡検査(D324)を実施した場合は所定点数に300点を加算する(注4)。同一月中に血管内超音波検査(D215 5)と血管内視鏡検査(D324)の両方を実施した場合は主たる検査の点数を算定する(注5)。カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする(注6)。エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する(注7)。心臓カテーテル検査により大動脈造影、肺動脈造影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても、心臓カテーテル法による諸検査(D206)により算定するものとし、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2)を同時に行った場合であっても、「注1, 2, 3」の加算は1回のみに限られる。「注3及び4」に掲げる加算は主たる加算を患者1人につき月1回に限り算定する。心筋生検を行った場合は、組織試験採取(D417)、切採法の所定点数を併せて算定する。心臓カテーテル法による諸検査において、右心・左心カテーテルを同時に行い、その際心筋生検を行った場合、ディスプレイの鉗子を用いた場合に限り、1回を限度として算定する。左右別には算定できない。

67 心臓超音波検査(D215 3)においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。超音波検査(D215)のドプラ法について、脳動脈血流速度連続測定(D215 4 ロ)及び脳動脈血流速度マッピング法(D215 4 ハ)を併せて、行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する(注4)。

68 観血的肺動脈圧測定(D230)は、肺動脈楔入圧を持続的に測定する場合に所定点数を算定する。測定のために右心カテーテル法により、バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合には挿入日にカテーテル挿入加算を算定できる。この場合、使用したカテーテルの本数にかかわらず、一連として算定する。観血的肺動脈圧測定(D230)と右心カテーテル法による諸検査(D206 1)又は中心静脈圧測定(D226)を同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。左心カテーテル法による諸検査(D206 2)を同一日に実施した場合は、別に算定できる。

穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は、別に算定できない。中心静脈圧測定を算定中に、カテーテルの挿入手技を行った場合は、(手術に関連して行う場合を除く。)は、中心静脈圧注射用カテーテル挿入(G005-2)により算定する。この場合において、カテーテルの挿入手技に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

69 脳波検査(D235)から反復睡眠潜時試験(MSLT)

(D237-2)までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び脳波検査判断料(D238)の所定点数を合算した点数により算定する。脳波検査(D235)を算定するのは、同時に8誘導以上の記録を行った場合である。8誘導未満の誘導数により脳波を測定した場合は、誘導数に応じて脈波図(D214)、心機図(D214)、ポリグラフ検査(D214)の所定点数により算定するものとし、種々の賦活検査(睡眠、薬物を含む。)を行った場合も、脈波図、心機図、ポリグラフ検査の所定点数のみにより算定する。心臓及び脳手術中における脳波検査は、8誘導以上の場合は脳波検査により、それ以外の場合は誘導数に応じて脈波図、心機図、ポリグラフ検査により算定する。

長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14日間を限度として算定する。当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。

長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

脳誘発電位検査(脳波検査を含む)(D236)は、刺激又は負荷を加えながら脳活動電位を記録し、コンピューター等により解析を行うものであり、同時に記録した脳波検査については、別に算定できない。聴性誘発反応検査(D236 3)、脳波聴力検査(D236 3)、脳幹反応聴力検査(D236 3)及び中間潜時反応聴力検査は(D236 3)のいずれの検査も脳誘発電位検査(D236 3)により算定するものであり、2種類以上行った場合であっても、1回のみ算定する。脳誘発電位検査(D236 3)と聴性定常反応(D236 4)を両方行った場合は、主たるもののみ算定する。

70 終夜睡眠ポリグラフィー-2(1以外の場合)(D237 2)と同時にを行った検査のうち、スパイログラフィー等検査(D200)から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、併せて算定できない。

71 筋電図検査(1肢につき(針電極にあつては1筋))(D239 1)において、顔面及び軀幹は、左右、腹背を問わずそれぞれ1肢として扱う。筋電図検査(D239 1)は左上肢、右上肢をそれぞれ「1肢」として、200点×2で算定する。誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)(一連につき)(D239 2)について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする(注1)。感覚神経及び運動神経を別々に1神経として数える。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239-3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発

筋電図(一連につき)(D239 3)については、多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。

72 電気眼振図(D250 4)を眼球電位図(EOG)(D278)と併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

73 電気味覚検査(D254)については、検査の対象とする支配神経領域に関係なく所定点数を一連につき1回算定する。

74 汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255)、細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれるものとする(注)。

75 同一のラジオアイソトープを用いて循環血液量測定(D292 1)、血漿量測定(D292 1)、血球量測定(D292 2)、吸収機能測定(D292 3)、赤血球寿命測定(D292 3)、造血機能検査(D292 4)、血小板寿命測定(D292 4)若しくはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1)、レノグラム(D293 2)、肝血流量(D293 2)、心機能検査(心拍出量測定を含む)(D293 3)、肺局所機能検査(D293 4)、脳局所機能検査(D293 4)又はシンチグラム(画像を伴うもの)(E100)からポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する(注1)。

76 直腸鏡検査(D311)を肛門鏡検査(D311-2)と同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。肛門部のみを観察した行った場合は、直腸鏡検査ではなく肛門鏡検査(D311-2)を算定する。

77 人工気腹術は、腹腔鏡検査(D314)に伴って行われる場合にあつては、別に算定できない。腹腔鏡検査(D314)を、腹腔ファイバースコーピー(D315)と同時に行った場合は主たるものの所定点数を算定する。

78 鼻咽腔直達鏡検査(D296-2)は、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコーピー(D298)と同時に行った場合は算定できない。嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコーピーについては、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部の全域にわたっての一連の検査として算定する。

I-2. 1週以内に併せて実施した場合は、主たるもののみ算

1 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP) (D008 11)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP) (D008 19)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP, NT-proBNP, HANPを併せて実施した場合は、併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B001 15)を算定している場合は、当該検査の所定点数を算定できない。)

I-3. 同一月内に併せて測定した場合、いずれか一方のみの点数を算定

1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。

2 心筋トロポニンI(D007 27)と心筋トロポニンT(定性、定量)(D007 28)を同一月に併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。

3 CA125(D009 7)、CA130(D009 11)、CA602(D009 10)のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。ただし、子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的としてCA125、CA130又はCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る)においては、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)とは別に腫瘍マーカー(D009)の検査料を算定できる。

4 同一月内にAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L3%) (D009 10)を α -フェトプロテイン(AFP) (D009 2)又はPIVKA II (D009 6)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定。

5 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度

とする。MD法(D217 2)による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、骨塩定量検査の「MD法(D217 2)、SEXA法(D217 2)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日にDEXA法による腰椎撮影(D217 1)に大腿骨同時撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217 注)として、所定点数に90点を加算する。

6 エストロジェンレセプター(N002 1)の免疫染色とプロジェステロンレセプター(N002 2)の免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。エストロジェンレセプター(N002 1)及びプロジェステロンレセプター(N002 2)の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、主たる病理組織標本作製の所定点数180点を加算する(注1)。

7 HER2タンパク(N002 3)は酵素免疫測定による病理標本作製を行った場合に限り算定する。

8 耳音響放射(OAE)検査(D247 5)のその他の場合(D247 5ロ)とは、誘発耳音響放射(EOAE)及び結合音耳音響放射(DPOAE)をいう。なお、耳音響放射(OAE)検査の自発耳音響放射(D247 5イ)及び耳音響放射(OAE)検査のその他の場合(D247 5ロ)の両方を同一月中に行った場合は、自発耳音響放射(D247 5イ)の所定点数は算定できない。

9 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。角膜移植後の患者については2か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う白内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。

10 内視鏡下嚥下機能検査(D298-2)は、嚥下機能が低下した患者に対して、喉頭内視鏡等を用いて直接観察下に着色水を嚥下させ、嚥下反射惹起のタイミング、着色水の咽頭残留及び誤嚥の程度を指標に嚥下機能を評価した場合に算定する。内視鏡下嚥下機能検査、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ(D298)及び喉頭ファイバースコープ(D299)を2つ以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

11 病理診断料(N006)の組織診断料(N006 1)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、病理組織標本作製(N000)、電子顕微鏡病理組織標本作製(N001)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)若しくは術中迅速病理組織標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する

病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、術中迅速細胞診(N003-2)若しくは細胞診(N004)の穿刺吸引細胞診(N004 2)、体腔洗浄等によるもの(N004 2)により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、病理組織標本作製(N000)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)、術中迅速病理組織標本作製(N003)、術中迅速細胞診(N003-2)又は細胞診(N004)までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。病理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが、年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製した病理標本につき診断のみを行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製(N003)及び術中迅速細胞診(N003-2)を行う場合を除く。)においては、療養の給付の対象とならない。病理診断料(N006)が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を算定することができる。病理判断料(N007)は、行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)を算定した場合には、算定しない。病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を算定することができる。

I-4. その他主たるもの2つなどの所定点数を算定、又は一連の算定など複合的規制

- 1 HDL-コレステロール(HDL-Cho)(D007 4)、総コレステロール(D007 4)及びLDL-コレステロール(D007 5)を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- 2 蛋白分画(D007 5)、総蛋白(D007 1)及びアルブミン(D007 1)、を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- 3 腫瘍マーカー(D009)は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカー検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は悪性腫瘍特異物質治

療管理料(B001 3)に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)とは別に腫瘍マーカー(D009)の検査料を算定できる。ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のためにエラスターゼ1(D009 4)を行った場合 イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、 α -フェトプロテイン(AFP)(D009 2)又はPIVKA II(D009 6)を行った場合(月1回に限る。) ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的としてCA125(D009 7)、CA130(D009 11)又はCA602(D009 10)を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。) エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して癌胎児性抗原(CEA)(D009 2)を行った場合

CA125(D009 7)、CA130(D009 11)、CA602(D009 10)の2項目ないし3項目を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。上記「主たるものみ算定」の項目について、1つを悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。患者から1回に採取した血液等を用いて癌胎児性抗原(CEA)(D009 2)、 α -フェトプロテイン(AFP)(D009 2)、組織ポリペプチド(TPA)(D009 2)、扁平上皮癌関連抗原(SCC)(D009 2)からインターロイキン2受容体(IL-2R)(D009 14)までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査項目数に応じて、2項目230点、3項目290点、4項目以上420点により算定する。腫瘍マーカー(D009)に掲げる血液を検体とする検査と尿中遊離型フコース(D009 10)、尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア(HCG β -CF)(D009 11)、乳頭分泌液中CEA(D009 13)又は乳頭分泌液中HER2タンパク(D009 13)を同一日に行った場合にも、適用する。

- 4 ヘリコバクター・ピロリ(以下H・ピロリに略す)抗体(定性・半定量)(D012 9)検査を含むH・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成22年06月18日保医発0618第1号)に即して行うこと。

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」 A 対象患者H・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃MALTリンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定出来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウレアーゼ試験(D012 7)、②鏡検法、③培養法、④抗体測定(D012 9)・抗体(D012 11)、⑤尿素呼吸試験(D023-2 2)、⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2) (1)に掲げる①及び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいずれか2つの検査を同時に実施した場合にあって

は、(1)の規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。C 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与し除菌治療を行うこと。

D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

E 除菌後の感染診断(除菌判定) (1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。

(2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1)にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。(3)除菌後の感染診断の結果、H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。F 感染診断実施上の留意事項 (1)静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾール等、H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後2週間以上経過していることが必要である。(2)抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、Cの除菌終了後6ヵ月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。

G 診療報酬明細書への記載について (1)Bの除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。(2)Eの除菌後感染診断を算定した場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、Bの除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。

5 リウマトイド因子(D014 2)、抗ガラクトース欠損 IgG抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)(D014 8)、C1q 結合免疫複合体(D014 10)、モノクローナルRF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG型リウマチ因子(D014 14)及びC3d 結合免疫複合体(D014 14)のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗CCP抗

体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗CCP抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)、C1q 結合免疫複合体、モノクローナルRF 結合免疫複合体、IgG型リウマチ因子及びC3d 結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

6 特異的IgE(D015 11)は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)は、細胞反応測定法により実施され、特異的IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、併せて1,430点を限度として算定する。アトピー鑑別試験(D015 18)は、12種類の吸入性アレルギー(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮屑、イヌ皮屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。

7 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定(D204)までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」とは、心電図検査(D208 1~5)、負荷心電図検査(D209 1, 2)、ホルター型心電図検査(D210 1, 2)については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回70点とする。スパイログラフィー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。A実測値から算出される検査値については算定できない。I測定方法及び測定機器は限定しない。U負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。E使用したガス(CO、CO₂、N₂、He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含む。)(D200 1)には、予備吸気量、1回換気量及び予備吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大吸気量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標

- ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定(D200 3)は算定出来ない。フローボリュームカーブ(D200 2)は、曲線を描写し記録した場合にのみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また、フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量、1秒量、1秒率、MMF、PFR等は、別に算定できない。体プレステモグラフを用いる諸検査(D200 3)は、別に定めのない限り、機能的残気量測定(D200 3)により算定する。左右別肺機能検査(D200 5)の所定点数には、カテーテル挿入並びにスパイログラフイー等検査(D200 1~4)及び換気力学的検査(D201)の費用を含む。コンプライアンス測定(D201 2)の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。
- 8 電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定(D207 2)は、皮弁形成術(K015)及び四肢の血行再建術(K610-4, 5)後に、術後の血行状態を調べるために行った場合に算定する。ただし、術後1回を限度とする。なお、使用した電子授受式発消色性皮膚表面温度インジケーターの費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 9 血管伸展性検査(D207 2)は、描写し記録した脈波図により脈波伝達速度を求めて行うものであり、このために行った脈波図検査と併せて算定できない。
- 10 心電図検査(D208)は、当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする(注)。当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断のみを行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定できるが、患者が当該傷病につき当該医療機関に受診していない場合は算定出来ない。当該医療機関以外の描写検査の診断算定については、2回目以降においても100分の90の算定としない。心電図検査(D208)の四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導(D208 1)は、普通、標準肢誘導(I, II, III)、単極肢誘導(aVR, aVL, aVF)、胸部誘導(V1, V2, V3, V4, V5, V6)の12誘導で、その他特別の場合にV7, V8, 食道誘導等を行う場合もこれに含まれる。携帯型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図(D208 3)は、入院中の患者以外の患者に対して、携帯型発作時心電図記憶伝送装置を用いて発作時等の心電図を記録させた場合に算定する。バリストカルジオグラフ(D208 4)は、心弾動計、弾動心拍出量計により行った場合に算定する。2方向以上の記録による場合は、所定点数に90点を加算する。
- 11 負荷心電図検査(D209)は、当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする(注1)。当該保険医療機関以外の医療機関で描写の診断のみを行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定出来るが、患者が当該傷病につき当該医療機関に受診していない場合は算定出来ない。当該医療機関以外の医療機関で描写した検査について診断した場合の算定については、2回目以降においても100分の90の算定としない。負荷心電図検査には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査を含むものであり、同一日に行われた心電図検査(D208)は、別に算定できない。負荷心電図検査(D209)の「負荷」は、運動負荷、薬剤負荷をいい、負荷の種類及び回数によらない。
- 12 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査(D212-2)は、心電図を2日以上連続して記録することができる携帯型発作時心電図記録計を用いて、記録スイッチ入力前を含む心電図を記録した場合に、解析の費用を含め一連の使用について1回として算定する。
- 13 血管内超音波法(D215 5)と同一月中に行った血管内視鏡検査(D324)は所定点数に含まれるものとする。血管内超音波法の算定は、検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数で算定できる。血管内超音波法又は血管内視鏡検査(D324)エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する。呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれる。血管内視鏡検査(D324)は、患者1人につき月1回に限り算定する
- 14 経皮的動脈血酸素飽和度測定(一日につき)(D223)は、次のいずれかに該当する場合に算定する。ア呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を行う必要があるもの、イ静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の患者のいずれかに行った場合 なお、閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)に係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。一酸化窒素吸入療法(J005-2)を同一日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)に係る費用は一酸化窒素吸入療法の所定点数に含まれる。
- 15 終末呼気炭酸ガス濃度測定(一日につき)(D224)は、気管内挿管又は気管切開している患者であって、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア人工呼吸器を装着している患者、イ自発呼吸が不十分な患者、ウ脳外傷等換気不全が生じる可能性が非常に高いと判断される患者 閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。
- 16 非観血的連続血圧測定(D225-2)は、トノメトリー法により麻酔に伴って実施した場合に限り算定できるものとし、また、観血的動脈圧測定(D225)と同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、非観血的連続血圧測定に係る費用は人工呼吸(J045)の所定点数に含まれる。
- 17 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2)は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また、算定した場合は、以下(ア治療方針策定のために血糖プロフィールを必要とする1型糖尿病患者 イ低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2

型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。皮下連続式グルコース測定と同日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工臓腑を同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

18 中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせを行った場合にのみ算定する。

18 アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響反射率検査(D246)と耳鏡検査及び鼓膜可動性検査を併せて行い、リコーダーで記録を診療録に残した場合のみ算定できる。なお、この場合の耳鏡検査及び鼓膜可動性検査の手技料は、当該所定点数に含まれ、別に算定できない。

20 平衡機能検査の標準検査(D250 1)とは、上肢偏倚検査(遮眼書字検査、指示検査、上肢偏倚反応検査、上肢緊張検査等)、下肢偏倚検査(歩行検査、足ぶみ検査等)、立ちなおし検査(ゴニオメーター検査、単脚起立検査、両脚起立検査等)、自発眼振検査(正面、右、左、上、下の注視眼振検査、異常眼球運動検査、眼球運動の制限の有無及び眼位検査を含む検査)をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査(D250 2)とは、「温度眼振検査(温度による眼振検査)、視運動眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、回転眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、視標追跡検査、迷路瘻孔症状検査」のそれぞれ検査1回につき所定点数により算定する。頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。

21 音声言語医学的検査(D251)の音響分析(D251 2)は、種々の原因による音声障害及び発音、構音、話しことば等の障害がある患者に対して、音声パターン検査又は音声スペクトル定量検査のうち一方又は両方を行った場合に算定する。音声言語医学的検査の音声機能検査(D251 3)とは、嗄声等の音声障害について、発声状態の総合的分析を行う検査であり、音域検査、声の強さ測定、発声時呼吸流の測定、発声持続時間の測定を組み合わせ、それぞれ又は同時に測定するものをいい、種類及び回数にかかわらず、一連として1回算定する。

22 小腸ファイバースコープのカプセル型内視鏡によるもの(D310 2)は、次の場合に算定する、ア小腸ファイバースコープ(D310)のカプセル型内視鏡によるもの(D310 2)は消化器系の内科又は外科の経験5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。イ事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、原因不明の消化管出血を伴う小腸疾患の診断を行うた

めに使用した場合に算定する。ウカプセル型内視鏡を使用した患者については診療報酬請求にあたって、診療報酬明細書に症状詳記を貼付する。小腸ファイバースコープは、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。ただし、小腸ファイバースコープカプセル型内視鏡を行った後に、診断の確定又は治療の目的としてダブルバルーン内視鏡(D310 1)を行った場合においては、いずれの点数も算定する。粘膜点墨法とは、治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。

23 脳室穿刺(D401)は、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する(注)。後頭下穿刺(J006)は、後頭下穿刺(D402)と同日に算定することはできない。脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射(G009)のいずれかの所定点数を算定する。脳室穿刺(J005)は、脳室穿刺(D401)と同日に算定することはできない。脳脊髄腔注射(G009)を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射(J005)のいずれかの所定点数を算定する。後頭下穿刺(D402)において、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する(注)。後頭下穿刺(J006)は、後頭下穿刺(D402)と同日に算定することはできない。脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射(G009)のいずれかの所定点数を算定する。

24 腰椎穿刺(D403)、胸椎穿刺(D403)、頸椎穿刺(脳脊髄腔測定を含む。)(D403)は、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する(注)。腰椎穿刺(J007)は腰椎穿刺(D403)と、胸椎穿刺(J007)は胸椎穿刺(D403)と、頸椎穿刺(J007)は頸椎穿刺(D403)と同日に算定することはできない。脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射(G009)のいずれかの所定点数を算定する。

25 骨髄穿刺(D404)は、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する(注)。骨髄穿刺(J011)は、骨髄穿刺と同日に算定することはできない。

26 骨髄生検(D404-2)は、6歳未満の乳幼児の場合には、所定点数に100点を加算する(注)。骨髄生検は、骨髄生検針を用いて採取した場合にのみ算定できる。骨髄穿刺針を用いた場合は骨髄穿刺(D04)の所定点数により算定する。

27 上顎洞穿刺(J102)は、上顎洞穿刺(D406)と同日に算定することはできない。

28 扁桃周囲膿瘍穿刺(扁桃周囲炎を含む。)(J103)は、扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)(D406-2)と同日に算定することはできない。

29 腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407)は、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。腎嚢胞又は水腎症穿刺(J012)は、腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407)と同日に算定することはできない。

30 ダグラス窩穿刺(J103)は、ダグラス窩穿刺(D408)と同日に算定することはできない。

31 関節穿刺(片側)(D405)は、3歳未満の乳幼児の場合は、

100 点を加算する(注)。処置の部の関節穿刺(J116)を、同一側の関節に対して、関節穿刺(片側)(D405)、注射の部の関節腔内注射(G010)と同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。関節腔内注射(G010)を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は関節腔内注射のいずれかの所定点数を算定する。編注；同一側の関節穿刺(D405)、関節腔内注射(G010)、関節穿刺(J116)の点数はあわせて算定することはできない。例えば、関節穿刺によって滲出液を排除し同時に薬剤の注入を行った場合であっても技術料は関節穿刺(J116)の所定点数のみによって算定する。

32 経皮的針生検法(D412)とは、骨髄生検(D404-2)、リンパ節等穿刺又は針生検(D409)、乳腺穿刺又は針生検(D410)、甲状腺穿刺又は針生検(D411)及び前立腺針生検法(D413)に掲げる針生検以外の臓器に係る経皮的針生検をいう。なお、所定点数には透視(CT透視を除く。)、心電図及び超音波検査が含まれており、別途算定できない。リンパ節等穿刺(J016)は、リンパ節等穿刺又は針生検(D409)と同日に算定することはできない。乳腺穿刺(J014)は乳腺穿刺又は針生検(片側)(D410)と同日に算定することはできない。甲状腺穿刺(J015)は甲状腺穿刺又は針生検(D411)と同日に算定することはできない。

33 気管支ファイバースコーピー(D302)は、気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する(注)。気管支肺胞洗浄法検査加算は、肺胞タンパク症、サルコイドーシス等の診断のために気管支肺胞洗浄を行い、洗浄液を採取した場合に算定する。経気管肺生検法(D415)と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。気管支ファイバースコーピー(D302)の点数は別に算定できない。超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)を用いて検査した場合は、超音波検査(D215)の所定点数を合わせて算定する。

34 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)(D414-2)は、コンベックス走査型超音波内視鏡を用いて、経消化管的に生検を行った場合に算定できる。採取部位に応じて、内視鏡検査のうち主たるものの所定点数を併せて算定する。ただし、内視鏡検査通則「1」に掲げる超音波内視鏡加算(300点)は所定点数に含まれ、算定できない。

II. 対象などの規制される検査

II-1. 疾患の診断、治療効果判定の検査

- 1 尿中ミオイノシトール(D001 11)は、空腹時血糖が110mg/dl以上126mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- 2 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性(D004 7)又は子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ(D004 8)は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満2週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- 3 涙液中総IgE定性(D004 7)は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。
- 4 IgGインデックス(D004 13)、髄液MBP(D004 15)及び髄液オリゴクローナルバンド(D004 14)は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。医学的に必要があれば、1回に採取した検体を用いて同時に算定可。(H18.3.31医療課事務連絡)
- 5 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。
- 6 デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性(D005 12)は、造血器腫瘍の診断・治療効果判定のために行った場合に算定する。
- 7 ターミナルデオキシヌクレオチルトランスフェラーゼ(TdT)(D005 13)は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- 8 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)(D006 13)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。凝固因子インヒビター(D006 17)は、第Ⅷ因子(D006 22)又は第Ⅸ因子(D006 22)の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- 9 フィブリンモノマー複合体(D006 21)は、DIC、静脈血

栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために測定した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)(D006 20)及びプロトロンビンフラグメントF1+2(D006 20)のうちいずれか複数を同時に測定した場合には、主たるもののみ算定する。

- 10 遺伝病的検査(D006-4)は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。アデュシェンヌ型筋ジストロフィー、イベック型筋ジストロフィー、ウ福山型先天性筋ジストロフィー、栄養障害型表皮水疱症、オ家族性アミロイドーシス、カ先天性QT延長症候群、キ脊髄性筋萎縮症、ク中枢神経白質形成異常症、ケムコ多糖症Ⅰ型、コムコ多糖症Ⅱ型、サゴーシェ病、シファブリ病、スポンペ病、セハッチントン舞踏病、ソ球脊髄性筋萎縮症 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守する。
- 11 WT1 mRNA 核酸増幅検査(D006-7)は、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。
- 12 シスタチンC(D007 28)又はペントシジン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007 1)又はクレアチニン(D007 1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、シスタチンC(D007 28)とペントシジン(D007 27)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007 1)又はクレアチニン(D007 1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 13 ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)は、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグロビン(D007 30)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 14 肝細胞増殖因子(HGF)(D007 37)は、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- 15 プロカルシトニン(PCT)(D007 41)は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、エンドトキシン検査(D012 27)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 16 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38)は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- 17 1,25ジヒドロキシビタミンD3(1,25(OH)2D3)(D007 43)は、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症Ⅰ型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD3剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミンD3剤による治療開始後1カ月以内は2回を限度とし、その後は

- 3カ月に1回を限度として算定する。
- 18 副甲状腺ホルモン関連蛋白 C 端フラグメント (C-PTHrP) (D008 15) 又は副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) (D008 17) は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
 - 19 エリスロポエチン (D008 18) は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダブルペポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
 - 20 17α -ヒドロキシプロジェステロン (D008 18) は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
 - 21 ノルメタネフリン (D008 20) は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、メタネフリン (D008 19) を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
 - 22 PSA (D009 5) は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA の検査結果が 4.0ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。フリーPSA/トータルPSA比 (D009 8) は、診療及び他の検査 (PSA 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
 - 23 シアリル Le^x (CSLEX) 抗原 (D009 8) は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。シアリル Le^x (CSLEX) 抗原と CA15-3 (D009 3) を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。
 - 24 血清中抗 p53 抗体 (D009 8) は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
 - 25 尿中遊離型フコース (D009 10)、癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2)、DUPAN-2 (D009 3) のうち2項目又は3項目を併せ測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
 - 26 癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) (D009 10) は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
 - 27 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア (HCG β -CF) (D009 11) は、診療及び他の検査結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
 - 28 インターロイキン2受容体 (IL-2R) (D009 14) は、非ホジキンリンパ腫、ATL の診断の目的で測定した場合に算定できる。また、非ホジキンリンパ腫又は ATL であることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3ロ) により算定する。
 - 29 先天性代謝異常症検査 (D010 8) は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。当該医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する(注)。
 - 30 赤血球不規則抗体検査 (D011 4) は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款胸部手術、第8款心・脈管手術、第9款腹部手術又は子宮全摘術 (K877)、子宮悪性腫瘍手術 (K879)、子宮附属器悪性腫瘍手術 (両側) (K889)、帝王切開術 (K898) 又は子宮外妊娠手術 (K912) が行われた場合に、手術の当日に算定する。また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は輸血 (K920) の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴、妊娠歴がある旨を記載する。輸血 (K920) の「注6」: 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として所定点数に200点を加算する。))
 - 31 PAIgG (血小板関連 IgG) (D011 6) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
 - 32 大腸菌 0 157LPS 抗原 (D012 20)、大腸菌 0 157LPS 抗体 (D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体 (D018 2) によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査 (D012 21) は、細菌培養同定検査 (D018) により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査 (D018) 等の費用は別には算定できない。大腸菌ペロトキシン検査 (D023-2 4) は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。大腸菌ペロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法については、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
 - 33 カンジダ抗原 (D012 18) 又は D-アラビニトール (D012 19) はカンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断目的で行った場合に算定できる。アスペルギルス抗原 (D012 20) は、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合のみ算定できる。(1→3)- β -D-グルカン (D012 24) は、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、(1→3)- β -D-グルカン、カンジダ抗原、D-アラビニトール、アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原 (D012 22) と併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
 - 34 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) (D012 23) は、喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。尿中肺炎球菌莢膜抗原 (D012 23) と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。(平成22年11月30日保医発1130第4号)
 - 35 尿中レジオネラ抗原 (D012 26) は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して実施した場合に限り、1回を限度として算定する。
 - 36 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査 (D023 4) は、クラミジア・トラコマチス感染症若

しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21)、クラミジアトラコマチス抗原(D012 20)、淋菌核酸同定(D023 2)、クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)、淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA法の同時検出法並びにHPA法の同時検出法及びDKA法の同時検出法又はSDA法においては、咽頭からの検体も算定できる。淋菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20)を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検体も算定できる。クラミジアトラコマチス抗原精密測定(結膜または鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断の場合に実施した場合に算定できる。グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価(D012 24)はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。IgG、IgA及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は主なもののみ算定する。

- 37 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、サイトメガロウイルス、EBウイルス、エコーウイルス、ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、ムンプスウイルス、パラインフルエンザウイルスI型、パラインフルエンザウイルスII型、パラインフルエンザウイルスIII型、ポリオウイルスI型、ポリオウイルスII型、ポリオウイルスIII型、RSウイルス、風疹ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する(注)。

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った場合は、2項目を限度として算定する(注)。グロブリ

ンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19(D012 26)は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EBウイルス、麻疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルスB19。同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定できる。

- 38 抗アニサキスIgG・A抗体価(D012 23)は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- 39 リリウマトイド因子(D014 2)、抗ガラクトース欠損IgG抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)(D014 8)、C1q結合免疫複合体(D014 10)、モノクローナルRF結合免疫複合体(D014 13)、IgG型リウマチ因子(D014 14)及びC3d結合免疫複合体(D014 14)のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。抗ガラクトース欠損IgG抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗CCP抗体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗CCP抗体)は、抗ガラクトース欠損IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)、C1q結合免疫複合体、モノクローナルRF結合免疫複合体、IgG型リウマチ因子及びC3d結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- 40 抗セントロメア抗体(D014 12)は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- 41 ループスアンチコアグラント(D014 18)は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- 42 血清中抗デスマグレイン3抗体(D014 17)又は血清中抗デスマグレイン1抗体(D014 19)は、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。尋常性天疱瘡、又は、落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、血清中抗デスマグレイン1抗体と血清中抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- 43 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体

- (MPO-ANCA) (D014 18)は、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- 44 抗糸球体基底膜抗体 (D014 18)は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- 45 抗アセチルコリンレセプター抗体価 (D014 23) は、重症筋無力症の診断の目的で行った場合のみ算定できる。但し、診断後の経過観察等の場合も従前通り算定できる。(H18. 4. 28 医療課事務連絡)
- 46 抗 GM1IgG 抗体 (D014 22)は、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等ギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察は算定できない。
- 47 抗 GQ1bIgG 抗体 (D014 22)は、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- 48 グルタミン受容体自己抗体価 (D014 24)は、ラスマッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- 49 免疫グロブリン (D015 4)は、IgG, IgA, IgM 及び IgD を測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき) (D015 21) によって IgA, IgM 及び IgG を同時に測定した場合は、1回の検査として免疫電気泳動法により算定する。免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比 (D015 23)は、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比 (D015 23)と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 50 細菌培養同定検査 (D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)からその他の部位からの検体 (D018 5)の項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、単培養検査 (D018 6)により算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)からその他の部位からの検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて単培養検査を併せて行った場合は、単培養検査は算定できない。症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一の部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行なった場合を含む。細菌培養同定検査の穿刺液 (D018 3)とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、細菌培養同定検査のその他の部位からの検体 (D018 5)とは、細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿器又は生殖器等からの検体 (D018 4)までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中一般物質定性半定量検査 (D000)に含まれるものであり、別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)から簡易培養検査 (D018 6)については、同一検

体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A群β溶連菌迅速試験 (D012 17)と細菌培養同定検査 (D018)を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。

大腸菌 0 157LPS 抗原 (D012 20)、大腸菌 0 157LPS 抗体 (D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体 (D018 2)によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査 (D012 21)は、細菌培養同定検査 (D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査 (D018)等の費用は別には算定できない。淋菌核酸同定検査 (D023 2)と淋菌抗原同定検査 (D012 21)又は細菌培養同定検査 (D018)を併用した場合は、主なるもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒 (TDH) 検査 (D023-23)は、細菌培養同定検査 (D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

- 51 抗酸菌分離培養検査 (D020)は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査 1 (D020 1)は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌分離培養検査 2 (D020 2)は、抗酸菌分離培養検査 1 に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査 (D021) (種目数にかかわらず一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) (培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。抗酸菌群核酸同定検査 (D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロニン (D015 24)は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査 (D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査 (D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査 (D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌同定検査

- (D021)が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- 52 末梢血管血行動態検査(D215 4イ)は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。
- 53 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度とする。MD法(D217 2)による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、骨塩定量検査の「MD法(D217 2)、SEXA法(D217 2)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日にDEXA法による腰椎撮影(D217 1)に大腿骨同時撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217 注)として、所定点数に90点を加算する。
- 54 分娩監視装置(D218)による諸検査は、胎児仮死、潜在胎児仮死及び異常分娩の経過改善の目的で陣痛促進を行う場合にのみ算定できるものであり、陣痛曲線、胎児心電図及び胎児心音図を記録した場合も、所定点数に含まれる。
- 55 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)(D223-2)は、睡眠時呼吸障害の疑われる患者に対して行った場合に算定し、数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。
- 56 胃・食道内24時間pH測定(D234)は、胃・食道逆流症の診断及び治療方法の選択のために実施された場合に算定する。胃・食道内24時間pH測定に用いる測定器、基準電極、pHカテーテル、ガラス電極、保護チューブ、電解液、電極用ゼリー、pH緩衝液等の費用は、所定点数に含まれる。胃・食道内24時間pH測定は、概ね24時間以上連続して行われるものであり、これを1回として算定する。
- 57 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239-3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)については、多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。
- 58 鼻腔通気度検査(D245)は、当検査に関連する手術日の前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合においては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。
- 59 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)(D281)は、視神経炎、視神経症等の求心性疾患や動眼神経麻痺、ホルネル症候群、アディー症候群、糖尿病による自律神経障害等の遠心性疾患又は変性疾患及び中毒による疾患の診断を目的として行った場合に算定できる。
- 60 中心フリッカー試験(D282)は、視神経疾患の診断のために行った場合に算定する。
- 61 ダーモスコピー(D282-4)は、悪性黒色種、基底細胞癌、ポーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変の診断の目的で行った場合に、初回の診断日に限り算定する。
- 62 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。当該検査は貼付試験、皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。
- 63 気管支ファイバースコーピー(D302)は、気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する(注)。気管支肺胞洗浄法検査加算は、肺胞タンパク症、サルコイドーシス等の診断のために気管支肺胞洗浄を行い、洗浄液を採取した場合に算定する。経気管肺生検法(D415)と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。気管支ファイバースコーピー(D302)の点数は別に算定できない。超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)を用いて検査した場合は、超音波検査(D215)の所定点数を合わせて算定する。
- 64 縦隔鏡検査(D304)は、主に胸部(肺及び縦隔)の疾病の鑑別、肺癌の転移の有無、手術適応の決定のために用いられるものをいう。
- 65 膀胱尿道ファイバースコーピー(D317)は、軟性膀胱鏡を用いた場合に算定する。膀胱尿道ファイバースコーピー(D317)を必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。膀胱尿道ファイバースコーピーにインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テスト(D289 2)の所定点数を併せて算定する。膀胱尿道ファイバースコーピーについては、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。膀胱尿道鏡検査(D317-2)は、硬性膀胱鏡を用いた場合に算定する。膀胱尿道鏡検査を必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。当該検査にインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テストの(D289 2)の所定点数を併せて算定する。当該検査については、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。なお、膀胱のみ又は尿道のみの観察では所定点数は算定できない。尿管カテーテル法(D318)は、ファイバースコープを用いて尿管の通過障害、結石、腫瘍等の検索を行った場合に算定できるもので、同時に行う膀胱尿道ファイバースコーピー(D317)及び膀胱尿道鏡検査(D317-2)を含む(注)。腎盂尿管ファイバースコーピー(片側)(D319)の所定点数には、ファイバースコープを用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。
- 66 神経・筋負荷テスト(D240)のテンシロンテスト(ワグスチグミン眼筋力テストを含む。)(D240 1)については、

Edrophonium Chloride を負荷して行う検査に伴うすべての検査（前後の観察及び精密眼圧測定を含む。）を含む。瞳孔薬物負荷テスト(D240 2)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に、負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については、薬剤(D500)により算定する。乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。）(D240 3)については、血中乳酸、焦性ブドウ酸、カリウム、P等の測定検査の費用及び採血料を含む。

67 前房水採取(D419 4)については、内眼炎等の診断を目的に前房水を採取した場合に算定する。

II-2. 疾患、検査結果等を規制される検査

1 悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査(D009)を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。悪性腫瘍特異物質治療管理料の尿中BTAにかかもの(B001 3イ)については、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTA(D009 1)を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する(注1)。悪性腫瘍特異物質治療管理料のその他のもの(B001 3ロ)については、悪性腫瘍の患者に対して、腫瘍マーカー検査(D009)(尿中BTAを除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行ったときに算定する(注2)。注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料のその他のもの(B001 3ロ)の所定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない(注3)。「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、D009腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する(注4)。腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする(注5)。当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(D009腫瘍マーカーの通知に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する(注

6)。特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

2 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10)、尿中マイクロアルブミン(D001 10)及び尿中IV型コラーゲン(D001 14)は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回を限度として算定できる。なお、これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。

3 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。

4 ヘモグロビンA1c(HbA1c)(D005 9)、グリコアルブミン(D007 18)、又は1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)(D007 22)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。

5 モノクローナル抗体による造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)(D005 15)はモノクローナル抗体を用いて白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。検査に用いられるモノクローナル抗体は医薬品として承認されたものであり、検査に当って用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

6 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

7 サイトケラチン(CK)19mRNA(D006-7)は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。

8 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)(D006 13)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。凝固因子インヒビター(D006 17)は、第VIII因子(D006 22)又は第IX因子(D006 22)の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。

9 PIVKA II(D006 16)は、出血・凝固検査として行った場合に算定する。

10 I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)(D008 13)及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17)は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6か月以内

の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発しない肺癌、乳癌、前立腺に限る) の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。TRACP-5b をI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体) 腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。尿中βクロスラプス(D008 14)及びβクロスラプス(尿を除く。)(D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプスはβクロスラプス(尿を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC) (D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミンK2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプス、βクロスラプス(尿を除く。)及び低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回、その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。I型プロコラーゲン-C-プロペプチド (D009 8)、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 ロ)を算定する。I型コラーゲンCテロペプチド(D009 8)は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

11 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1) (D007 34)は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫流産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象とし実施した場合のみ算定する。

12 ヒアルロン酸(D007 34)は、慢性肝炎患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。

13 トロンボモジュリン(D006 21)は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるのMOF 観察のために実施した場合のみ算定できる。

14 WT 1 mRNA 核酸増幅検査(D006-7)は、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

15 アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)は、診察及

び他の検査から、核黄疸に進展する恐れがある新生児に、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。

16 リポ蛋白リパーゼ(D007 37)は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは薬剤(D500)として算定できるが、注射料は算定できない。

17 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38)は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。

18 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性(D008 1)及びヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画(D008 12)は、免疫学的妊娠試験に該当する。ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG) (D008 12)は、HCG・LH 検査(試験管法)を含むものである。HCGβ分画は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。HCGβ分画、HCG定性又はHCGを併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

19 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP) (D008 11)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP) (D008 19)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP、NT-proBNP、HANPを併せて実施した場合は、併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B001 15)を算定している場合は、当該検査の所定点数を算定できない。)

20 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価(D008 11)は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。抗IA-2抗体精密測定(D008 18)は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

21 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3) (D008 21)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)をソマトメジンC(D008 19)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

22 サイトケラチン19フラグメント(D009 9)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)を算定できる。

23 乳頭分泌液中CEA(D009 13)は、乳頭異常分泌患者に非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。乳頭分泌液中HER2タンパク測定(D009 13)は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定し

た場合に限り算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク測定及び乳頭分泌液中 CEA を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。血清中 HER 2 タンパク測定 (D009 13) は、乳癌であると既に確定診断され、かつ HER 2 タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER 2 タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3 ロ) を算定する。HER 2 タンパク (N002 3) は、免疫染色病理標本作製を行った場合に限り算定する。HER 2 遺伝子標本作製 (N005) は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗 HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、遺伝子増幅標本作製を行なった場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。なお、HER 2 遺伝子標本作製 (N005) と HER 2 タンパク免疫染色病理標本作製 (N002 3) を併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。(平 23.3.10 保医発 0310 1)

- 24 大腸菌 0 157LPS 抗原 (D012 20)、大腸菌 0 157LPS 抗体 (D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体 (D018 2) によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査 (D012 21) は、細菌培養同定検査 (D018) により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査 (D018) 等の費用は別には算定できない。 **大腸菌ペロトキシン検査 (D023-24)** は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。大腸菌ペロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法については、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- 25 レプトスピラ抗体価 (D012 23) は、秋疫 A、秋疫 B、秋疫 C、ワイル病、カニコウラのそれぞれについて算定する。
- 26 ダニ特異 IgG 抗体価 (D012 29) は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- 27 白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原 (D012 31) は、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又は HIV 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(H22.4.1 医科点数表の解釈)
- 28 HCV 特異抗体価測定による群別判定 (D013 8) は、C 型肝炎の診断が確定した患者に対し、C 型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定できる。HCV 核酸同定検査 (D023 6) 又は HCV 核酸定量検査 (D023 9) は、C 型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV 核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合にお

いては、HCV 核酸同定検査と HCV 核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

- 29 リウマトイド因子 (D014 2)、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価 (D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3) (D014 8)、C1q 結合免疫複合体 (D014 10)、モノクローナル RF 結合免疫複合体 (D014 13)、IgG 型リウマチ因子 (D014 14) 及び C3d 結合免疫複合体 (D014 14) のうち 3 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体 (抗 CCP 抗体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3 月に 1 回に限り算定出来る。なお、当該検査を 2 回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体 (抗 CCP 抗体) は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3)、C1q 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 1 つに限り算定する。
- 30 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査 (D016 4) は、白血球墨粒貪食試験、NBT 還元能検査を、顆粒球機能検査 (D016 2) (種目数にかかわらず一連につき) は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査 (D016 3) は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。フローサイトメトリーの Two-color 分析法による赤血球検査 (D016 5) は、発作性夜間血色素尿症 (PHN) の鑑別診断のため、2 種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。リンパ球幼若化検査 (D016 6) (一連につき) は、Con-A 又は PHA 又は薬診の被疑医薬品によるものである。
- 31 細菌薬剤感受性検査 (D019) は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。1 菌種 140 点、2 菌種 180 点、3 菌種以上 230 点。
- 32 酵母様真菌薬剤感受性検査 (D019-2) は、深在性真菌症 (カンジダ、クリプトコックスに限る) であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。本検査は、医学的に必要があれば、細菌薬剤感受性検査 (D019) と別に算定可能である。(H18.3.31 医療課事務連絡)
- 33 抗酸菌分離培養検査 (D020) は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査 1 (D020 1) は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌分離培養検査 2 (D020 2) は、抗酸菌分離培養検査 1 に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査 (D021) (種目数にかかわらず一連につき) は、検査方法、培地数にかかわらず、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) (培地数に関係なく) は、直接法、間接法等の方

法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激遊離インターフェロニン(D015 24)は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査(D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみ算定できる。抗酸菌同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

34 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定出来る。

35 残尿測定検査(D216-2)は、前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する。超音波検査(D216-2 1)によるものと導尿(D216-2 2)によるものを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。残尿測定検査については、月2回を上限とし、2回目も100分の100で算定する。(平 22.4.30 医療課事務連絡)

36 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定出来る。

37 ノンストレステスト(一連につき)(D219)は、「40歳以上の初産婦、BMIが35以上の初産婦、多胎妊娠、子宮内胎児発育不全の認められる、子宮収縮抑制剤を使用中、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、前置胎盤(妊娠22週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。)、胎盤機能不全、羊水異常症、妊娠30週未満の切迫早産で、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの切迫早産の兆候を示し、かつ、以下のいずれかを満たすもの(前期破水を合併、経膈超音波検査で子宮頸管長が20mm未満、切迫早産の診断で他の医療機関から搬送、早産指数(tocolysis index)が3点以上、心疾患(治療中に限る。)、糖尿病(治療中に限る。)、甲状腺疾患(治療中に限る。)、腎疾患(治療中に限る。)、膠原病(治療中に限る。)、特発性血小板減少性紫斑病(治療中に限る。)、白血病(治療中に限る。)、血友病(治療中に限る。)、出血傾向(治療中に限る。)、HIV陽性、Rh不適合、当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術又手術予定)の患者に対し行われた場合に算定する。ただし、治療中とは、対象疾患について専門的治療が行われているものを指し、単なる経過観察のために年に数回程度通院しているのみでは算定できない。ノンストレステストは入院中の患者に対して行った場合は1週間につき3回に限り、入院中の患者以外の患者に対して行った場合は1月につき1

回に限り算定できる。なお、1週間の計算は歴週による。

38 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g未満又は1,000g以上1,500g未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のPO₂、PCO₂及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。

39 終末呼吸炭酸ガス濃度測定(一日につき)(D224)は、気管内挿管又は気管切開している患者であって、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア人工呼吸器を装着している患者、イ自発呼吸が不十分な患者、ウ脳外傷等換気不全が生じる可能性が非常に高いと判断される患者 閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。

40 人工臓腑(D231)は、糖尿病患者の治療に際してインスリン抵抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、血管内に留置した二重腔カテーテルから吸引した血中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。算定の対象となる患者は、次の療養が必要な糖尿病等の患者であって、医師が人工臓腑以外による血糖調整が困難であると認めた者である。ア高血糖時(糖尿病性昏睡等)における救急的治療 イ手術、外傷及び分娩時の血糖管理 ウインスリン産生腫瘍摘出術の術前、術後の血糖管理 エ糖尿病性腎症に対する透析時の血糖管理 オ難治性低血糖症の治療のための血糖消費量決定 カインスリン抵抗性がみられる難治性糖尿病に対するインスリン感受性テスト及び血糖管理。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。人工臓腑と同一日に行った血中グルコース測定は、別に算定できない。人工臓腑を行うために必要な血液学的検査、生化学的検査とは、次の検査である。ア血液学的検査(赤血球沈降速度測定、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、ヘモグロビンA1c、血液浸透圧測定) イ生化学的検査(グルコース、アンモニア、ケトン体、アミラーゼ、総窒素、尿素窒素(BUN)、遊離脂肪酸、総コレステロール、インスリン、グルカゴン、ナトリウム、クロール、カリウム、P、カルシウム)。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は、別に算定できない。当該検査は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合の保険医療機関で行った場合に限り算定する。

41 直腸肛門機能検査(D233)は、患者1人につき月1回に限り算定する。直腸肛門機能検査とは、直腸肛門内圧測定、直腸感覚検査、直腸コンプライアンス検査、直腸肛門反射検査、排出能力検査をいう。直腸肛門機能検査は、ヒルシュスプルング病、鎖肛、肛門括約不全、直腸肛門由来の排便障害等の直腸肛門疾患に対して行う検査をいう。直腸肛門機能検査は、直腸肛門内圧検査用バルーン、マイクロチップ、インフューズドオープンチップ又はマイクロバルーン等を用いて実施されるものである。

42 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14

- 日間を限度として算定する。当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。
- 43 終夜睡眠ポリグラフィ-1(携帯用装置を使用した場合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するため、6月に1回を限度として算定できる。瞳孔薬物負荷テスト(D240 2)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に、負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については、薬剤(D500)により算定する。
- 44 音声言語医学的検査(D251)の音響分析(D251 2)は、種々の原因による音声障害及び発音、構音、話しことば等の障害がある患者に対して、音声パターン検査又は音声スペクトル定量検査のうち一方又は両方を行った場合に算定する。音声言語医学的検査の音声機能検査(D251 3)とは、嗄声等の音声障害について、発声状態の総合的分析を行う検査であり、音域検査、声の強さ測定、発声時呼吸流の測定、発声持続時間の測定を組み合わせ、それぞれ又は同時に測定するものをいい、種類及び回数にかかわらず、一連として1回算定する。
- 45 扁桃マッサージ法(D252)は、慢性扁桃炎に対する病巣誘発試験として行われた場合に算定する。
- 46 網膜電位図(ERG)(D258)は、前眼部又は中間透光体に混濁があって、眼底検査が不能の場合又は眼底疾患の場合に限り、誘導数にかかわらず、所定点数により算定する。
- 47 前房隅角検査(D274)とは、隅角鏡を用いて行う前房隅角検査であり、緑内障等の場合に行う。
- 48 レーザー前房蛋白細胞数検査(D280)は、レーザー前房タンパク細胞測定装置を用いて、前眼部炎症の程度を診断するために、前房内のタンパク濃度及び細胞数を測定するものである。
- 49 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。当該検査は貼付試験、皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。
- 50 尿失禁定量テスト(パッドテスト)(D292-2)は、尿失禁患者において、体動時の失禁等をパッドにより採取し、定量的な尿失禁の評価を行うものであり、1月につき1回に限り算定できる。ただし、使用されるパッドの費用は、所定点数に含まれる。
- 51 内視鏡下嚥下機能検査(D298-2)は、嚥下機能が低下した患者に対して、喉頭内視鏡等を用いて直接観察下に着色水を嚥下させ、嚥下反射惹起のタイミング、着色水の咽頭残留及び誤嚥の程度を指標に嚥下機能を評価

した場合に算定する。内視鏡下嚥下機能検査、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ(D298)及び喉頭ファイバースコープ(D299)を2つ以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

- 52 センチネルリンパ節生検(D409-2)は、触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係る手術を予定している場合のみ算定する。センチネルリンパ節生検を乳房悪性腫瘍手術と同日に行う場合は、乳腺悪性腫瘍手術の(K476 注1)又は(K476 注2)で算定する。センチネルリンパ節生検に伴う放射性同位元素の薬剤料は、薬剤(D500)として算定する。放射性同位元素の検出に要する費用は、シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態28)(一連につき)(E100 1)により算定する。摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部病理診断の所定点数を算定する。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、センチネルリンパ節生検併用法(D409-2 1)については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、センチネルリンパ節生検単独法(D409-2 2)については色素のみを用いて行った場合に、それぞれ算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

II-3. 期間などが規制されている検査

- 1 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性(D004 7)又は子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ(D004 8)は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- 2 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- 3 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)(D004 12)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限りとして算定できる。
- 4 マンガン(D007 9)は、1カ月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3カ月に1回に限り算定することができる。
- 5 アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)は、診察及び他の検査から、核黄疸に進展する恐れがある新生児に、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- 6 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)(D007 34)は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫流産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象とし実施した場合のみ算定する。
- 7 腔分泌液中 α -フェトプロテイン(D007 38)は、破水の

診断のために妊娠満 22 週以上満 37 週未満の者を対象として実施した場合に算定する。

- 8 ノイラミニダーゼ(D012 17)及びインフルエンザウイルス抗原(D012 18)は、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として、発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができる。インフルエンザウイルス抗原(D012 18)とインフルエンザウイルス A 若しくは B 型抗体価(D012 11)又はノイラミニダーゼ(D012 17)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 9 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が 1,000g 未満又は 1,000g 以上 1,500g 未満の新生児の場合は、それぞれ 90 日又は 60 日を限度として算定する。血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中の PO₂, PCO₂ 及び pH の観血的連続測定を行った場合に算定できる。

II-4. 他の検査・術時又は結果後などに本検査施行

- 1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合のみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合の判断料は算定できない。尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査項目は、次のとおりである。ア比重、イ pH、ウ蛋白、エ糖、オウロビリノゲン、カ ビリルビン、キ アセトン体(ケトン体)、ク潜血、コ試験紙による尿細菌検査、サ食塩検査、シ試験紙による白血球検査、ス アルブミン。同一検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注 1)。尿沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9 点を加算する(注 3)。尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定する。フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同

一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注 1)。当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する(注 2)。

- 2 関節液中コンドロカルシン(D004 11)はエックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- 3 サイトケラチン(CK)19mRNA(D006-7)は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK)19mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき 1 回限り算定する。
- 4 フィブリノゲン分解産物(D006 14)は、フィブリン分解産物(FDP)(D006 11)が異常値を示した場合に実施した時に算定できる。
- 5 MDA-LDL(D007 35)は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中の MDA-LDL を測定する場合に 3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前 1 回に限り算定できる。
- 6 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査 1(D020 1)は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌分離培養検査 2(D020 2)は、抗酸菌分離培養検査 1 に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1 回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査(D022)(培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が 4 種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が 4 種類以上の場合に限り算定する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロニン(D015 24)は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査(D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

- 7 腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。
- 8 単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定できる。
- 9 HTLV-I抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 32)は、HTLV-I抗体価(半定量)(D012 12)又はHTLV-I抗体価(D012 22)によって陽性が確認された症例について、確認診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- 10 HPV核酸同定検査(D023 6)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行われた細胞診の結果によりベセスダ分類がASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。当該検査はハイリスク型HPV66, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 68型を指す。)が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。
- 11 埋込型心電図検査(D210-3)は、30分又はその端数を増すごとに算定する。解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする(注1)。埋込型心口図検査については、短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。埋込型心電図検査は、患者の皮下に埋込まれた記録装置を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけではなく、再生及びコンピューターによる解析を行った場合の費用を含む。埋込型心電図記録計を使用し診断を行った場合は、当該機器が埋込まれた時間ではなく、心電図が記録された時間に応じて算定する。厚生労働大臣が定める施設基準。◇厚生労働大臣が定める施設基準とは、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年3月厚生労働省告示第63号)に定められている施設基準である。
- 12 非観血的連続血圧測定(D225-2)は、トノメトリー法により麻酔に伴って実施した場合に限り算定できるものとし、また、観血的動脈圧測定(D225)と同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、非観血的連続血圧測定に係る費用は人工呼吸(J045)の所定点数に含まれる。
- 13 頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。重心動揺計(D250 5)は、荷重変動を測定する検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものである。本検査は、当該装置を用いて、重心動揺軌跡を記録し、その面積(外周・矩形・実効値面積)、軌跡長(総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡長)、動揺中心変位、ロンベルグ率を全て計測した場合に算定するものである。なお、本検査は、平衡検査の標準検査(D250 1)を行った上、実施の必要が認められたものに限り算定するものである。重心動揺計(D250 5)、下肢加重検査(D250 5)、フォスプレート分析(D250 5)、動作分析検査(D250 5)について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加算する。パワー・ベクトル分

析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振幅確率密度分布をすべて算出した場合に算定する。刺激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺激、傾斜刺激、水平運動刺激、振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合に1種目ごとに算定する。

- 14 汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255)、細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれるものとする(注)。当該検査は、増殖性網膜炎、網膜硝子体界面症候群又は硝子体混濁を伴うぶどう膜炎の患者に対して、散瞳剤を使用し、細隙燈顕微鏡及び特殊レンズを用いて網膜、網膜硝子体界面及び硝子体の検査を行った場合に限り算定する。
- 15 角膜内皮細胞顕微鏡検査(D279)は、眼内手術、角膜手術における手術の適応の決定及び術後の経過観察の際に算定する。
- 16 術中迅速病理組織標本作製(N003)は、手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製と検鏡を完了した場合において、1手術につき1回算定する。なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織標本作製を行った場合は、病理組織標本作製(N000)の所定点数を別に算定する。テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行った場合は、送信側の保険医療機関において術中迅速病理組織標本作製及び病理診断料(N006)を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製は、厚生労働大臣が定める施設基準保険医療機関で行った場合に限り、当該患者について算定する。

II-5. 対象検体・臓器の種類、項目数、採取部位 包括など複合的規制

- 1 末梢血液像(D005 5)及び骨髄像(D005 14)の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。末梢血液像及び骨髄像の検査にあたって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。末梢血液一般検査(D005 6)は、赤血球数、白血球数、血色素(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- 2 血小板凝集能(D006 8)を測定する際は、その過程で血小板数を測定することから、末梢血液一般検査(D005 6)の所定点数を別に算定することはできない。
- 3 染色体検査(すべての費用を含む。)(D006-5)の所定点数には、フィルム代、引伸印画製代を含む。分染法を行った場合は、400点を加算する。分染法加算については、方法にかかわらず、1回の算定とする。
- 4 尿中BTA(D009 1)は、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った

場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 イ)を算定する。

- 5 尿中 NMP22(D009 7)及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量(D009 7)は、尿沈渣顕微鏡検査(D002)により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)は算定できない。尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- 6 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、エコーウイルス、ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルス A 型、インフルエンザウイルス B 型、ムンプスウイルス、パラインフルエンザウイルス I 型、パラインフルエンザウイルス II 型、パラインフルエンザウイルス III 型、ポリオウイルス I 型、ポリオウイルス II 型、ポリオウイルス III 型、RS ウイルス、風疹ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量)の測定を行った場合は、8 項目を限度として算定する(注)。

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った場合は、2 項目を限度として算定する(注)。グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目のウイルスの IgG 型ウイルス抗体価又は IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルス B19(D012 26)は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、麻疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルス B19。同一ウイルスについて IgG 型ウイルス抗体価及び IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定できる。
- 7 HIV-1 抗体価(D012 15)、HIV-1,2 抗体価(D012 16)については、診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和 53~63 年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価を実施した場合は、HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血

した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しない。ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミン K 欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者、イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者、ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者、エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む) なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合や HIV の感染に関連しやすい性感染症が認められる場合で HIV 感染症が疑わせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる。輸血料(K920)(自己血輸血(K920 4)を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね 2 か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定が行われた場合は、HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき 1 回に限り、所定点数を算定できる。他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算定の場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)又は HIV-2 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 30)は、スクリーニング検査としての HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。

HIV 抗原(D012 33)は、HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-1 核酸定量検査(D023 10)は、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。 HIV-1 核酸定量検査(D023 10)と HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

- 8 血清中抗 RNA ポリメラーゼ III 抗体(D014 10 準)は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1 回を限度として算定できる。びまん性型強皮症の診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ 3 月に 1 回を限度として算定できる。(H22.4.30 保医発 0430 1)
- 9 抗 Jo-1 抗体(D014 9)、抗サイログロブリン抗体(D014 9)、抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9)、抗 RNP 抗体(D014 9)、抗 Sm 抗体(D014 10)、抗 SS-A/Ro 抗体(D014 10)、抗 SS-B/La 抗体(D014 10)、抗 Scl-70 抗体(D014 10)及び C1q 結合免疫複合体(D014 10)等を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ 320 点又は 490 点とする。
- 10 抗 LKM-1 抗体(D014 15)は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
- 11 細菌培養同定検査(D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行う

ことを原則とする。同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの検体(D018 5)の項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、簡単培養検査(D018 6)により算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡単培養検査を併せて行った場合は、簡単培養検査は算定できない。症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一の部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行なった場合を含む。細菌培養同定検査の穿刺液(D018 3)とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、細菌培養同定検査のその他の部位からの検体(D018 5)とは、細菌培養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿器又は生殖器課からの検体(D018 4)までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)に含まれるものであり、別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)から簡易培養検査(D018 6)については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A群β溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。

大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20)、大腸菌 0 157LPS 抗体(D012 21)及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の0抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。淋菌核酸同定検査(D023 2)と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併用した場合は、主なもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-2 3)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

- 12 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査(D016 4)は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、顆粒球機能検査(D016 2)(種目数にかかわらず一連につき)は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(D016 3)は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査(D016

- 5)は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。リンパ球幼若化検査(D016 6)(一連につき)は、Con-A又はPHA又は薬診の被疑医薬品によるものである。
- 13 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- 14 細菌薬剤感受性検査(D019)は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。1菌種140点、2菌種180点、3菌種以上230点。
- 15 酵母様真菌薬剤感受性検査(D019-2)は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。本検査は、医学的に必要があれば、細菌薬剤感受性検査(D019)と別に算定可能である。(H18.3.31医療課事務連絡)
- 16 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査1(D020 1)は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌同定検査2(D021 2)は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき)(D021)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査(D022)は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
- 17 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査(D023 4)は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21)、クラミジアトラコマチス抗原(D012 20)、淋菌核酸同定(D023 2)、クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)、淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA法の同時検出法並びにHPA法の同時検出法及びDKA法の同時検出法又はSDA法においては、咽頭からの検体も算定できる。淋菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査

- 査(D023 2)とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20)を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検体も算定できる。クラミジアトラコマチス抗原精密測定(結膜または鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断の場合に実施した場合に算定できる。グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価(D012 24)はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。IgG、IgA及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は主なもののみ算定する。
- 18 SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査(D023 9)は、糞便又は鼻咽頭拭い液からの検体により行うものである。本検査は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第030811号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- 19 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')(D023-21)又はブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査(D023 9)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')とブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 20 電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面温度測定(D207 2)は、皮弁形成術(K015)及び四肢の血行再建術(K610-4, 5)後に、術後の血行状態を調べるために行った場合に算定する。ただし、術後1回を限度とする。なお、使用した電子授受式発消色性皮膚表面温度インジケータの費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 21 リアルタイム解析型心電図(D212)とは、入院中の患者以外の患者に対して8時間以上心電図をモニターしながら同時に波形を解析し、異常波形発現時のみ記録を行い得るものをいう。リアルタイム解析型心電図を用いて8時間以上心電図をモニターした場合は、解析の費用を含め、一連の使用について1回として算定する。心電図を2日間以上連続して記録することができる携帯型発作時心電図記録計使用心電図(D212-2)を用いて、記録スイッチ入力前を含む心電図を記録した場合に、解析の費用を含め、一連の使用について1回として算定する。
- 22 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)(D223)は、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は酸素療法を行う必要があるもの、イ静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の患者に行った場合。なお、閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同日には算定できない。人工呼吸(J045)を同日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)に係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。
- 23 皮弁血流検査(D207 2)は、1有茎弁につき2回までを限度として算定するものとし、使用薬剤及び注入手技料は、所定点数に含まれ、別に算定しない。
- 24 トレッドミルによる負荷心肺機能検査(D211)、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査(D211)には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査(D208)、スパイログラフィー等検査(D200)を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。呼吸器疾患に対して施行された場合にも、所定点数を算定出来る。運動療法における運動療法の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を奥的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として。所定点数に100点を加算する
- 25 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2)は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また、算定した場合は、以下(ア治療方針策定のために血糖プロフィールを必要とする1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。皮下連続式グルコース測定と同日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工臓臓を同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 26 神経磁気診断(D236-3)は、原発性及び続発性てんかん、中枢神経疾患に伴う感覚障害及び運動障害の患者に対する手術部位の診断や手術方法の選択を行う場合に限り、手術前に1回のみ算定できる。当該検査を算定するに当たっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する(注)。
- 27 電流知覚閾値測定(一連につき)(D239-2)は末梢神経障害の重症度及び治療効果の判定を目的として、神経線維を刺激することによりその電流知覚閾値を測定した場合に、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連につき所定点数により算定する。
- 28 神経学的検査(D239-3)は、意識状態、言語、脳神経、運動系、感覚系、反射、協調運動、髄膜刺激症状、起立

歩行等に関する総合的な検査及び診断を、成人においては、「別紙様式 19」の神経学的検査チャートを、小児においては、「別紙様式 19 の 2」の小児神経学的検査チャートを用いて行った場合に一連につき 1 回に限り算定する。神経学的検査は、専ら神経系疾患(小児を対象とする場合もふくむ。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を 10 年以上有するものに限る。)が当該諸検査を行った上で、その結果を患者及びその家族等に説明した場合に限り算定する。神経学的検査と一連のものとして実施された検査(眼振を検査した場合の平衡機能検査(D255)、眼底を検査した場合の精密眼底検査等を指す。)については、所定点数に含まれ、別に算定できない。厚生労働大臣の定める施設基準適合保険医療機関。

- 29 自覚的聴力検査(D244)の「ことばのききとり検査(D244 2)」は、難聴者の語音理解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡易聴力検査(D244 3)とは、室内騒音が 30 ホーン以下の防音室で行う検査である。簡易聴力検査(D244 3)の気道純音聴力検査(D244 3イ)は、日本工業規格選別用オージオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に算定する。簡易聴力検査のその他(種目にかかわらず一連につき)(D244 3ロ)は次に掲げるア及びビを一連として行った場合に算定する。ア音叉を用いる検査(ウェーバー法、リンネ法、ジュレ法を含む。)イオージオメーターを用いる検査(閉鎖骨導試験(耳栓骨導試験)、日本工業規格選別用オージオメーターによる気導検査を含む。)後迷路機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 4)とは、短音による検査、方向感機能検査、ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD)のうち、1 種又は 2 種以上のものを組み合わせて行うものをいい、2 種以上行った場合においても、所定点数により算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 5)の所定点数は、レクルートメント検査(ABLB 法)、音の強さ及び周波数の弁別域検査、SISI テスト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数により算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)(D244 5)は、診断用オージオメータ、自記オージオメータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち 2 種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。
- 30 耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定(D248)において音響耳管法、耳管鼓室気流動体法又は加圧減圧法のいずれか又は複数により測定した場合に算定する。
- 31 平衡機能検査の標準検査(D250 1)とは、上肢偏倚検査(遮眼書字検査、指示検査、上肢偏倚反応検査、上肢緊張検査等)、下肢偏倚検査(歩行検査、足ぶみ検査等)、立ちなおし検査(ゴニオメーター検査、単脚起立検査、両脚起立検査等)、自発眼振検査(正面、右、左、上、下の注視眼振検査、異常眼球運動検査、眼球運動の制限の有無及び眼位検査を含む検査)をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査(D250 2)

とは、「温度眼振検査(温度による眼振検査)、視運動眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、回転眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、視標追跡検査、迷路瘻孔症状検査」のそれぞれ検査 1 回につき所定点数により算定する。頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。電気眼振図(D250 4)を眼球電位図(EOG)(D278)と併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

- 32 量的視野検査(D260)には、全視野にわたって検査する場合のほか、例えば、中心視野を特に重点的に検査する量的中心視野検査等、視野の一定部位を限定して検査する場合があるが、2 つ以上の部位にわたって当該検査を同時に実施した場合においても、所定点数のみを算定する。
- 33 調節検査(D262)は、近点計等による調節力の測定をいうものであり、両眼若しくは片眼又は検査方法(調節力検査及び調節時間検査等を含む。)の種類にかかわらず、所定点数により算定する。負荷調節検査を行った場合であって、負荷の前後に調節検査を行った場合には、所定点数の 100 分の 200 の点数を限度として算定する。
- 34 精密眼圧測定(D264)は、ノンコンタクトノメーター若しくはアブラネーショントノメーターを使用する場合又はディファレンシャル・トノメトリーにより眼内圧を測定する場合(眼球壁の硬性測定検査を行った場合を含む。)をいい、検査の種類にかかわらず、所定点数により算定する。網膜中心血管圧測定(D276)に際しての精密眼圧測定は、別に算定できない。水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、55 点を加算する。上記加算は、水分を多量に摂取させたり、薬剤の注射、点眼若しくは暗室試験等の負荷により眼圧の変化をみた場合又は眼圧計等を使用して前房水の流出率、産出量を測定した場合に、検査の種類、負荷回数にかかわらず、1 回のみ所定点数により算定する。
- 35 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2 ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。角膜移植後の患者については 2 か月に 1 回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う白内障患者については手術の前後各 1 回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。
- 36 PL(Preferential Looking)法(D282-2)は 4 歳未満の乳幼児又は通常の視力検査で視力測定ができない患者に対し、栗屋-Mohindra 方式等の測定装置を用いて視力測定を行った場合に算定する。テラーカード等による簡易測定は本検査には含まれない。診療録に検査結果の要点を記載する。
- 37 卵管通気・通水・通色素検査(D290)の所定点数は、両側についての点数であり、検査の種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。
- 38 血液採取(1 日につき)(D400)は、入院中の患者以外

の患者についてのみ算定する(注1)。6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する(注2)。血液回路から採血した場合は算定しない(注3)。血液採取に係る乳幼児加算は、静脈(D400 1)及びその他(D400 2)のそれぞれについて加算する。

- 39 臓器穿刺(D416)、組織採取(D416)の6歳未満の場合は、2,000点を加算する。開腹による臓器穿刺(D416 2)、組織採取(D416 2)については、穿刺回数、採取臓器数又は採取した組織の数にかかわらず、1回として算定する。
- 40 その他の検体採取の胃液・十二指腸液採取(D419 1)については、1回採取、分割採取二かかわらず、この項の所定点数により算定し、ゾンデ挿入に伴いエックス線透視を行った場合においても、エックス線透視料は、別に算定しない。胸水・腹水採取(D419 2)の所定点数には、採取及び簡単な液検査(肉眼的正常観察、リバルタ反応、顕微鏡による細胞の数及び種類の検査)の費用が含まれる。なお、塗抹染色顕微鏡検査を行った場合は、排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)により、血液化学検査を行った場合は、穿刺液・採取液検査のその他(D004 18)により、細胞診検査を行った場合は、細胞診(N004)により算定する。人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取を行った場合の採血料は算定出来ない。
- 41 人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取(D419 3)を行った場合の採血料は算定できない。
- 42 細胞診(N004)は、腔脂膏顕微鏡標本作製、胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞標本作製及び眼科プロヴァツェク小体標本作製並びに天疱瘡における Tzanck 細胞の標本作製は、細胞診により算定する。同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。

Ⅲ. 期間・回数・部位・臓器などの規制

Ⅲ-1. 同一日に2回以上の場合、1回のみ算定

1 心室筋ミオシン軽鎖 I (D007 34)は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。

Ⅲ-2. 1カ月以内に2回以上行っても、1回のみ算定

1 涙液中総 IgE 定性 (D004 7)は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。

2 WT 1 mRNA 核酸増幅検査 (D006-7)は、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

3 ヘパリン (D007 26)の血中濃度測定は、同一の患者に1カ月以内に2回以上行った場合には、第1回の測定のとときに算定する。

4 アセトアミノフェン (D007 34)は、同一の患者につき1カ月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定のとときに1回に限り算定する。

5 悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3)は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査 (D009)を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。悪性腫瘍特異物質治療管理料の尿中 BTA にかかるもの (B001 3 イ)については、悪性腫瘍の患者に対して、尿中 BTA (D009 1)を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する (注1)。悪性腫瘍特異物質治療管理料のその他のもの (B001 3 ロ)については、悪性腫瘍の患者に対して、腫瘍マーカー検査 (D009) (尿中 BTA を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行ったときに算定する (注2)。注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料のその他のもの (B001 3 ロ)の所定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない (注3)。「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、腫瘍マーカー (D009)を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する (注4)。腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする (注5)。当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査腫瘍マーカー (D009)の通知に

規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する (注6)。特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

6 グルタミン受容体自己抗体価 (D014 24)は、ラスマッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。

7 ヒト TARC (D015 18)は、血清中のヒト TARC 量を測定する場合に月1回に限り算定できる。

8 24時間自由行動下血圧測定 (1日につき) (D225-3)は、日本循環器学会、日本心臓病学会及び日本高血圧学会の承認を得た「24時間血圧計の使用 (ABPM) 基準に関するガイドライン」に沿って行われた場合に、1月に1回に限り算定する。

9 直腸肛門機能検査 (D233)は、患者1人につき月1回に限り算定する。直腸肛門機能検査とは、直腸肛門内圧測定、直腸感覚検査、直腸コンプライアンス検査、直腸肛門反射検査、排出能力検査をいう。直腸肛門機能検査は、ヒルシュスプルング病、鎖肛、肛門括約不全、直腸肛門由来の排便障害等の直腸肛門疾患に対して行う検査をいう。直腸肛門機能検査は、直腸肛門内圧検査用バルーン、マイクロチップ、インフューズドオープンチップ又はマイクロバルーン等を用いて実施されるものである。

10 尿失禁定量テスト (パッドテスト) (D290-2)は、尿失禁患者において、体動時失禁等をパッドにより採取し、定量的な尿失禁の評価を行うものであり、1月につき1回に限り算定できる。ただし、使用されるパッドの費用は、所定点数に含まれる。

11 血管内超音波法 (D215 5)の算定は次の方法による。A検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。I本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。ウエックス線撮影に用いられるフィルムの費用はフィルム (E400)の所定点数により算定する。エ注5参照。血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査 (D324)は所定点数に含まれるものとする (注6)。血管内視鏡検査 (D324)は、患者1人につき月1回に限り算定する (注1)。血管内視鏡検査での呼吸心拍監視 (D220)、新生児心拍・呼吸監視 (D220)、カルジオオスコープ (ハートスコープ) (D220)又はカルジオタコスコープ (D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用 (フィルムの費用は除く)は、所定点数に含まれるものとする (注2)。

12 病理診断料 (N006)の組織診断料 (N006 1)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、病理組織標本作製 (N000)、電子顕微鏡病理組織標本作製 (N001)、免疫染色 (免疫抗体

法) 病理組織標本作製(N002)若しくは術中迅速病理組織標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)の細胞診断料(N006-2)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、術中迅速細胞診(N003-2)若しくは細胞診の穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの(N004-2)により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、病理組織標本作製(N000)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)、術中迅速病理組織標本作製(N003)、術中迅速細胞診(N003-2)又は細胞診(N004)までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。病理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが、年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製した病理標本につき診断のみを行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行う場合を除く。)においては、療養の給付の対象とならない。病理診断料(N006)が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を算定することができる。病理判断料(N007)は、行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)を算定した場合には、算定しない。病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を算定することができる。

Ⅲ-3. 2カ月以内に2回以上行っても、1回のみ算定

1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ

るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。

Ⅲ-4. 治療開始後1カ月以内は2回限度、その後は3カ月に1回限度

1 1,25ジヒドロキシビタミンD3(1,25(OH)2D3)(D00743)は、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD3剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミンD3剤による治療開始後1カ月以内は2回を限度とし、その後は3カ月に1回を限度として算定する。

Ⅲ-5. 3又は4カ月に1回のみ算定

1 尿中マイクロトランスフェリン(D00110)、尿中アルブミン(D00110)及び尿中IV型コラーゲン(D00114)は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回を限度として算定できる。なお、これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。

2 マンガン(D0079)は、1カ月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3カ月に1回に限り算定することができる。

3 リポ蛋白(a)(D00726)は3カ月に1回を限度として算定できる。

4 レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロール(D00735)は、3カ月に1回を限度として算定する。

5 シスタチンC(D00728)又はペントシジン(D00727)は、尿素窒素(BUN)(D0071)又はクレアチニン(D0071)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、シスタチンC(D00728)とペントシジン(D00727)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン(D00727)は、尿素窒素(BUN)(D0071)又はクレアチニン(D0071)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主

たるもののみ算定する。

- 6 PSA(D009 5)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSAの検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。フリーPSA/トータルPSA比(D009 8)は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- 7 リウマトイド因子(D014 2)、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)(D014 8)、C1q 結合免疫複合体(D014 10)、モノクローナルRF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG型リウマチ因子(D014 14)及びC3d 結合免疫複合体(D014 14)のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)、C1q 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、IgG型リウマチ因子及びC3d 結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- 8 血清中抗 RNA ポリメラーゼⅢ抗体(D014 10 準)は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1回を限度として算定できる。びまん性型強皮症の診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。(H22.4.30 保医発 0430 1)
- 9 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定出来る。
- 10 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度とする。MD法(D217 2)による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、骨塩定量検査の「MD法(D217 2)、SEXA法(D217 2)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日にDEXA法による腰椎撮影(D217 1)に大腿骨同時撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217 注)として、所定点数に90点を加算する。

Ⅲ-6. 6か月に1回限り算定

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-2 1)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR 遺伝子検査又はK-ras 遺伝子検査、膵癌におけるK-ras 遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1 遺伝子検査、TLS-CHOP 遺伝子検査又はSYT-SSX 遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-2 1)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。
- 2 イヌリン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007-1)又はクレアチニン(D007 1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定を目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 3 I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)(D008 13)及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17)は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6か月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更した時は変更後6か月以内に1回に限り算定できる。酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)(D008 13)は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発しない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6か月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6か月以内に1回に限り算定できる。TRACP-5bをI型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)、オステオカルシン(D008 14)又は尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。尿中βクロスラプス(D008 14)及びβクロスラプス(尿を除く。)(D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプ

スはβクロスラプス（尿を除く。）と併せ実施した場合は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC) (D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプス、βクロスラプス（尿を除く）及び低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回、その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。I型プロコラーゲン-C-プロペプチド (D009 8)、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B0013 ロ)を算定する。I型コラーゲンCテロペプチド(D009 8)は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

Ⅲ-7. 患者1人につき1回限り算定

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-2 1)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR 遺伝子検査又はK-ras 遺伝子検査、膵癌におけるK-ras 遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1 遺伝子検査、TLS-CHOP 遺伝子検査又はSYT-SSX 遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-2 1)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。
- 2 抗悪性腫瘍剤感受性検査(D004-2 2)は、胃悪性腫瘍に対する胃切除術(K655)、腹腔鏡下胃切除術(K655-2)、噴門側胃切除術(K655-4)、胃全摘術(K657)又は腹腔鏡下胃全摘術(K657-2)であって、日本胃癌学会の胃癌取り扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤であって胃悪性腫瘍に適応を有するものに限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
- 3 遺伝病的検査(D006-4)は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定で

きる。アデュシェンヌ型筋ジストロフィー、イペッカー型筋ジストロフィー、ウ福山型先天性筋ジストロフィー、エ栄養障害型表皮水疱症、オ家族性アミロイドーシス、カ先天性QT延長症候群、キ脊髄性筋萎縮症、ク中枢神経白質形成異常症、ケムコ多糖症I型、コムコ多糖症II型、サゴーシェ病、シファブリ病、スボンベ病、セハッチントン舞踏病 ソ球脊髄性筋萎縮症 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守する。

- 4 HBc 抗体価(D013 6)とIgM-HBc 抗体価(D013 6)を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査(D023 9)は、B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。また、B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定できない。B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg) (D013 9)は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV核酸定量検査(D023 3)又はDNAポリメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。DNAポリメラーゼは、H24.3.31までの間に限り、算定できるものとする。
- 5 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)は、C型肝炎の診断が確定した患者に対し、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。HCV核酸同定検査(D023 6)又はHCV核酸定量検査(D023 9)は、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、HCV核酸同定検査とHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

Ⅲ-8. その他期間、回数などに規制

- 1 尿中ミオイノシトール(D001 11)は、空腹時血糖が110mg/dl以上126mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- 2 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- 3 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A) (D004 12)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限りとして算定できる。

4 サイトケラチン(CK) 19mRNA(D006-7)は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK) 19mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。

5 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

6 MDA-LDL(D007 35)は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。

7 I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)(D008 13)及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17)は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6カ月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)(D008 13)は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発しない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。TRACP-5bをI型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)、オステオカルシン(D008 14)又は尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。尿中βクロスラプス(D008 14)及びβクロスラプス(尿を除く。)(D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプスはβクロスラプス(尿を除く。)と併せ実施した場合は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC)(D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミンK2剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプス、βクロスラプス(尿を除く。)及び低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回、その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。I型プロコラーゲン-C-プロペプチド(D009 8)、I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b又は尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理

料(B001 3 ロ)を算定する。I型コラーゲンCテロペプチド(D009 8)は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

8 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査(D008)の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。

9 ヘリコバクター・ピロリ(以下H・ピロリに略す)抗体(定性・半定量)(D012 9)検査を含むH・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成22年06月18日保医発0618第1号)に即して行うこと。

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

A 対象患者H・ピロリ感染症に係る検査については、いかに掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃MALTリンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定出来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウレアーゼ試験(D012 7)、②鏡検法、③培養法、④抗体測定(D012 9)・抗体(D012 11)、⑤尿素呼気試験(D023-2 2)、⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2)(1)に掲げる①及び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいずれか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1)の規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 C 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与し除菌治療を行うこと。

D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

E 除菌後の感染診断(除菌判定) (1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。

(2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1)にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。(3)除菌後の感染診断の結果、H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意事項 (1)静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾール等、H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後2週間以上経過していることが必要である。

(2)抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、Cの除菌終了後6カ

月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。G 診療報酬明細書への記載について (1)B の除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。(2)E の除菌後感染診断を算定した場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、B の除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。

10 尿中レジオネラ抗原(D012 26)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して実施した場合に限り、1回を限度として算定する。

11 HbC 抗体価(D013 6)と IgM-HbC 抗体価(D013 6)を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。血清中の HBV プレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査(D023 9)は、B 型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。また、B 型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中に ALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等の B 型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうち B 型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等の B 型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定できない。B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D013 9)は、B 型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中の B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV 核酸定量検査(D023 3)又は DNA ポリメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。DNA ポリメラーゼは、H24.3.31 までの間に限り、算定できるものとする。

12 リウマトイド因子(D014 2)、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8)、C1q 結合免疫複合体(D014 10)、モノクローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマチ因子(D014 14)及び C3d 結合免疫複合体(D014 14)のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)、C1q 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、

IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

- 13 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。抗酸菌分離培養検査 1(D020 1)は、液体培地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。抗酸菌分離培養検査 2(D020 2)は、抗酸菌分離培養検査 1 に掲げるもの以外について算定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。抗酸菌薬剤感受性検査(D022)(培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロニン(D015 24)は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査(D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主たるもののみ算定する。
- 14 SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査(D023 9)は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。本検査は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第030811号)による臨床的特徴、届出基準により SARS 感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- 15 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定(D204)までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。2回目以降100分の90で算定する場合の「同

一の検査」とは、心電図検査(D208 1~5)、負荷心電図検査(D209 1, 2)、ホルター型心電図検査(D210 1, 2)については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回70点とする。スパイログラフィー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。エ使用したガス(CO, CO₂, N₂, He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含む。)(D200 1)には、予備吸気量、1回換気量及び予備吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大吸気量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定(D200 3)は算定出来ない。フローボリュームカーブ(D200 2)は、曲線を描写し記録した場合にのみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また、フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量、1秒量、1秒率、MMF、PFR等は、別に算定できない。体プレスティモグラフを用いる諸検査(D200 3)は、別に定めのない限り、機能的残気量測定(D200 3)により算定する。左右別肺機能検査(D200 5)の所定点数には、カテーテル挿入並びにスパイログラフィー等検査(D200 1~4)及び換気力学的検査(D201)の費用を含む。コンプライアンス測定(D201 2)の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。

15 喘息運動負荷試験(D211-2)は、喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。当該検査は運動負荷前後での換気機能の変化を観察した場合に算定できる。喘息運動負荷試験には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査(D208)、スパイログラフィー(D200)等検査を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。

16 残尿測定検査(D216-2)は、前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する。超音波検査(D216-2 1)によるものと導尿(D216-2 2)によるものを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。残尿測定検査については、月2回を上限とし、2回目も100分の100で算定する。(平22.4.30医療課事務連絡)

17 ノンストレステスト(一連につき)(D219)は、「40歳以上の初産婦、BMIが35以上の初産婦、多胎妊娠、子宮内胎児発育不全の認められる、子宮収縮抑制剤を使用中、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、前置胎盤(妊娠22週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。)、胎盤機能

不全、羊水異常症、妊娠30週未満の切迫早産で、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの切迫早産の兆候を示し、かつ、以下のいずれかを満たすもの(前期破水を合併、経膈超音波検査で子宮頸管長が20mm未満、切迫早産の診断で他の医療機関から搬送、早産指数(tocolysis index)が3点以上、心疾患(治療中に限る。)、糖尿病(治療中に限る。)、甲状腺疾患(治療中に限る。)、腎疾患(治療中に限る。)、膠原病(治療中に限る。)、特発性血小板減少性紫斑病(治療中に限る。)、白血病(治療中に限る。)、血友病(治療中に限る。)、出血傾向(治療中に限る。)、HIV陽性、Rh不適合、当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術又手術予定)の患者に対し行われた場合に算定する。ただし、治療中とは、対象疾患について専門的治療が行われているものを指し、単なる経過観察のために年に数回程度通院しているのみでは算定できない。ノンストレステストは入院中の患者に対して行った場合は1週間につき3回に限り、入院中の患者以外の患者に対して行った場合は1月につき1回に限り算定できる。なお、1週間の計算は歴週による。

18 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g未満又は1,000g以上1,500g未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のPO₂、PCO₂及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。

19 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)(D223-2)は、睡眠時呼吸障害の疑われる患者に対して行った場合に算定し、数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。

20 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14日間を限度として算定する。当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

21 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。

22 終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置を使用した場合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するた

め、6月に1回を限度として算定できる。鼻呼吸センサー、気道音センサーによる呼吸状態及び経皮的センサーによる動脈血酸素飽和状態を終夜連続して測定した場合に算定する。この場合の経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)の費用は所定点数に含まれる。数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。終夜睡眠ポリグラフィー1及び2は診療録に検査結果の要点を記載する。終夜睡眠ポリグラフィー2(1以外の場合)(D237 2)は、他の検査により睡眠中無呼吸発作の明らか患者に対して睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として行った場合及び睡眠中多発するてんかん発作の患者又はうつ病若しくはナルコレプシーであって、重篤な睡眠、覚醒リズムの障害を伴うものの患者に対して行った場合に、1月に1回を限度として算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するため、初回月に限り2回、翌月以降は1月に1回を限度として算定できる。当該検査を実施するにあたっては、下記アからエに掲げる検査の全て(睡眠時呼吸障害の疑われない患者についてはアのみ)を当該患者の睡眠中8時間以上連続して測定し、記録する。ア脳波、眼球運動及びおとがい筋筋電図、イ鼻又は口における気流の検知、ウ胸壁及び腹壁の換気運動記録、エパルスオキシメーターによる動脈血酸素飽和度連続測定。脳波等の記録速度は、毎秒1.5センチメートル以上のものを標準とする。同時に行った検査のうち、スパイログラフィー等検査(D200)から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、併せて算定できない。測定を開始した後、患者の覚醒等やむを得ない事情により、当該検査を途中で中絶した場合には、当該中絶までに施行した検査に類似する検査項目によって算定する。多点感圧センサーを有する睡眠評価装置及びパルスオキシメーターモジュールを組み合わせて行う終夜睡眠ポリグラフィー3(D237 3)については、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用し、解析を行った場合に算定する。なお、当該検査の点数については、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ(D220 2イ)及び終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)(D223-2)の所定点数を併せて算定し、脳波検査判断料(D238)は別に算定できない。(平22.9.10 保医発 0910 2)

- 23 電流知覚閾値測定(一連につき)(D239-2)は末梢神経障害の重症度及び治療効果の判定を目的として、神経線維を刺激することによりその電流知覚閾値を測定した場合に、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連につき所定点数により算定する。
- 24 自覚的聴力検査(D244)の「ことばのききとり検査(D244 2)」は、難聴者の語音理解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡易聴力検査(D244 3)とは、室内騒音が30 ホーン以下の防音室で行う検査である。簡易聴力検査(D244 3)の気道純音聴力検査(D244 3イ)は、日本工業規格選別用オーディオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に算定する。簡易聴力検査のその他(種目にかかわらず一連につき)(D244 3ロ)は次に掲げるア及びイを一連と

して行った場合に算定する。ア音叉を用いる検査(ウェーバー法、リンネ法、ジュレ法を含む。)イオーディオメーターを用いる検査(閉鎖骨導試験(耳栓骨導試験)、日本工業規格選別用オーディオメーターによる気導検査を含む。)後迷路機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 4)とは、短音による検査、方向感機能検査、ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD)のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うものをいい、2種以上行った場合においても、所定点数により算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 5)の所定点数は、レクルートメント検査(ABLB法)、音の強さ及び周波数の弁別域検査、SISIテスト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数により算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)(D244 5)は、診断用オーディオメータ、自記オーディオメータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。

- 25 補聴器適合検査(D244-2)は、聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上、音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。補聴器適合検査は、別に厚生大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。
- 26 鼻腔通気度検査(D245)は、当該検査に関連する手術日の前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合においては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。
- 27 頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。重心動揺計(D250 5)は、荷重変動を測定する検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものである。本検査は、当該装置を用いて、重心動揺軌跡を記録し、その面積(外周・矩形・実効値面積)、軌跡長(総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡長)、動揺中心変位、ロンベルグ率を全て計測した場合に算定するものである。なお、本検査は、平衡検査の標準検査(D250 1)を行った上、実施の必要が認められたものに限り算定するものである。重心動揺計(D250 5)、下肢加重検査(D250 5)、フォスプレート分析(D250 5)、動作分析検査(D250 5)について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加算する。パワー・ベクトル分析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振幅確率密度分布をすべて算出した場合に算定する。刺激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺激、傾斜刺激、水平運動刺激、振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合

- に1種目ごとに算定する。
- 28 細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）(D257)は、散瞳剤を使用し、前眼部、透光体及び網膜に対して細隙燈顕微鏡検査を行った場合には、検査の回数にかかわらず、1回に限り所定点数を算定する。細隙燈を用いた場合であって写真診断を必要として撮影を行った場合は、使用したフィルム代等については、眼底カメラ撮影(D256)の例により算定する。細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）を行った後、更に必要があつて生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査1回に限り細隙燈顕微鏡検査（前眼部）(D273)により算定する。
- 29 網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）(D258-2)は網膜電位図(ERG) (D258)では十分な情報が得られないと医師が認めるものであつて、以下に掲げる場合において算定できる。ア 前眼部又は中間透光体に混濁があつて、眼底検査が不能な黄斑疾患が疑われる患者に対して診断を目的として行う場合（初回診断時1回、以降3月に1回に限る。）イ 黄斑ジストロフィーの診断を目的とした場合（初回診断時1回、以降3月に1回に限る。）ウ 網膜手術の前後（それぞれ1回ずつに限る。）
- 23 屈折検査(D261)は、検眼レンズ等による自覚的屈折検査法又は検査法、レフラクトメーターによる他覚的屈折検査法をいい、両眼若しくは片眼又は検査方法の種類にかかわらず、所定点数により算定し、裸眼視力検査のみでは算定できない。散瞳剤又は調節麻痺剤を使用してその前後の屈折の変化を検査した場合には、前後各1回を限度として所定点数を算定する。屈折検査と矯正視力検査(D263)を併施した場合は、屈折異常の疑いがあるとして初めて検査を行った場合又は眼鏡処方せんを交付した場合に限り併せて算定できる。眼鏡を処方する前後のレンズメーターによる眼鏡検査は、矯正視力検査に含むものとする。
- 31 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視（2ジオプトリー以上）を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。角膜移植後の患者については2か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う白内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。
- 32 臨床心理・神経心理検査について、発達及び知能検査(D283)から認知機能検査その他の心理検査(D285)までの各検査については、次による。ア検査を行うに当っては、個人検査用として標準化され、かつ、確立された検査方法により行う。イ各区分の操作が容易なもの(D283 1)とは、検査及び結果処理に概ね40分以上を要するもの、操作が複雑なもの(D283 2)とは、検査及び結果処理に概ね1時間以上を要するもの、操作と処理が極めて複雑なもの(D283 3)とは、検査及び結果処理に1時間30分以上を要するものをいう。なお、臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合のみ算定する。ウ医師は診療録に分析結果を記載する。改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いた検査及び国内
- 立精研式認知症スクリーニングテストの費用は、基本診療料に含まれており、別に算定できない。同一日に複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する(注)。
- 33 各内分泌負荷試験(D287)については、測定回数及び負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1回に限り所定点数を算定する。なお、下垂体前葉負荷試験(D287 1)及び副腎皮質負荷試験(D287 5)以外のものについては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連のものとして算定する。内分泌負荷試験(D287)において、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施科における生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)の項では算定できない。下垂体前葉負荷試験(D287 1)には、成長ホルモン(一連として)(GH)(D287 1 イ)(患者1人につき月2回に限り算定する。)[インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負荷、プロモクリプチン負荷、睡眠負荷等]、ゴナドトロピン(一連として月1回)(LH及びFSH)(D287 1 ロ)[LH-RH負荷、クロミフェン負荷等]、甲状腺刺激ホルモン(TSH)(D287 1 ハ)(一連として月1回)[TRH負荷等]、プロラクチン(PRL)(D287 1 ニ)(一連として月1回)[TRH負荷、プロモクリプチン負荷等]及び副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(D287 1 ホ)(一連として月1回)[インスリン負荷、メトピロン負荷、デキサメサゾン負荷、CRH負荷等]が含まれる。下垂体後葉負荷試験(D287 2)(一連として月1回)の抗利尿ホルモン(ADH)については、水制限、高張食塩水負荷(カーター・ロビンステスト)等が含まれる。甲状腺負荷試験(D287 3)(一連として月1回)の甲状腺ホルモンには、T3抑制等が含まれる。副甲状腺負荷試験(D287 4)(一連として月1回)の副甲状腺ホルモン(PTH)には、カルシウム負荷、PTH負荷(エルスワースワードテスト)、EDTA負荷等が含まれる。副腎皮質負荷試験(D287 5)(一連として月1回)には、アンジオテンシン負荷等がある。糖質コルチコイド(コルチゾール、DHEA及びDHEAS)(D287 5 ロ)(一連として月1回)には、ACTH負荷、デキサメサゾン負荷、メトピロン負荷等が含まれる。性腺負荷試験(D287 6)(一連として月1回)に、テストステロン HCG負荷等]、エストラジオール [HMG負荷等]が含まれる。負荷試験に伴って行った注射手技、採血及び検体測定は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれる。施用した薬剤の費用は、別途算定する。各内分泌負荷試験(D287)は、1カ月に3,600点を限度として算定する。
- 34 糖負荷試験(D288)の注射、採血及び検体測定は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施科における生化学的検査(I)生化学的検査(II)の項では算定できない。乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、薬剤(D500)により算定する。ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)

(D288 2)は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中 C-ペプチド測定を行った場合に算定する。C-ペプチド(CPR) (D008 10)は、血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。

- 35 その他の機能テスト(D289)の検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。胆道機能テスト(D289 3)は、十二指腸ゾンデを十二指腸乳頭部まで挿入し、胆道刺激物を投与して十二指腸液を分画採取した場合に算定する。胃液分泌刺激テスト(D289 3)は、生体に分泌刺激物を投与し、胃液もしくは血液採取、分析することにより胃液分泌機能を検査するものであり、胃液分泌刺激テスト(D289 3)に該当するものは、ガストリン刺激テスト、ヒスタログ刺激試験、Katsh-kalk 法、ヒスタミン法等である。セクレチン試験(D289 4)は、十二指腸液採取用二重管を十二指腸まで挿入し、膵外分泌刺激ホルモンであるセクレチンを静脈注射し、刺激後の膵液量、重炭酸濃度及びアミラーゼ排出量を測定した場合に算定する。ただし、セクレチン注射手技料、測定に要する費用、血清酵素逸脱誘発試験の費用等は所定点数に含まれる。
- 36 皮内反応検査(D291)とは、ツベルクリン反応、各種アレルギーの皮膚貼布試験(皮内テスト、スクラッチテストを含む。)等であり、ツベルクリン、アレルギー等検査に使用した薬剤に係る費用は、薬剤(D500)により算定する。数種のアレルギー又は濃度の異なったアレルギーを用いて皮内反応検査を行った場合は、それぞれにつき1箇所として所定点数を算定するものである。薬物投与に当たり、あらかじめ皮内反応、注射等による過敏性検査を行った場合にあっては、皮内反応検査の所定点数は算定できない。薬物光線貼布試験(D291)、最小紅斑量(MED)測定(D291)は、1照射を単位として算定する。
- 37 小児食物アレルギー負荷検査(D291-2)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、問診及び血液検査等から、食物アレルギーが強く疑われる9歳未満の患者に対して、原因抗原の特定、耐性獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に、12月に2回を限度として算定する。検査を行うに当たっては、食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射、処置及び負荷試験食の費用は所定点数に含まれる。注射に施用した薬剤の費用は、別途算定する。小児食物アレルギーの診療にあたっては、「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの診療の手引き2005(平成15~17年度厚生労働科学研究)」を参考とすること。
- 38 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。当該検査は貼付試験、皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合にあって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、

必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。

- 39 ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計測によらない緒検査(D292)及びシンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各所定点数及びラジオアイソトープ検査判断料(D294)の所定点数を合算した点数により算定する(通則)。同一のラジオアイソトープを用いて循環血液量測定(D292 1)、血漿量測定(D292 1)、血球量測定(D292 2)、吸収機能測定(D292 3)、赤血球寿命測定(D292 3)、造血機能検査(D292 4)、血小板寿命測定(D292 4)若しくはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1)、レノグラム(D293 2)、肝血流量(D293 2)、心機能検査(心拍出量測定を含む)(D293 3)、肺局所機能検査(D293 4)、脳局所機能検査(D293 4)又はシンチグラム(画像を伴うもの)(E100)からポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する(注1)。検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする(注2)。シンチグラム(画像を伴わないもの)は、核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする(注3)。シンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)は、核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする(注)。シンチグラム(画像を伴わないもの)の肺局所機能検査(D293 4)、脳局所血流検査(D293 4)については、炭酸ガス等を用いて検査を行った場合にあっては、所定点数のみを算定する。ただし、使用した炭酸ガスの費用は、別に算定する。ラジオアイソトープ検査判断料(D294)は、ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定する(注)。

IV. 施設基準のある検査

IV-1. 厚生大臣施設基準

- 1 血液細胞核酸増幅同定検査(造血管腫瘍核酸増幅同定検査(D006-2))は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。
- 2 HPV核酸同定検査(D0236)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行われた細胞診の結果によりベセスダ分類がASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。当該検査はハイリスク型HPV6, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 68型を指す。)が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。
- 3 検体検査管理加算(Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ)(D026 ロ,ハ,ニ)
- 4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査加算(D206)
- 5 胎児心エコー法(D215 3ニ)は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心エコー法を20症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、胎児心音観察(D215 4イ)に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関算定。
- 6 人工臓器(D231)
- 7 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2)は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抵抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また、算定した場合は、以下(ア治療方針策定のために血糖プロフィールを必要とする1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。皮下連続式グルコース測定と同日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工臓器を同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 8 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)
- 9 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣

が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。

- 10 神経磁気診断(D236-3)
- 11 筋電図検査(D239)の中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)については、多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。
- 12 神経学的検査(D239-3)
- 13 埋込型心電図検査(D210-3)
- 14 補聴器適合検査(D244-2)
- 15 コンタクトレンズ検査料(D282-3 1,2)
- 16 小児食物アレルギー負荷検査(D291-2)
- 17 内服・点滴誘発試験(D291-3)
- 18 センチネルリンパ節生検(D409-2)
- 19 テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査(N003)
- 20 術中迅速細胞診(N003-2)
- 21 遺伝カウンセリング加算(D006-4)(D026 注4)

IV-2 その他の施設基準規制

- 1 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。
- 2 筋電図検査(D239)の中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。
- 3 病理診断料(N006)の組織診断料(N006 1)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、病理組織標本作製(N000)、電子顕微鏡病理組織標本作製(N001)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)若しくは術中迅速病理組織標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務す

る診療所である保険医療機関において、術中迅速細胞診(N003-2)若しくは細胞診(N004)の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、病理組織標本作製(N000)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)、術中迅速病理組織標本作製(N003)、術中迅速細胞診(N003-2)又は細胞診(N004)までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。病理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが、年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製した病理標本につき診断のみを行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行う場合を除く。)においては、療養の給付の対象とならない。病理診断料(N006)が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を算定することができる。病理判断料(N007)は、行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料(N006)を算定した場合には、算定しない。病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を算定することができる。

V. その他複合規制又は規定など

V-1. 保険医療機関以外の検査算定に規制

- 1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合の判断料は算定できない。尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤を用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査項目は、次のとおりである。ア比重、イpH、ウ蛋白、エ糖、オウロビリノゲン、カビリルビン、キアセトン体(ケトン体)、ク潜血、コ試験紙による尿細菌検査、サ食塩検査、シ試験紙による白血球検査、スアルブミン。同一検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。尿沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する(注3)。尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定する。フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する(注2)。
- 2 赤血球沈降速度測定(D0051)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- 3 同一検体について重炭酸塩(D00715)及び血液ガス分析(D00730)の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、P02、PC02、HC03⁻を含むものであり、測定項目数に関わらず、所定点数により算定する。なを同時に行ったヘモグロビン測定(D0056)は算定しない。血液ガス分析(D00730)は

当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。なお、在宅酸素療法を実施している収容施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。

V-2. 診療報酬明細書の摘要欄に注記

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。
- 2 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)(D00811)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP)(D00811)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)(D00819)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP、NT-proBNP、HANPを併せて実施した場合は、併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B00115)を算定している場合は、当該検査の所定点数を算定できない。)
- 3 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価(D00811)は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。抗IA-2抗体精密測定(D00818)は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、

1型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 4 PSA(D0095)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSAの検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。フリーPSA/トータルPSA比(D0098)は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- 5 手術に際して輸血が行われた場合は、赤血球不規則抗体検査(D0114)又は輸血(K920)の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴、妊娠歴がある旨を記載する。
- 6 「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」A 対象患者H・ピロリ感染症に係る検査については、いかに掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃MALTリンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定出来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウレアーゼ試験(D0127)、②鏡検法、③培養法、④抗体測定(D0129)・抗体(D01211)、⑤尿素呼気試験(D023-22)、⑥糞便中抗原測定(D01218) (2)(1)に掲げる①及び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいずれか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1)の規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 C 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与し除菌治療を行うこと。 D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。 E 除菌後の感染診断(除菌判定) (1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。 (2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1)にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。 (3)除菌後の感染診断の結果、H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る

費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意事項 (1) 静菌作用を有する薬剤について ランゾプラゾール等, H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので, 除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては, 当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。(2) 抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については, C の除菌終了後 6 ヶ月以上経過した患者に対し実施し, かつ, 除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。 G 診療報酬明細書への記載について (1) B の除菌前感染診断及び 5 の除菌後感染診断において, 検査の結果 H・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は, 診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。(2) E の除菌後感染診断を算定した場合には, 診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。(3) F(1) により静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し, B の除菌前感染診断及び 5 の除菌後感染診断を実施する場合は, 診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。(4) F(2) により抗体測定を実施した場合には, 除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については, 関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。

7 HIV-1 抗体価 (D012 15)、HIV-1, 2 抗体価 (D012 16) については, 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが, 昭和 53~63 年の間に入院し, かつ次のいずれかに該当する者に対して, HIV-1 抗体価又は HIV-1, 2 抗体価を実施した場合は, HIV 感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし, 保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しない。ア 新生児出血症 (新生児メレナ, ビタミン K 欠乏症等) 等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者、イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し, 出血の著しかった者、ウ 食道静脈瘤の破裂, 消化器系疾患により大量の吐血があった者、エ 大量に出血するような手術を受けた者 (出産時の大量出血も含む) なお, 間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合や HIV の感染に関連しやすい感染症が認められる場合で HIV 感染症を疑わせる自覚症状がある場合は, 本検査を算定できる。輸血料 (K920) (自己血輸血 (K920 4) を除く。) を算定した患者又は血漿成分製剤 (新鮮液状血漿, 新鮮凍結人血漿等) の輸注を行った患者に対して, 一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して, 概ね 2 か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1, 2 抗体価の測定が行われた場合は, HIV 感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず, 当該輸血又は輸注につき 1 回に限り, 所定点数を算定できる。他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算定の場合は, 診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価 (ウエスタンプロット法) (D012 28) 又は HIV-2 抗体価 (ウエスタンプロット法) (D012 30) は, スクリーニング検査とし

ての HIV-1 抗体価又は HIV-1, 2 抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。

HIV 抗原 (D012 33) は, HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-I 核酸定量検査 (D023 10) は, HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1, 2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合のみ算定する。 HIV-1 核酸定量検査 (D023 10) と HIV-1 抗体価 (ウエスタンプロット法) (D012 28) を併せて実施した場合は, それぞれを算定することができる。

8 白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原 (D012 31) は, 臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又は HIV 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし, 高度細胞性免疫不全の患者については, 当該検査が必要であった理由について, 診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(H22. 4. 1 医科点数表の解釈)

9 リウマトイド因子 (D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価 (D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3) (D014 8), C1q 結合免疫複合体 (D014 10), モノクローナル RF 結合免疫複合体 (D014 13), IgG 型リウマチ因子 (D014 14) 及び C3d 結合免疫複合体 (D014 14) のうち 3 項目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの 2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は, リウマトイド因子を併せて実施した場合は, 主たるもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体 (抗 CCP 抗体) (D014 14) は, 関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に, 原則として 1 回を限度として算定する。ただし, 当該検査が陰性の場合においては, 3 月に 1 回に限り算定出来る。なお, 当該検査を 2 回以上算定するに当たっては, 検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体 (抗 CCP 抗体) は, 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価, マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3), C1q 結合免疫複合体, モノクローナル RF 結合免疫複合体, IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの 1 つに限り算定する。

10 抗 LKM-1 抗体 (D014 15) は, ウイルス肝炎, アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され, かつ, 抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。本検査を実施した場合は, 診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。

11 診療報酬明細書の摘要欄に呼吸心拍監視 (D220)、新生児心拍・呼吸監視装置 (D220)、カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220) 又はカルジオタコスコープ (D220) の算定開始日を記載する。

12 皮下連続式グルコース測定 (一連につき) (D231- 2) は, 糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的として, 皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また, 算定した場合は, 以下 (ア 治療方針策定のために血糖プロフィールを必要とする 1 型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な 2

型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。皮下連続式グルコース測定と同日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工臓器を同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

13 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。

14 神経磁気診断(D236-3)は、原発性及び続発性てんかん、中枢神経疾患に伴う感覚障害及び運動障害の患者に対する手術部位の診断や手術方法の選択を行う場合に限り、手術前に1回のみ算定できる。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する(注)。

15 鼻腔通気度検査(D245)は、当該検査に関連する手術日の前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合においては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。

16 小腸ファイバースコープのカプセル型内視鏡によるもの(D310-2)は、次の場合に算定する、ア小腸ファイバースコープ(D310)のカプセル型内視鏡によるもの(D310-2)は消化器系の内科又は外科の経験5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。イ事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、原因不明の消化管出血を伴う小腸疾患の診断を行うために使用した場合に算定する。ウカプセル型内視鏡を使用した患者については診療報酬請求にあたって、診療報酬明細書に症状詳記を貼付する。小腸ファイバースコープは、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。ただし、小腸ファイバースコープカプセル型内視鏡を行った後に、診断の確定又は治療の目的としてダブルバルーン内視鏡(D310-1)を行った場合においては、いずれの点数も算定する。粘膜点墨法とは、治療範囲の

決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。

V-3. 検査などの要点を診療録に記載

1 超音波検査(記録に要する費用を含む。)(D215)については、超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみ算定とする。超音波検査の記録に要した費用(フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等)は、所定点数に含まれる。超音波検査に関する季務連絡)超音波検査断層法の胸腹部(D215-2イ)は、切迫流早産の臨床症状である粘液性血性帯下、子宮出血、不規則または規則的子官収縮の出現と増加、また子宮口開大や頸管展退、あるいは頸管熟化の所見、若しくは前期破水が認められた患者に対し施行した場合に限り算定する。なお、切迫流早産に伴う症状及び所見について、診療録に記載しておくこと。(平20.7.10医療課事務連絡)。胎児心エコー法について、当該保険医療機関が、産婦人科ではなく産科を標榜している場合であっても算定できる。(平22.3.29医療課事務連絡)。

胎児心エコー法(D215-3ニ)は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心エコー法を20症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、胎児心音観察(D215-4イ)に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。厚生労働大臣が定める施設基準適合保険医療機関。

2 呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視装置(D220)、カルジオスコープ、ハートスコープ(D220)又はカルジオオタコスコープ(D220)は、観察結果の要点を診療録に記載した場合に算定できる。

3 終夜睡眠ポリグラフィー(D237-1,2)は、診療録に検査結果の要点を記載する。

4 アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響反射率検査(D246)と耳鏡検査及び鼓膜可動性検査を併せて行い、リコーダーで記録を診療録に残した場合のみ算定できる。なお、この場合の耳鏡検査及び鼓膜可動性検査の手技料は、当該所定点数に含まれ、別に算定できない。

5 神経学的検査(D239-3)は、意識状態、言語、脳神経、運動系、感覚系、反射、協調運動、髄膜刺激症状、起立歩行等に関する総合的な検査及び診断を、成人においては「別紙様式19」の神経学的検査チャートを、小児においては「別紙様式19の2」の小児神経学的検査チャートを用いて行った場合に一連につき1回に限り算定する。神経学的検査は、専ら神経系疾患(小児を対象とする場合も含む。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が当該検査を行った上で、その結果を患者及びその家族に説明した場合に限り算定する。神経学的検査と一連のものとして実施された検査(眼振を検査した場合の平衡機能検査(D250)、眼底を検査した場合の精密眼底検査

(D255)等を指す。)については、所定点数に含まれ、別に算定できない。厚生労働大臣が定める施設基準。

6 PL(Preferential Looking)法(D282-2)は、診療録に検査結果の要点を記載する。

7 コンタクトレンズ検査料(D282-3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者(既装用者の場合を含む。以下同じ。)に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1(D282-31)を算定し、当該保険医療機関以外であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2(D282-32)を算定する(注1)。別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1(D282-31)又はコンタクトレンズ検査料2(D282-32)の他、精密眼底検査(D255)からPL(Preferential Looking)法(D282-2)までに掲げる眼科学的検査についても算定できない。コンタクトレンズ検査料を算定する場合においては、初診料(A000)及び再診料(A001)に規定する夜間・早朝等加算(注5)は、算定できない。当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料(D282-3)を算定した患者に対してコンタクトレンズ検査料を算定する場合は、初診料(A000)は算定せず、再診料(A001)又は外来診療料(A002)を算定する。コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1(D282-31)又はコンタクトレンズ検査料2(D282-32)の所定点数を算定し、別に精密眼底検査(D255)からPL(Preferential Looking)法(D282-2)までに掲げる眼科学的検査は別に算定できない。ただし、新たな疾患の発生(屈折異常以外の疾患の急性増悪を含む。)によりコンタクトレンズの装用を中止しコンタクトレンズの処方を行わない場合、円錐角膜、角膜変形若しくは高度不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズの処方を行った場合、9歳未満の小児に対して弱視、斜視若しくは不同視の治療を目的としてコンタクトレンズの処方を行った場合、緑内障又は高眼圧症の患者(治療計画を作成し診療録に記載するとともに、アプラネーショントノメーターによる精密眼圧測定及び精密眼底検査を実施し、視神経乳頭の所見を詳細に診療録に記載した場合に限る。)、網膜硝子体疾患若しくは視神経疾患の患者(治療計画を作成し診療録に記載するとともに、散瞳剤を使用し、汎網膜硝子体検査又は精密眼底検査、細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)並びに眼底カメラ撮影を実施し、網膜硝子体又は視神経乳頭の所見を図示して詳細に診療録に記載した場合に限る。)、度数のない治療用コンタクトレンズを装用する患者又は眼内の手術(角膜移植術を含む。)前後の患者等にあつては当該点数を算定せず、精密眼底検査からPL(Preferential Looking)法までに掲げる眼科学的検査により算定する。なお、この場合においても、初診料(A000)は算定せず、再診料(A001)又は外来診療料(A002)を算定する。

8 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣

が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。当該検査は貼付試験、皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であつて、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。

9 臨床心理・神経心理検査について、発達及び知能検査(D283)から認知機能検査その他の心理検査(D285)までの各検査については、次による。ア検査を行うに当たっては、個人検査用として標準化され、かつ、確立された検査方法により行う。イ各区分の操作が容易なもの(D2831)とは、検査及び結果処理に概ね40分以上を要するもの、操作が複雑なもの(D2832)とは、検査及び結果処理に概ね1時間以上を要するもの、操作と処理が極めて複雑なもの(D2833)とは、検査及び結果処理に1時間30分以上を要するものをいう。なお、臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合にのみ算定する。ウ医師は診療録に分析結果を記載する。改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いた検査及び国立精神研究センター認知症スクリーニングテストの費用は、基本診療料に含まれており、別に算定できない。同一日に複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する(注)。

10 小児食物アレルギー負荷検査(D291-2)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、問診及び血液検査等から、食物アレルギーが強く疑われる9歳未満の患者に対して、原因抗原の特定、耐性獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に、12月に2回を限度として算定する。検査を行うに当たっては、食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射、処置及び負荷試験食の費用は所定点数に含まれる。注射に施用した薬剤の費用は、別途算定する。小児食物アレルギーの診療の手引き2005(平成15~17年度厚生労働科学研究)を参考とすること。

V-4. 特殊検査方法、悪性腫瘍手術組織、抗悪性腫瘍剤及び根治度等を規定

1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ

ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。

2 サイトケラチン(CK)19mRNA(D006-7)は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。

3 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

4 HPV核酸同定検査(D023 6)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行われた細胞診の結果によりベセスダ分類がASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。当該検査はハイリスク型HPV6, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 68型を指す。)が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。

5 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定出来る。

V-5. その他複合規制又は規定のあるもの

1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合の判断料は算定できない。尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤を用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査項目は、次のとおりである。ア比重、イpH、ウ蛋白、エ糖、

オウロビリノゲン、カビリルビン、キアセトン体(ケトン体)、ク潜血、コ試験紙による尿細菌検査、サ食塩検査、シ試験紙による白血球検査、スアルブミン。同一検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。尿沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する(注3)。尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定する。フローサイトメトリー法による尿中有形成成分測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査(D000)若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)において、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する(注2)。

2 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト(D001 5)は、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査を言う。ア塩化第2鉄反応(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。)、イ酸性ムコ多糖類、ウシステイン、シスチン等のSH化合物、エヒスチジン、オメチルマロン酸、カミロン反応、キイサチン反応、クベネディクト反応。

3 尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト(D001 6)として、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。

4 腔分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量(D004 9)のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。

5 出血時間測定(D006 1)時の耳朶採血料は、出血時間測定の所定点数に含まれる。

6 有機モノカルボン酸(D007 15)については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。

7 アポリポ蛋白(D007 24)は、AI、AII、B、CII、CIII及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。

8 フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につきアミノ酸(D010 5)により算定し、使用した薬剤(D500)により算定する。

9 ヘリコバクター・ピロリ(以下H・ピロリに略す)抗体(定性・半定量)(D012 9)検査を含むH・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成22年06月18日保医発0618第1号)に即して行うこと。

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

A 対象患者 H・ピロリ感染症に係る検査については、いかに掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃 MALT リンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定出来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウレアーゼ試験(D012 7)、②鏡検法、③培養法、④抗体測定(D012 9)・抗体(D012 11)、⑤尿素呼気試験(D023-2 2)、⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2)(1)に掲げる①及び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいずれか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1)の規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 C 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与し除菌治療を行うこと。 D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。 E 除菌後の感染診断(除菌判定) (1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果 H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。(2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1)にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。(3)除菌後の感染診断の結果、H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意事項 (1)静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾール等、H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後2週間以上経過していることが必要である。(2)抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、Cの除菌終了後6ヵ月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。G 診療報酬明細書への記載について (1)Bの除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。(2)Eの除菌後感染診断を算定した場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、Bの除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載

すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。 10 ツツガムシ抗体価(D012 24)は、各株ごとに算定する。 11 ワイルフェリックス反応(D012 29)は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。 12 特異的 IgE(D015 11)は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)は、細胞反応測定法により実施され、特異的 IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、併せて1,430点を限度として算定する。 アトピー鑑別試験(D015 18)は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚屑、イヌ皮膚屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的 IgEを測定した場合に算定する。 13 血中 APR スコア(D015 18)は、 α 1-酸性糖蛋白(α 1-AG)、ハプトグロビン(D015 14)及びC反応性蛋白(CRP)(D015 1)の3つの検査を併せて実施した場合に算定する。 14 従前、動物使用検査(D024)、妊娠動物検査(D024)、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、動物使用検査(D024)により算定する。注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 15 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)(D206)、右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2)は、新生児又は3歳未満の乳児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、右心カテーテルについては10,800点又は3,600点、左心カテーテルについては12,000点又は4,000点、それぞれ所定点数を加算する(注1)。当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠動脈造影又は心筋採取を行った場合は、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点、1,400点を加算する(注2)。血管内超音波検査(D215 5)、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する(注3)。厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関において血管内視鏡検査(D324)を実施した場合は所定点数に300点を加算する(注4)。同一月中に血管内超音波検査(D215 5)と血管内視鏡検査(D324)の両方を実施した場合は主たる検査の点数を算定する(注5)。カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする(注6)。エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する(注7)。心臓カテーテル検査により大動脈造影、肺動脈造影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても、心臓カテーテル法による諸検査(D206)により算定するものと

し、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2)を同時に行った場合であっても、「注1, 2, 3」の加算は1回のみに限られる。「注3及び4」に掲げる加算は主たる加算を患者1人につき月1回に限り算定する。心筋生検を行った場合は、組織試験採取(D417)、切採法の所定点数を併せて算定する。心臓カテーテル法による諸検査において、右心・左心カテーテルを同時に行い、その際心筋生検を行った場合、デイスポーザブルの鉗子を用いた場合に限り、1回を限度として算定する。左右別には算定できない。

- 16 ホルター型心電図検査(D210) (解析料を含む。)は、患者携帯用の記録装置を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけでなく、再生及びコンピューターによる解析を行った場合の費用を含む。やむを得ず不連続に記録した場合においては、記録した時間を合算した時間により算定する。また、24時間を超えて連続して記録した場合であっても、ホルター型心電図検査8時間超えた場合(D210 2)により算定する。
- 17 亜硝酸アミル吸入心音図検査(D213)の点数算定は、薬剤負荷の前後の検査をそれぞれ1回として心音図検査(D213)により算定し、亜硝酸アミルについては、薬剤(D500)により算定する。
- 18 脈波図(D214)、心機図(D214)、ポリグラフ検査(D214)は、数種目を行った場合でも同時記録を行った最高誘導数により算定する(注1)。脈波図、心機図、ポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、誘導数に数えない(注2)。検査の実施ごとに2検査から7検査以上までに掲げる所定点数を算定する(注3)。脈波図(D214 1)については、心及び肝拍動図、動脈波、静脈波、容積脈波、指尖脈波、心尖(窩)拍動図の検査を2以上行った場合であり、脈波曲線を描写し記録した場合に算定する。また、心機図とは各種脈波図と心電図、心音図検査等の2以上を同時に記録し、循環機能の解析を行う検査である。2～7検査以上の誘導数については、種目又は部位を順次変えて検査した場合であっても、一連の検査のうちの最高誘導数による。運動又は薬剤の負荷による検査を行った場合には、負荷前後の検査をそれぞれ1回の検査として算定し、複数の負荷を行った場合であっても、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数の100分の200を限度として算定する。脈波図、心機図、ポリグラフ検査において、心及び肝拍動図、動脈波、静脈波、容積脈波、指尖脈波、心尖(窩)拍動図の検査を1つのみ行った場合は、体液量等測定(D207 1)により算定する。
- 19 体液量等測定の所定点数には、注射又は採血を伴うものについては注射実施料及び血液採取(D400)を含む。
- 20 超音波検査(D215)及びサーモグラフィ検査(D216)に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する(通則)。超音波検査のAモード法(D215 1)、断層撮影法(D215 2)、UCG(D215 3)、ドプラ法(D215 4)、血管内超音波法(D215 5)までに掲げる検査のうち2以上のものを同一月内に同一の部位につい

て行った場合、同一月内に2回以上行った場合の算定方法の適用においては、同一の検査として扱う。超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみを算定とする。超音波検査の記録に要した費用(フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等)は、所定点数に含まれる。心臓超音波検査(D215 3)以外で、断層撮影法とMモード法を併用した場合の点数算定は、断層撮影法(心臓超音波検査を除く)(D215 2 イ)により算定する。その他体表(D215 2 ロ)には肛門、甲状腺、乳腺、表在リンパ節等を含む。断層撮影法(D215 2)又は心臓超音波検査(D215 3)について、造影剤を使用した場合は、所定点数に150点を加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(L008に掲げる閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。)は、加算点数に含まれるものとする(注1)。心臓超音波検査(D215 3)においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。断層撮影法(D215 2)について、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する(注2)。断層撮影法(心臓超音波検査を除く)(D215 2 イ)において血管の血流診断を目的としてパルスドプラ法を併せて行った場合には、「注2」に掲げる加算を算定できる。心臓超音波検査(D215 3)に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は所定点数に含まれる(注3)。心臓超音波検査の所定点数にはパルスドプラ法の費用が含まれており、別に算定できない。Mモード法(D215 3 ロ)はMモード法のみで検査を行った場合に算定する。心臓超音波検査以外で、Mモード法のみで検査を行った場合はMモード法(D215 3 ロ)で算定する。胎児心エコー法(D215 3 ハ)は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心エコー法を20症例以上経験しているものに限る。)が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、胎児心音図観察(D215 4 イ)に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。胎児心エコー法(D215 3 ハ)は厚生労働大臣が定める施設基準を届けた保険医療機関に限り算定する。ドプラ法について、脳動脈血流速度連続測定(D215 4 ロ)及び脳動脈血流速度マッピング法(D215 4 ハ)を併せて、行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する(注4)。末梢血管血行動態検査(D215 4 イ)は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。脳動脈血流速度連続測定(D215 4 ロ)とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドプラを用いて、ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。脳動脈血流速度マッピング法(D215 4 ハ)とは、パルスドプラにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。血管内超音波法(D215 5)について、呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする(注5)。血管内超音波法の算定は次の方法による。ア検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。イ本検査を、左心カテーテル

検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。ウ エックス線撮影に用いられるフィルムの費用はフィルム(E400)の所定点数により算定する。エ注 5 参照。血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査(D324)は所定点数に含まれるものとする(注6)。血管内視鏡検査(D324)は、患者1人につき月1回に限り算定する(注1)。血管内視鏡検査での呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用(フィルムの費用は除く)は、所定点数に含まれるものとする(注2)。

- 21 呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視装置(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)は、心電曲線及び心拍数のいずれをも観察した場合に算定する(注1)。呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする(注2)。同一の患者につき、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)と同一日に行われた場合における当該検査(D220)の費用は、当該麻酔の費用に含まれる(注4)。呼吸心拍監視は、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して、常時監視を行っている場合に算定されるものである。この際、呼吸曲線の観察の有無に関わらず、心電曲線、心拍数の観察を行った場合は、所定点数を算定する。呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープは、観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載した場合に算定できる。新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープは、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対し、心電曲線及び心拍数の観察を行っている場合に算定する。この際、呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は所定点数に含まれる。診療報酬明細書の摘要欄に呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープの算定開始日を記載する。呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の日数の起算日は、最初に呼吸心拍監視を算定した日とする。特定入院料を算定した患者が引き続き呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープを行う場合の日数の起算日についても同様とする。なお、当該検査を中止している期間についても実施日数の計算に含める。7日を超えた場合は、検査に要した時間にかかわらず呼吸心拍監視(D220 2ロ)又は呼吸心拍監視(D220 2ハ)を上限として算定する。呼吸心拍監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視装置(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープに係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。一酸化窒素吸入療法(J045-2)を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視装置(D220)、カルジオスコ

ープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープに係る費用は一酸化窒素吸入療法の所定点数に含まれる。

- 22 人工臓腑(D231)は、糖尿病患者の治療に際してインスリン抵抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、血管内に留置した二重腔カテーテルから吸引した血中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。算定の対象となる患者は、次の療養が必要な糖尿病等の患者であって、医師が人工臓腑以外による血糖調整が困難であると認めた者である。ア高血糖時(糖尿病性昏睡等)における救急的治療 イ手術、外傷及び分娩時の血糖管理 ウインスリン産生腫瘍摘出術の術前、術後の血糖管理 エ糖尿病性腎症に対する透析時の血糖管理 オ難治性低血糖症の治療のための血糖消費量決定 カインスリン抵抗性がみられる難治性糖尿病に対するインスリン感受性テスト及び血糖管理。2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。人工臓腑と同一日に行った血中グルコース測定は、別に算定できない。人工臓腑を行うために必要な血液学的検査、生化学的検査とは、次の検査である。ア血液学的検査(赤血球沈降速度測定、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、ヘモグロビンA1c、血液浸透圧測定)イ生化学的検査(グルコース、アンモニア、ケトン体、アミラーゼ、総窒素、尿素窒素(BUN)、遊離脂肪酸、総コレステロール、インスリン、グルカゴン、ナトリウム、クロール、カリウム、P、カルシウム)。穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は、別に算定できない。当該検査は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合の保険医療機関で行った場合に限り算定する。
- 23 脳波検査(D235)から反復睡眠潜時試験(MSLT)(D237-2)までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び脳波検査判断料(D238)の所定点数を合算した点数により算定する。脳波検査(D235)を算定するものは、同時に8誘導以上の記録を行った場合である。8誘導未満の誘導数により脳波を測定した場合は、誘導数に応じて脈波図(D214)、心機図(D214)、ポリグラフ検査(D214)の所定点数により算定するものとし、種々の賦活検査(睡眠、薬物を含む。)を行った場合も、脈波図、心機図、ポリグラフ検査の所定点数のみにより算定する。心臓及び脳手術中における脳波検査は、8誘導以上の場合は脳波検査により、それ以外の場合は誘導数に応じて脈波図、心機図、ポリグラフ検査により算定する。
- 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14日間を限度として算定する。当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。
- 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。
- 脳誘発電位検査(脳波検査を含む)(D236)は、刺激又は負荷を加えながら脳活動電位を記録し、コンピューター等により解析を行うものであり、同時に記録した脳波検査については、別に算定できない。聴性誘発反応検査(D236 3)、脳波聴力検査(D236 3)、脳幹反応聴力検査(D236 3)及び中間潜時反応聴力検査は(D236 3)のいずれの検査も脳誘発電位検査(D236 3)により算定するもので

あり、2種類以上行った場合であっても、1回のみ算定する。脳誘発電位検査(D236 3)と聴性定常反応(D236 4)を両方行った場合は、主たるもののみ算定する。

- 24 終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置を使用した場合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するため、6月に1回を限度として算定できる。鼻呼吸センサー、気道音センサーによる呼吸状態及び経皮的センサーによる動脈血酸素飽和状態を終夜連続して測定した場合に算定する。この場合の経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)の費用は所定点数に含まれる。数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。終夜睡眠ポリグラフィー1及び2は診療録に検査結果の要点を記載する。終夜睡眠ポリグラフィー2(1以外の場合)(D237 2)は、他の検査により睡眠中無呼吸発作の明らか患者に対して睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として行った場合及び睡眠中多発するてんかん発作の患者又はうつ病若しくはナルコレプシーであって、重篤な睡眠、覚醒リズムの障害を伴うものの患者に対して行った場合に、1月に1回を限度として算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するため、初回月に限り2回、翌月以降は1月に1回を限度として算定できる。当該検査を実施するにあたっては、下記アからエに掲げる検査の全て(睡眠時呼吸障害の疑われない患者についてはアのみ)を当該患者の睡眠中8時間以上連続して測定し、記録する。ア脳波、眼球運動及びおとがい筋筋電図、イ鼻又は口における気流の検知、ウ胸壁及び腹壁の換気運動記録、エパルスオキシメーターによる動脈血酸素飽和度連続測定。脳波等の記録速度は、毎秒1.5センチメートル以上のものを標準とする。終夜睡眠ポリグラフィー2(1以外の場合)(D237 2)と同時に行った検査のうち、スパイログラフィー等検査(D200)から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、併せて算定できない。測定を開始した後、患者の覚醒等やむを得ない事情により、当該検査を途中で中絶した場合には、当該中絶までに施行した検査に類似する検査項目によって算定する。
- 25 筋電図検査(1肢につき(針電極にあつては1筋))(D239 1)において、顔面及び躯幹は、左右、腹背を問わずそれぞれ1肢として扱う。筋電図検査(D239 1)は左上肢、右上肢をそれぞれ「1肢」として、200点×2で算定する。誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)(一連につき)(D239 2)について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする(注1)。感覚神経及び運動神経を別々に1神経として数える。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239 3)については、多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を

目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。

- 26 神経・筋負荷テスト(D240)のテンシロンテスト(ワグスチグミン眼筋力テストを含む。)(D240 1)については、Edrophonium Chlorideを負荷して行う検査に伴うすべての検査(前後の観察及び精密眼圧測定を含む。)を含む。瞳孔薬物負荷テスト(D240 2)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に、負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については、薬剤(D500)により算定する。乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)(D240 3)については、血中乳酸、焦性ブドウ酸、カリウム、P等の測定検査の費用及び採血料を含む。
- 27 自覚的聴力検査(D244)の「ことばのききとり検査(D244 2)」は、難聴者の語音理解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡易聴力検査(D244 3)とは、室内騒音が30ホン以下の防音室で行う検査である。簡易聴力検査(D244 3)の気道純音聴力検査(D244 3イ)は、日本工業規格選別用オージオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に算定する。簡易聴力検査のその他(種目にかかわらず一連につき)(D244 3ロ)は次に掲げるア及びイを一連として行った場合に算定する。ア音叉を用いる検査(ウェーバー法、リンネ法、ジュレ法を含む。)イオージオメーターを用いる検査(閉鎖骨導試験(耳栓骨導試験)、日本工業規格選別用オージオメーターによる気導検査を含む。)後迷路機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 4)とは、短音による検査、方向感機能検査、ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD)のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うものをいい、2種以上行った場合においても、所定点数により算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 5)の所定点数は、レクルートメント検査(ABLB法)、音の強さ及び周波数の弁別域検査、SISIテスト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数により算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)(D244 5)は、診断用オージオメータ、自記オージオメータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。
- 28 平衡機能検査(D250)の標準検査(D250 1)とは、上肢偏倚検査(遮眼書字検査、指示検査、上肢偏倚反応検査、上肢緊張検査等)、下肢偏倚検査(歩行検査、足ぶみ検査等)、立ちなおし検査(ゴニオメーター検査、単脚起立検査、両脚起立検査等)、自発眼振検査(正面、右、左、上、下の注視眼振検査、異常眼球運動検査、眼球運動の制限の有無及び眼位検査を含む検査)をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査(D250 2)とは、「温度眼振検査(温度による眼振検査)、視運動眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、回転眼振検査(電動式装置

又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、視標追跡検査、迷路瘻孔症状検査」のそれぞれ検査1回につき所定点数により算定する。頭位及び頭位変換眼振検査(D2503)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。重心動揺計(D2505)は、荷重変動を測定する検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものである。本検査は、当該装置を用いて、重心動揺軌跡を記録し、その面積(外周・矩形・実効値面積)、軌跡長(総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡長)、動揺中心変位、ロンベルグ率を全て計測した場合に算定するものである。なお、本検査は、平衡検査の標準検査(D2501)を行った上、実施の必要が認められたものに限り算定するものである。重心動揺計(D2505)、下肢加重検査(D2505)、フォスプレート分析(D2505)、動作分析検査(D2505)について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加算する。パワー・ベクトル分析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振幅確率密度分布をすべて算出した場合に算定する。刺激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺激、傾斜刺激、水平運動刺激、振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合に1種目ごとに算定する。

29 汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255)、細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれるものとする(注)。当該検査は、増殖性網膜症、網膜硝子体界面症候群又は硝子体混濁を伴うぶどう膜炎の患者に対して、散瞳剤を使用し、細隙燈顕微鏡及び特殊レンズを用いて網膜、網膜硝子体界面及び硝子体の検査を行った場合に限り算定する。

30 肝及び腎のクリアランステスト(D286)の検査に当たって尿管カテーテル法、は膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査(D317-2)を行った場合は、肝及び腎のクリアランステストの所定点数に尿管カテーテル法(D318)又は膀胱尿道ファイバースコープ(D317)又は膀胱尿道鏡検査(D317-2)の所定点数を併せて算定する。検査に伴って行った注射手技、採血及び検体測定費用は、所定点数に含まれる。肝及び腎のクリアランステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。肝クリアランスに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランスに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。肝及び腎のクリアランステストは肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。

31 ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計測によらない緒検査(D292)及びシンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各所定点数及びラジオアイソトープ検査判断料(D294)の所定点数を合算した点数により算定する(通則)。同一のラジオアイソトープを用いて循

環血液量測定(D2921)、血漿量測定(D2921)、血球量測定(D2922)、吸収機能測定(D2923)、赤血球寿命測定(D2923)、造血機能検査(D2924)、血小板寿命測定(D2924)若しくはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)(D2931)、レノグラム(D2932)、肝血流量(D2932)、心機能検査(心拍出量測定を含む)(D2933)、肺局所機能検査(D2934)、脳局所機能検査(D2934)又はシンチグラム(画像を伴うもの)(E100)からポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する(注1)。検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする(注2)。シンチグラム(画像を伴わないもの)は、核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする(注3)。シンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)は、核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする(注)。シンチグラム(画像を伴わないもの)の肺局所機能検査(D2934)、脳局所血流検査(D2934)については、炭酸ガス等を用いて検査を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。ただし、使用した炭酸ガスの費用は、別に算定する。ラジオアイソトープ検査判断料(D294)は、ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定する(注)。

32 内視鏡検査に際して、麻酔(第2章第11部)を行った場合は、麻酔の費用を別に算定する。内視鏡検査で麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。処置又は手術と同時に内視鏡検査は、別に算定できない。内視鏡検査当日に、検査に関連して行う注射手技料は別に算定出来ない。内視鏡検査において、超音波内視鏡検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する(通1)。関節鏡検査(D295)から乳管鏡検査(D323)まで及び肺臓カテーテル法(D325)、肝臓カテーテル法(D325)、膵臓カテーテル法(D325)に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は所定点数の100分の90に相当する点数により算定する(通2)。当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする(通3)。写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する(通4)。本節の通則による新生児加算又は乳幼児加算を行う場合には、超音波内視鏡検査実施加算は、所定点数に含まない。関節鏡検査(D295)から肺臓カテーテル法(D325)、肝臓カテーテル法(D325)、膵臓カテーテル法(D325)に掲げる内視鏡検査は、次により算定する。ア生検用ファイバースコープを使用して組織の採取を行った場合は、採取した組織の個数にかかわらず、1回の内視鏡検査について内視鏡下生検法(D414)に掲げる所定点数を別に算定する。イ互いに近接する部位の2以上のファイバースコープ検査を連続的に行った場合には、主たる検査の所定点数のみにより算定する。ウ内視鏡検査をエックス線透視下において行った場合にあっては、透視診断料(E000)は算定しない。エ写真診断を行った場合は、使用フィルム代(現像料及び郵送料を含むが、書留

代等は除く。)を10円で除して得た点数を加算して算定するが、撮影(E002)及び写真診断(E001)並びにデジタル映像化処理加算は算定しない。オ当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断のみを行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定できるが、患者が当該傷病につき当該医療機関で受診していない場合は算定できない。肺臓カテーテル法(D325)、肝臓カテーテル(D325)及び膵臓カテーテル法(D325)は、新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、それぞれ所定点数に10,800点又は3,600点を加算する(注1)。カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする(注2)。エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、フィルム(E400)所定点数により算定する(注3)。造影剤を使用した場合においても、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。検査を実施した後の縫合に用する費用は、所定点数に含まれる。食道ファイバースコープ(D306)、胃・十二指腸ファイバースコープ(D308)、小腸ファイバースコープ(D310)、直腸ファイバースコープ(D312)又は大腸ファイバースコープ(D313)を行う際に、インジゴカルミン、メチレンブルー、トリジンブルー、コンゴレッド等による色素内視鏡法を行った場合は、粘膜点墨法(60点)に準じて算定する。ただし、使用される色素の費用は所定点数に含まれる。

- 33 食道ファイバースコープ(D306)、胃・十二指腸ファイバースコープ(D308)、小腸ファイバースコープ及び大腸ファイバースコープ(D313)検査 について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。粘膜点墨法とは、治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。表在性食道がんの診断のための食道ヨード染色法は、粘膜点墨法に準ずる。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。胃鏡検査(D307)とガストロカメラ(D307)は併せて算定出来ない。食道ファイバースコープ(D306)の狭帯域光強調加算(D306注2)、胃・十二指腸ファイバースコープ(D308)狭帯域光強調加算(D308注4)及び大腸ファイバースコープ(D313)狭帯域光強調加算(D313注2)は、拡大内視鏡を用いた場合であって、狭い波長帯による画像を利用した観察を行った場合に算定できる。拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。胃・十二指腸ファイバースコープ検査で胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸検査、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用(フィルムの費用は除く。)は所定点数に含まれる。胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。小腸ファイバースコープカプセル型内視鏡(D310 2)は、次の場合に算定する。ア消化器系の内科又は外科の経験5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。イ事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、原因不明の消化管出血を伴う小腸疾

患の診断を行うために使用した場合に算定する。ウカプセル型内視鏡を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を貼付する。小腸ファイバースコープ(D310)は、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する(注1)。ただし、小腸ファイバースコープカプセル型内視鏡(D310 2)を行った後に、診断の確定又は治療の目的としてダブルバルーン内視鏡(D310 1)を行った場合においては、いずれの点数も算定する。大腸ファイバースコープのS状結腸(D313 1)から上行結腸及び盲腸結腸(D313 3)については、同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査は、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。直腸鏡検査(D311)を肛門鏡検査(D311-2)と同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。肛門部のみを観察した行った場合は、直腸鏡検査ではなく肛門鏡検査(D311-2)を算定する。コロンブラッシュ法は、直腸鏡検査(D311)の所定点数に、検鏡診断料として沈渣塗抹染色による細胞診断の場合は細胞診検査(1部位につき)(N004)の所定点数を、また、包埋し組織切片標本作製し検鏡する場合は、病理組織標本作製(1臓器につき)(N000)の所定点数を合わせて算定する。

- 34 膀胱尿道ファイバースコープ(D317)は、軟性膀胱鏡を用いた場合に算定する。膀胱尿道ファイバースコープ(D317)を必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。膀胱尿道ファイバースコープにインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テスト(D289 2)の所定点数を併せて算定する。膀胱尿道ファイバースコープについては、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。膀胱尿道鏡検査(D317-2)は、硬性膀胱鏡を用いた場合に算定する。膀胱尿道鏡検査を必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。当該検査にインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テストの(D289 2)の所定点数を併せて算定する。当該検査については、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。なお、膀胱のみ又は尿道のみの観察では所定点数は算定できない。尿管カテーテル法(D318)は、ファイバースコープを用いて尿管の通過障害、結石、腫瘍等の検索を行った場合に算定できるもので、同時に行う膀胱尿道ファイバースコープ(D317)及び膀胱尿道鏡検査(D317-2)を含む(注)。腎盂尿管ファイバースコープ(片側)(D319)の所定点数には、ファイバースコープを用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。
- 35 基準嗅覚検査(253 1)は、5種の基準臭(T&Tオルファクトメーター)による嗅力検査である。静脈性嗅覚検査(D253 2)は、有嗅医薬品静注後の嗅感発現までの時間と嗅感の持続時間を測定するものであり、注射実施料は、所定点数に含まれる。
- 36 光学的眼軸長測定(D269-2)は非接触型機器を用いて眼軸長を測定した場合に算する。接触型Aモード法による場合は、超音波検査のAモード法(D215 1)により算定する。
- 37 ヒステロスコープ(D320)に際して、子宮腔内の出血により子宮鏡検査が困難なため、子宮鏡検査時の腔内灌流

液を使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。ただし、注入手技料は算定しない。

索引

数字

(1→3)-β-D-グルカン(D012 24) I-1, II-1, p 9, 20,
1, 25 ジヒドロキシビタミン D3(1, 25(OH)2D3) II-1, III-4,
p19, 37
1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG) I-1, II-2, 6, 24
2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38),
II-1, 2, p19, 25
17α-ヒドロキシprogesterone(D008 18), II-1, p20,
24 時間自由行動下血圧測定(1日につき)(D225-3),
III-2, p36
一酸化窒素吸入療法(J005-2) I-4, II-5, p16, 33
四肢の血行再建術(K610-4, 5) I-4, II-5, p16, 33

ローマ数字

I型コラーゲンCテロペプチド(D009 8),
I-1, II-2, III-6, 8, p7, 25, 38, 40
I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)(D008 13),
I-1, II-2, III-5, 8, p7, 24, 38, 40
I型プロコラーゲンC-プロペプチド(D009 8),
I-1, II-2, III-5, 8, p7, 25, 38, 40
IV型コラーゲン(D007 30), I-1, p6
IV型コラーゲン・7S(D007 31), I-1, p6

ギリシャ文字

α1-酸性糖蛋白(α1-AG), V-5, 53
α-フェトプロテイン(AFP)(D009 2), I-2, 4, p13, 14
βクロスラプス(尿を除く。)(D008 14),
I-1, II-2, III-6, 8, p7, 25, 39, 40

アルファベット文字

AFP(α-フェトプロテイン)(D009 2), I-2, 4, p13, 14
AFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L3%)
(D009 10), I-2, 4, p13, 14
APRスコア(血中)(D015 18) V-5, p53
ACTH(副腎皮質刺激ホルモン)(一連として月1回)
(D287 1ホ), III-8, p44
A群β溶連菌迅速試験(D012 17), I-1, II-1, 5, p4, 5,
9, 22, 32
BAP(骨型アルカリフォスファターゼ)(D008 14), I-1, p7
BNP(D008 11), I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48
BTA(尿中)(D009 1), II-2, 5, III-2, p24, 31, 36
BUN(尿素窒素)(D007-1), I-1, II-1, III-3p7, 19, 37
B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D013 9),
I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40
C1q 結合免疫複合体(D014 10), I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8,
V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49
C3d 結合免疫複合体(D014 14), I-1, 4, II-2, III-5, 8, V-2,
p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49
CA125(D009 7), I-3, 4, p13, 14
CA130(D009 11), I-3, 4, p13, 14
CA15-3(D009 3), I-1, 3, 4, p7, 13, 14, 20
CA602(D009 10), I-3, 4, p13, 14

CEA(癌胎児性抗原)(D009 2), I-4, p14
CEA(乳頭分泌液中)(D009 13), I-4, p14
CKアイソフォーム(D007 37) I-1, p7
CK(クレアチン・ホスホキナーゼ)(D007 1) I-1, p7
CPR(C-ペプチド)(D008 10) I-1, III-8, p7 p44
CPK I-1, 7,
CPK・アイソザイム I-1, 7
C-PTHrP(副甲状腺ホルモン関連蛋白C端
フラグメント)(D008 15) II-1, 20
CSLEX(シアリルLe^x)抗原(D009 8) I-1, II-1, p7, 20
C-ペプチド(CPR)(D008 10) I-1, III-8, p7 p45
C反応性蛋白CRP(D015 1) I-1, V-5, p10, 53
C反応性蛋白(CRP)定性(D015 1) I-1, p10
DNAポリメラーゼ(D023 5) I-1, II-2, III-7, 8,
p9, 26, 39, 40
DUPAN-2(D009 3) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20
D-アラビニトール(D012 19), 9, 20
E2(エストラジオール)(D008 17) I-1, p7
E3(エストリオール)(D008 15) I-1, p7
ERG(網膜電位図)(D258) II-2, p28
EUS-FNA(超音波内視鏡下穿刺吸引生検法)(D414-2)
I-4, p18
GAD(抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ)抗体価
(D008 11) II-2, V-2, p25, 48
GAT(癌関連ガラクトース転移酵素)(D009 10) II-1, p20
HA抗体価(D013 6) I-1, p9
HANP(ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド)(D008 19),
I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48
HbA1c(ヘモグロビンA1c)(D005 9) I-1, II-2, p6, 24
HBc抗体価(D013 6) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40
HBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定
検査(血清中)(D023 9) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40
HBV核酸定量測定(D023 3) I-1, II-2, III-7, 8,
p9, 26, 39, 40
HCGβ-CF(尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア)
(D009 11) I-4, II-1, p14, p20
HCGβ分画(D008 12) I-1, II-2, p7, 25
HCG定性(D008 1) I-1, II-2, p7, 25
HCG(ヒト絨毛性ゴナドトロピン)(D008 12) I-1, II-2,
p7, 25
HCV核酸定量検査(D023 9) I-1, II-2, III-7, p9, 26, 39
HCV核酸同定検査(D023 6) I-1, II-2, III-7, p10, 26, 39
HCV特異抗体価測定による群別判定(D013 8)
I-1, II-2, III-7, p9, 26, 39
HDL-コレステロール(HDL-Cho)(D007 4) I-1, 14
HER2タンパク(血清中)(D009 13) I-1, 4, II-2
p6, 14, 26
HER2タンパク測定(乳頭分泌液中)(D009 13)
I-1, 4, II-2, p6, 14, 26
HER2タンパク(N002 3) I-1, 3, 4, II-2, p6, 13, 14, 26
HER2遺伝子標本作製(N005) I-1, II-2, p6, 26
H-FABP(ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白)(D007 30)
I-1, II-1, p6, 19
HGF(肝細胞増殖因子)(D007 37) II-2, p19
HIV抗原(D012 33) I-1, II-5, V-2, p9, 31, 49

HIV-1 抗体価(D012 15) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
HIV-1, 2 抗体価(D012 16) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
HIV-I 核酸定量検査(D023 10) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 28)
I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
HIV-2 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 30)
I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12) I-1, II-5,
V-2, p8, 31, 49
HP04(D007 4) 及び P(D007 4) I-1, p6
HPV 核酸同定検査(D023 6) II-2, IV-1, V-4, p30, 46, 52
HRT(アレルギー刺激性遊離ヒスタミン) (D015 16)
I-4, V-5, p15, 53
HTLV-I 抗体価(半定量) (D012 12) II-4, p30
HTLV-I 抗体価(D012 22) II-4, p30
HTLV-I 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 32)
II-4, p30

IgA, IgM 及び IgG(免疫グロブリン) (D015 4)
IGFBP-1(腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白 1 型) (D007 34) I-1, II-2, 3, p6, 25, 28
IGFBP-3(インスリン様成長因子結合蛋白 3 型)
(D008 21) I-1, II-2, p7, 25
IgG インデックス(D004 13) II-1, p19
IgG 型リウマチ因子(D014 14) I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8,
V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49
IL-2R(インターロイキン 2 受容体) (D009 14) I-4, p20
IgM-HA 抗体価(D013 6) I-1, p9
IgM-HBc 抗体価(D013 6) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40

KL-6(シアル化糖鎖抗原) (D007 27) I-1, p6

LD(腔分泌液中乳酸脱水素酵素) 半定量(D004 9) V-5, p52
LDL-コレステロール(D007 5) I-4, p14
LH 及び FSH(ゴナドトロピン)(一連として) (D287 1ロ)
III-8, p44

MDA-LDL(D007 35) II-4, III-8, p29, 40
MED(最小紅斑量) 測定(D291) III-8, p45
MMP-3(マトリックスメタロプロテイナーゼ 3) (D014 8),
I-1, 4, II-2, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 38, 41, 49
MPO-ANCA(抗好中球細胞質ミエロペルオキシ
ダーゼ抗体) (D014 18) II-1, p22
MRSA(ブドウ球菌メチシリン耐性) 遺伝子同定検査
(D023 9) I-1, II-5, p10, 33

NMP22(尿中) (D009 7) I-1, II-5, p7, 31
NSE(神経特異エノラーゼ) (D009 6) I-1, p7
NT-proBNP(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆
体 N 末端フラグメント) (D008 11)
I-2, II-2, IV-2, p13, 25, 47

P 及び HP04(D007 4) I-1, p6
P-III-P(D007 30) I-1, p6
PAIgG(血小板関連 IgG) (D011 6) II-1, p20
PBP2'(黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2')
(D023-2 1) I-1, II-5, p10, 33
PCT(プロカルシトニン) (D007 41) I-1, II-1, p6, 19

PIVKA II (D009 6), I-2, 4, p13, 14
PIVKA II (D006 16) II-2, p24

PL(Preferential Looking)法(D282-2)
IV-1, II-5, V-3, p34, 46, 51
PRL(プロラクチン) (D287 1ニ) III-8, p44
ProGRP(ガストリン放出ペプチド前駆体) (D009 9)
I-1, p7
PSA(D009 5) II-1, III-3, V-2, p20, 38, 48
PSA(フリー/トータル比) (D009 8) II-1, III-3, V-2
p20, 38, 48
PSTI(腺分泌性トリプシンインヒビター) (D007 24)
I-1, p6
PTHrP(副甲状腺ホルモン関連蛋白) (D008 17) II-1, p20
PTH(副甲状腺負荷試験(D287 4)の副甲状腺ホルモン)
III-8, p44

Rh(その他の因子)血液型(D011 3) I-1, p8
RLP(レムナント様リポ蛋白コレステロール)
(D007 35) III-5, p37
RS ウイルス抗原(D012 18) I-1, II-1, 5, p8, 21, 31

SAA(血清アミロイド A) 蛋白(D015 6) I-1, p10
SCC(扁平上皮癌関連抗原) (D009 2), I-4, p14
SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査(D023 9)
II-5, III-8, p33, 41
SP-A(サーファクタント蛋白 A) (D007 28) I-1, p6
SP-A(羊水中肺サーファクタントアポ蛋白) (D004 12)
III-8, p40
SP-D(サーファクタント蛋白 D) (D007 29) I-1, p6

TAT(トロンビン・アンチトロンビン III 複合体)
(D006 20) I-1, II-2, p6, 19
TdT(ターミナルデオキシヌクレオチジルトランス
フェラーゼ) (D005 13) II-1, p19
TIBC(総鉄結合能) (D007 11) I-1, p6
TK(デオキシチミジンキナーゼ) 活性(D005 12)
II-1, p19
TPA(組織ポリペプチド) (D009 2), I-4, p14
TRACP-5b(酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ) (D008 13)
I-1, II-2, III-6, p6, 18, 25, 38
TSAb(TSH 刺激性レセプター抗体) 精密測定
(D014 20) I-1, II-5, p10, 31
TSH(甲状腺刺激ホルモン)(内分泌負荷試験の一連と
して) (D287 1ハ) III-8, p44
TSH レセプター抗体(D014 16) I-1, II-5, p10, 31
TSH 刺激性レセプター抗体(TSAb) (D014 20)
I-1, II-5, p10, 31
T 細胞サブセット検査(D016 3) II-2, 5, p26, 32

UCG(心臓超音波検査) (D215 3) V-5, p54
UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)
II-2, III-8, V-4, p24, 40, 52
UIBC(不飽和鉄結合能) (D007 11) I-1, p6

WT 1 mRNA 核酸増幅検査(D006-7) II-1, 2, III-2, p19, 25, 36

仮名

アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響
反射率検査(D246) I-4, V-3, p17, 50
アスペルギルス抗原(D012 20) I-1, II-1, p9, 20
アセトアミノフェン(D007 34) III-2, p36
アデノウイルス抗原(定性)(D012 7) I-1, p8
アトピー鑑別試験(D015 18) I-4, V-5, p15, 53
アポリポ蛋白(D007 24) V-5, p52
アミノ酸(D010 5) V-5, p52
アルカリホスファターゼ・アイソザイム(D007 33)
I-1, p7
アルブミン(D007 1) I-4, p14
アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)
II-2, 3, p25, 28
アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)
I-4, V-5, p15, 53
イオン化カルシウム(D007 8) I-1, p6
イヌリン(D007 27), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37
インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)
(D008 21) I-1, II-2, p7, 25
インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド
(Intact PINP)(D008 14) I-1, p7
インターロイキン2受容体(IL-2R)(D009 15),
I-4, II-1, p14, 20
インフルエンザウイルスA型抗体価(D012 11)
I-1, II-3, p9, 29
インフルエンザウイルスB型抗体価(D012 11)
I-1, II-3, p9, 29
インフルエンザウイルス抗原(D012 18)
I-1, II-3, p9, 29
ウイルス抗体価(半定量)(一項目あたり)(D012 11)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31
エストラジオール(性腺負荷試験 D287 6)
III-8, p34
エストラジオール(E2)(D008 17) I-1, p7
エストリオール(E3)(D008 15) I-1, p7
エストロジェン(D008 15) I-1, p7
エストロジェンレセプター(N002 1) I-3, p13
エラストーゼ1(D009 4), I-4, p14,
エリスロポエチン(D008 18) II-1, p20
エレクトロキモグラフ(D214-2) I-1, 4, III-8,
p11, 15, 41
エンドトキシン検査(D012 27) I-1, II-1, p6, 19
オステオカルシン(D008 14)
I-1, II-2, III-5, 8, p7, 25, 38, 40
ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)(D009 9)
I-1, p7
ガストロカメラ(D307) V-5, p58
カプセル型内視鏡(D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58
カルシウム(D007 1) I-1, p6
カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220) I-1, 4, III-2,
V-2, 3, 5, p11, 16, 36, 49, 50, 54
カルジオタコスコープ(D220) I-1, 4, III-2, V-2, 3, 5,
p11, 16, 36, 49, 50, 54
カンジダ抗原D012 18) I-1, II-1, p9, 20
クラミジア・ニューモニエ IgA 抗体価(D012 10) I-1, p8
クラミジア・ニューモニエ IgG 抗体価(D012 9) I-1, p8

クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)
I-1, II-1, 5, p9, 21, 32
クラミジアトラコマチス抗原(D012 20)
I-1, II-1, 5, p9, 21, 33
グリオアルブミン(D007 18) I-1, II-2, P6, 24
クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原
(D012 22) I-1, II-1, p9, 20
グルタミン受容体自己抗体価(D014 24) II-1, III-2, p22, 36
クレアチニン(D007-1), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37
クレアチン・ホスホキナーゼ(CK)(D007 1) I-1, p7
グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31
グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価
(D012 24) I-1, II-1, 5, p9, 21, 32
ケトン体(D007 11) I-1, p6
ケトン体分画(D007 20) I-1, p6
ことばのききとり検査(D244 2) II-5, III-8, V-5,
p34, 44, 56
ゴナドトロピン(LH及びFSH)(D287 1ロ) III-8, p44
コレステロール分画(D007 19) I-1, p6
コンタクトレンズ検査料(D282-3) IV-1, V-3, p46, 51
コンタクトレンズ検査料1(D282-3 1)
IV-1, V-3, p46, 51
コンタクトレンズ検査料2(D282-3 2) IV-1, V-3, p46, 51
コンプライアンス測定(D201 2) I-1, 4, III-8, p11, 15, 42,
サーファクタントプロテインA(SP-A)(D007 28) I-1, p6
サーファクタントプロテインD(SP-D)(D007 29) I-1, p6
サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査(D211)
II-5, p33
サイトケラチン(CK)19mRNA(D006-7)
II-1, 4, III-8, V-4, p24, 29, 40, 52
サイトケラチン19フラグメント(D009 9) II-2, p25
サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31
サーモグラフィー検査(D216) V-5, p54
シアリルLe^x(CSLEX)抗原(D009 8) I-1 II-1, p7, 20
シアル化糖鎖抗原KL-6(D007 27) I-1, p6
シスタチンC(D007 28), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37
シンチグラム(画像を伴うもの)(E100) III-8, V-5,
p45, 57
シンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)
III-8, V-5, p45, 57
シンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオ
アイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1),
レノグラム(D293 2), 肝血流量(D293 2)
I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
心機能検査(心拍出量測定を含む)(D293 3)
I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
肺局所機能検査(D293 4), 脳局所機能検査(D293 4),
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)
I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
スパイログラフィー等検査(D200 1~5)
I-1, 4, II-5, III-8, V-5, p10, 15, 33, 41, 43, 56
セクレチン試験(D289 4) II-2, III-8, p28, 45
センチネルリンパ節生検(D409-2) II-2, IV-1, p28, 46
センチネルリンパ節生検併用法(D409-2 1) II-2, IV-1

センチネルリンパ節生検単独法(D409-22) II-2, IV-1
その他の機能テスト(D289) III-8, p45
その他の検体採取の胃液・十二指腸液採取
(D419 1) II-5, p35
ソマトメジンC(D008 19) I-1, II-2, p7, 25

ダグラス窩穿刺(J103), ダグラス窩穿刺(D408) I-4, p17
ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ
(TdT)(D005 13) II-1, p19
ダーモスコピー(D282-4) II-1, p23
ダブルバルーン内視鏡(D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58
ダニ特異 IgG 抗体価(D012 29) II-2, p26
ツツガムシ抗体価(D012 24) V-5, p53
デオキシチミジンキナーゼ(TK) 活性(D005 12)
II-1, p19
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製(N003)
及び術中迅速細胞診(N003-2) I-3, II-4, III-2, IV
-2, p13, 30, 36, 46
テンシロンテスト(ワゴスチグミン眼筋力
テストを含む。)(D240 1) II-1, V-5, p23, 56
ドブラ法(D215 4) V-5, p54
トリブシン(D007 35) I-1, p6
トレッドミルによる負荷心肺機能検査(D211)
II-5, p33
トロンビン・アンチトロンビンIII複合体(TAT)
(D006 20) I-1, II-2, p6, 19
トロンボテスト(D006 2) I-1, p6
トロンボモジュリン(D006 21) II-2, p25

ナトリウム及びクロール(D007 1) I-1, p6
ノイラミニダーゼ(D012 17) I-1, II-3, p9, 29
ノルメタネフリン(D008 20) I-1, II-1, p7, 20
ノンストレステスト(一連につき)(D219)
II-2, III-8, p27, 42

ハートスコープ(D220) I-1, 4, III-2, V-2, 3, 5,
p11, 16, 36, 49, 50, 54
ハプトグロビン(D015 14), V-5, p53
バリストカルジオグラフ(D208 4) I-4, II-5, III-8,
p11, 15, 16, 33, 42
ヒアルロン酸(D007 34) II-2, p25
ヒスチジン定量(アミノ酸)(D010 5) V-5, p52
ヒステロスコピー(D320) V-5, p58
ヒト TARC(D015 18) III-2, p36
ヒトパルボウイルス B19(D012 26)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31
ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)
I-1, II-1, p6, 19
ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)(D008 19)
I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48
ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画
(D008 12) I-1, II-2, p7, 25
ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性(D008 1)
I-1, II-2, p7, 25
ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)(D008 12)
I-1, II-2, p7, 25
ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)(D008 11)
I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48

ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 末端
フラグメント(NT-proBNP)(D008 11)
I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48
フィブリノゲン分解産物(D006 14) II-4, p29
フィブリン分解産物(FDP)(D006 11) II-4, p29
フィブリンモノマー複合体(D006 22) I-1, II-2, p6, 19
フェニール・アラニン(アミノ酸)(D010 5) V-5, p52
フォスプレート分析(D250 5) I-4, III-8, p16, 30, 43, 56
ブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA) 遺伝子同定検査
(D023 9) I-1, II-5, p10, 33
フリーPSA/トータルPSA比(D009 8) II-1, III-3, V-2
p20, 38, 48
フローサイトメトリーのTwo-color 分析法による
赤血球検査(D016 5) II-2, 5, p26, 32
フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定
(D002-2) I-1, II-4, V-1, 5, p5, 28, 47, 52
フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。)
(D200 2) I-1, 4, III-8, p11, 15, 42
プロカルシトニン(PCT)(D007 41) I-1, II-1, p6, 19
プロジェステロンレセプター(N002 2) I-3, p13
プロトロンビンフラグメントF1+2(D006 20) I-1, II-2
p6, 19
プロトロンビン時間(D006 2) I-1, p6
プロラクチン(PRL)(D287 1 二) III-8, p44
プロリルヒドロキシラーゼ(PH)(D007 37) I-1, p6
ヘパリン(D007 26) III-2, p36
ヘモグロビン測定(D005 6) I-1, V-1, p6, 47
ヘモグロビンA1c(HbA1c)(D005 9) I-1, II-2, p6, 24
ヘリコバクター・ピロリ抗体(定性・半定量)(D012 9)
I-4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52
ヘリコバクター・ピロリ抗体(D012 11)
I-4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52
ペントシジン(D007 27), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
(一連の検査につき)(E101-3) I-1, III-8, V-5
p12, 45, 57
ポリグラフ検査(D214) V-5, p54
ホルター型心電図検査(D210) I-1, III-8, V-5
p11, 42, 54

マイクロブームテスト(D014 3) I-1, II-5, p10, 31
マイクロバブルテスト(D004 10) II-2, 3, III-8, p24, 28, 40
マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定
検査(D023 8) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 29, 32, 41
マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
(L008) I-4, V-5, p16, 55
マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)(D014 8)
I-1, 4, II-2, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 38, 41, 49
マンガン(D007 9) III-3, 5, p28, 37
ミオグロビン(D007 30) I-1, II-1, p6, 19
メタネフリン(D008 19) I-1, II-1, p7, 20
モノクローナルRF結合免疫複合体(D014 13) I-1, 4,
II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49
モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査
(一連につき)(D016 3) II-2, 5, p26, 32
モノクローナル抗体による造血器悪性腫瘍細胞検査
(一連につき)(D005 15) II-2, p24

ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計測によらない緒検査(D292) III-8, p45
ラジオアイソトープ検査判断料(D294) III-8, p45
ラジオアイソトープを用いて循環血液量測定(D292 1) III-8, p45
血漿・血球量測定(D292 1, 2) III-8, p45
吸収機能測定(D292 3) III-8, p45
赤血球寿命測定(D292 3) III-8, p45
造血機能検査(D292 4) III-8, p45
血小板寿命測定(D292 4) III-8, p45
リアルタイム解析型心電図(D212) II-5, p33
リウマトイド因子(D014 2) I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49
リポ蛋白(a) (D007 26) III-5, 37
リポ蛋白リパーゼ(D007 37) II-2, p25
リンパ球幼若化検査(D016 6) (一連につき) II-2, 5, p26, 32
リンパ節等穿刺(J016) I-4, p18
リンパ節等穿刺又は針生検(D409) I-4, p18
ループスアンチコアグラント(D014 18) II-1, p21
レーザー前房蛋白細胞数検査(D280) II-2, p28
レニン活性(D008 7) I-1, p7
レニン定量(D008 8) I-1, p7
レノグラム(D293 2) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
レプトスピラ抗体価(D012 23) II-2, p26
レムナント様リポ蛋白(RLP) コレステロール(D007 35) III-5 p37
ロタウイルス抗原(D0012 8) I-1, p8
ワイルフェリックス反応(D012 9) V-5, p53

漢字

(ア)

亜硝酸アミル吸入心音図検査(D213) V-5, p54
悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3イ, ロ) I-3, 4, II-1, 2, 5, III-2, p7, 13, 14, 20, 24, 25, 31, 36
悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21) I-3, II-1, III-3, 6, 7, V-2, p13, 19, 31, 37, 38, 48
胃・十二指腸ファイバースコピー(D308) V-5, p58
狭帯域光強調加算(D308 注4) V-5, p58
胃・食道内24時間pH測定(D234) II-1, p23
胃液・十二指腸液採取(一連につき)(D419 1) II-5, p35
胃液分泌刺激テスト(D289 3) III-8, p45
胃鏡検査(D307)とガストロカメラ(D307) V-5, p58
遺伝学的検査(D006-4) II-1, III-7, p19, 39
遺伝カウンセリング加算(D006-4)(D026 注4) IV-1, p2, 46
右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2) I-1, V-5, p11, 53
右心カテーテル法による諸検査(D206 1) I-1, V-5, p11, 53
埋込型心電図検査(D210-3) II-4, IV-1, p30, 46
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') (D023-21) I-1, II-5, p10, 33
音声言語医学的検査の音響分析(D251 2)及び音声機能検査(D251 3) I-4, II-2, p17, 28

(カ)

下肢加重検査(D250 5) I-4, III-8, p16, 30, 43, 56

下垂体後葉負荷試験(D287 2)の抗利尿ホルモン(ADH) III-8, p44
下垂体前葉負荷試験(D287 1) III-8, p44
開腹による臓器穿刺(D416 2) II-5, p35
角膜曲率半径計測(D265) I-3, II-5, III-8, p13, 34, 44
角膜形状解析検査(D265-2) I-3, II-5, III-8, p13, 34, 44
角膜内皮細胞顕微鏡検査(D279) II-4, p30
顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)(D016 4) II-2, 5, p26, 32
顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)(D016 2) II-2, 5, III-8, p26, 32
換気力学的検査(D201) I-1, 4, III-8, p11, 16, 42
簡易聴力検査(D244 3) II-5, III-8, V-5, p34, 44, 56
簡易培養検査(D018 6) I-1, II-4, 5, p5, 9, 20, 21, 22, 26, 30, 32
肝炎ウイルス関連検査(D013) I-1, II-2, III-7, 8, p5, 9, 26, 39, 40
肝及び腎のクリアランステスト(D286) V-5, p57
肝血流量(ヘパトグラム)(D293 2) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
肝細胞増殖因子(HGF)(D007 37) II-1, p19
肝臓カテーテル(D325) V-5, p58
観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線の投資の費用を含む。)(D225) I-4, II-4, p16, 30
観血的肺動脈圧測定(D230) I-1, p11
関節液中コンドロカルシン(D004 11) II-4, p29
関節鏡検査(片側)(D295) V-5, p57
関節腔内注射(G010) I-4, p18
関節穿刺(片側)(D405), (J116) I-4, p18
癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)(D009 10) II-1, p20
癌胎児性抗原(CEA)(D009 2) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20
眼球電位図(EOG)(D278) I-1, II-5, p12, 34
眼底カメラ撮影(D256) I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 30, 43, 51, 57
基準嗅覚検査(253 1) V-5, p58
気道純音聴力検査(D244 3イ) II-5, III-8, V-5, p34, 44, 56
機能テスト(D289) III-8, V-5, p45, 58
その他の機能テスト(D289 2) V-5, p58
機能的残気量測定(D200 3) I-1, 4, III-8, V-5 p11, 15, 41, 43, 56
気管支ファイバースコピー(D302) I-4, II-1, p18, 23
基礎代謝測定(D204) I-1, 4, III-8, p10, 15, 42
網膜電位図(ERG)(D258) III-8, p44
吸収機能測定(D292 3) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)(D419 2) II-5, p35
矯正視力検査(D263) III-8, p44
胸椎穿刺(D403), 胸椎穿刺(J007) I-1, p17
凝固因子インヒビター(D006 17) II-1, 2, p19, 24
凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)(D006 13) II-1, 2, p19, 24
筋電図検査(1肢につき(針電極にあつては1筋につき))(D239 1) I-1, III-8, V-5, p12, 46, 56
筋電図検査の中樞神経磁気刺激による誘発筋電図(D239 3) I-1, II-1, IV-1, 2, V-5, p12, 23, 46, 56
屈折検査(D261) III-8, p44

頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19)
I-1, II-2, 3, p6, 25, 28

頸椎穿刺(D403), 頸椎穿刺(J007) I-1, p17

経気管肺生検法(D415) I-4, II-1, p18, 23

経皮的血液ガス分圧測定(D222) II-2, 3, III-8, p2729, , 42

経皮的針生検法(D412) I-4, p17

経皮的動脈血酸素飽和度測定(一日につき)(D223)
I-4, II-5, III-8, V-5, p16, 33, 43, 56

携帯型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図検査
(D208 3) I-4, p16

携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査 (D212-2)
I-4, II-1, p16, 33

結核菌群核酸同定検査(D023 7) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8,
p10, 22, 26, 32, 41

結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン γ
(D015 24) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41

血液ガス分析(D007 30) I-1, V-1, p6, 47

血液ガス連続測定(D222) II-2, 3, III-8, p27, 29, 42

血液化学検査(D007) p2

血液採取(1日につき)(D400) II-5, p34

血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定
検査)(D006-2) I-3, II-1, III-3, 6, 7, IV-1, V-2
p13, 19, 38, 39, 48

血管伸展性検査(D207 2) I-4, p16

血管内視鏡検査(D324) I-1, 4, III-3, V-5,
p11, 16, 36, 53, 55

血管内超音波法(D215 5) I-1, 4, III-3, V-5,
p11, 16, 36, 53, 55

血球量測定(D292 2) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

血小板関連 IgG(PAIgG) (D011 6) II-1, p20

血小板凝集能(D006 8) I-1, II-5, p6, 30

血小板寿命測定(D292 4) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

血漿量測定(D292 1) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

血清アミロイド A (SAA) 蛋白(D015 6) I-1, p10

血中 APR スコア(D015 18) V-5, p53

血清中 HER 2 タンパク(D009 13)) I-1, 4, II-2
p6, 14, 26

血清中の HBV プレコア変異及びコアプロモーター
変異遺伝子同定検査(D023 9) I-1, II-2, III-7, 8,
p9, 26, 39, 40

血清中抗 RNA ポリメラーゼ III 抗体(D014 10 準)
II-5, III-5, p31, 38

血清中抗 p53 抗体(D009 8) II-1, p20

血清中抗デスモグレイン 1 抗体(D014 19)
I-1, II-1, p10, 21

血清中抗デスモグレイン 3 抗体(D014 17)
I-1, II-1, p10, 21

検体採取料 p 3

検体検査管理加算 (II, III, IV) (D026-ロ, ハ, ニ)
IV-1, p2, 46

光学的眼軸長測定(D269-2) V-5, p58

好酸球数(D005 4) I-1, p5

抗 CCP 抗体(抗シトルリン化ペプチド抗体)(D014 14)
I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

抗 CL β 2GP I (抗カルジオリピン β 2 グリコプロテ
イン I) 複合体抗体 (D014 15) I-1, p10

抗 GM1IgG 抗体(D014 22) II-1 p22

抗 GQ1bIgG 抗体(D014 22) II-1 p22

抗 IA-2 抗体(D008 18) II-2, V-2, p25, 48

抗 Jo-1 抗体(D014 9) I-1, II-2, 31

抗 LKM-1 抗体(D014 15) II-5, V-2, p31, 49

抗 RNP 抗体(D014 9) I-1, II-2, 31

抗 Sc1-70 抗体(D014 10) I-1, II-2, 31

抗 Sm 抗体(D014 10) I-1, II-2, 31

抗 SS-A/Ro 抗体(D014 10) I-1, II-2, 31

抗 SS-B/La 抗体(D014 10) I-1, II-2, 31

抗アセチルコリンレセプター抗体価(D014 23)
II-1, p22

抗アニサキス IgG・A 抗体価精密測定(D012 23)
II-1, p21

抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8) I-1, 4, II-2, 5,
III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I
(抗 CL β 2GP I) 複合体抗体(D014 15) I-1, p10

抗カルジオリピン抗体(D014 16) I-1, p10

抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価(D012 19)
I-1, p8

抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD) 抗体価
(D008 11) II-2, V-2, p25, 48

抗サイログロブリン抗体(D014 9) I-1, II-5, p10, 31

抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)(D014 14),
I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

抗セントロメア抗体(D014 12) II-1, p21

抗悪性腫瘍剤感受性検査(D004-2 2) III-7, p39

抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体
(MPO-ANCA) (D014-17) II-1, p22

抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9)
I-1, II-5, p10, 31

抗酸菌群核酸同定検査(D23 7) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8,
p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき)
(D021) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌分離培養検査(D020) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8,
p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌分離培養検査 1 (D020 1, 2) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8,
p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)(D022)
I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41

抗糸球体基底膜抗体(D014 18) II-1, p22

甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)
(D293 1) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

甲状腺刺激ホルモン(内分泌負荷試験)(TSH)
(一連として月 1 回)(D287 1 ハ) III-8, p44

甲状腺穿刺(J015) I-4, p18

甲状腺穿刺又は針生検(D411) I-4, p18

甲状腺負荷試験(一連として月 1 回)(D287 3) III-8, p44

喉頭ファイバースコピ(D299) I-1, 3, II-2, p12, 13, 28

酵母様真菌薬剤感受性検査(D019-2) II-2, 5, III-
8, p26, 32

後頭下穿刺(D402)(J006) I-4, p17

後迷路機能検査(種目にかかわらず一連に月)(D244 4)
II-5, III-8, V-5, p34, 44, 56

肛門鏡検査(D311-2) I-1, V-5, p12, 58

呼吸機能検査等判断料(D205) I-1, III-8, V, p10, 36, 42

呼吸心拍監視(D220) I-1, 4, III-2, V-2, 3, 5,

- p11, 16, 36, 49, 50, 55
- 骨塩定量検査 (D217) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 MD法 (D217 2) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 SEXA法 (D217 2) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 DEXA法による腰椎撮影 (D217 1) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 大腿骨同時撮影加算 (D217 注) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 骨塩定量検査は画像診断の手技料 (写真診断 (E001) 及び撮影 (E002)) I-3, II-1, III-5, p13, 38
 骨型アルカリフオスファターゼ (BAP) (D008 14), I-1, p7
 骨髄生検 (D404-2) I-4, p18
 骨髄穿刺 (D404), 骨髄穿刺 (J011) I-4, p18
 骨髄像 (D005 14) I-1, II-5, p6, 30
 鼓膜音響反射率検査 (D246) I-4, V-3, p17, 50
- (サ)
- 最小紅斑量 (MED) 測定 (D291) III-8, p45
 細菌顕微鏡検査 (D017) I-1, II-4, 5, V-1, 5 p5, 29, 32, 35, 47
 細菌培養同定検査 (D018 1~5), I-1, II-1, 4, 5, p5, 9, 20, 21, 22, 26, 30, 31
 細菌薬剤感受性検査 (D019) II-2, 5, p26, 32
 細隙燈顕微鏡検査 (前眼部) (D273) I-1, II-2, III-8, IV-1, V-3, 5, p12, 30, 43, 6, 51, 57
 細隙燈顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部) (D257), I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 30, 43, 51, 57
 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき) (D016 4) II-2, 5, p26, 32
 細胞診 (N004) I-3, II-2, 4, 5, III-2, IV-2, p13, 30, 35, 36, 47
 細胞診 (N004) の穿刺吸引細胞診 (N004 2) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
 細胞診断料 (N006 2) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
 在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料 (C107-2) III-8, p42
 左心カテーテル (D206 2) I-1, V-5, p11, 53
 左右別肺機能検査 (D200 5) I-1, 4 p11, 36
- 残尿測定検査 (D216-2) II-2, III-8, p27, 42
 子宮悪性腫瘍手術 (K879) I-1, II-1, p8, 20
 子宮外妊娠手術 (K912) I-1, II-1, p8, 20
 子宮全摘術 (K877) I-1, II-1, p8, 20
 子宮附属器悪性腫瘍手術 (両側) (K889) I-1, II-1, p8, 20
 子宮頸管粘液中顆粒球エラストーゼ定性 (D00 4 7) II-1, 3, p19, 28
 子宮頸管粘液中顆粒球エラストーゼ (D004 8) II-1, 3, p19, 28
 耳音響放射 (OAE) 検査 (D247 5) I-3, p13
 自発耳音響放射 (D247 5イ) I-3, p13
 その他の場合 (D247 5ロ) I-3, p13
 自覚的聴力検査 (D244) II-5, III-8, V-5, p34, 43, 56
 耳管機能測定 (D248) II-5, 34
 耳鳴検査 (種目数にかかわらず一連につき) (D244-5) II-5, III-8, V-5, p34, 43, 56
 出血時間 (D006 1) V-5, p52
 自発耳音響放射, その他の場合 (D247 5イ, ロ) I-3, p11
 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) I-1, II-2, III-5, 8, p7, 25, 38, 40
- 術中迅速病理組織標本作製 (N003) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
 術中迅速細胞診 (N003-2) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
 腫瘍マーカー (D009), I-4, III-2, p14, 36
 食道ファイバースコープ (D306) II-4, V-5, p37, 58
 狭帯域光強調加算 (D306 注2) V-5, p58
 終末呼気炭酸ガス濃度測定 (D224) I-4, II-2, p12, 16, 27
 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (一連につき) (D223-2) II-1, III-8, 23, 42
 終夜睡眠ポリグラフィ-1, 2 (D237 1, 2) I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 28, 42, 50, 56
 終夜睡眠ポリグラフィ-3 (D237 3) III-8, V-3, 5, p42, 50, 56
 縦隔鏡検査 (D304) II-1, p23
 重心動揺計 (D250 5) II-1, III-8, V, p21, 36, 43
 重炭酸塩 (D007 15) I-1, V-1, p6, 47
 嗅覚検査 (253), 基準嗅覚検査 (253 1), 静脈性嗅覚検査 (D253 2) V-5, p58
 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ (D298) I-1, 3, II-2, p12, 13, 28
 循環血液量測定 (D292 1) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
 小児食物アレルギー負荷検査 (D291-2) III-8, IV-1, V-3, p45, 46, 51
 小腸ファイバースコープ (D310) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58
 小腸ファイバースコープのカプセル型内視鏡 (D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58
 小腸ファイバースコープダブルバルーン内視鏡 (D310 1) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58
 上顎洞穿刺 (J102) は, 上顎洞穿刺 (D406) I-4, p17
 静脈性嗅覚検査 (D253 2) V-5, p58
 静脈 (D400 1) II-2, p34
 心機図 (D214) V-5, p54
 心機能検査 (心拍出量測定を含む) (D293 3) I-1, III-8, V-5 p12, 45, 57
 心筋トロポニン I (D007 27) I-3, p13
 心筋トロポニン T (定性、定量) (D007-23) I-3, p13
 心室筋ミオシン軽鎖 I (D007 34) III-1, p36
 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査加算 (D206) I-1, V-5, p11, 53
 心臓カテーテル法による諸検査 (一連の検査について) (D206) I-1, III-8, V-5, p11, 41, 53
 心臓超音波検査 (D215 3) I-1, V-5, p11, 54
 心電図検査 (D208) I-4, II-5, III-8, p11, 15, 16, 33, 42
 携帯型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図 (D208 3) I-4, II-5, III-8, p11, 15, 16, 33, 42
 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導 (D208 1) I-4, II-5, III-8, p11, 15, 16, 33, 42
 心理検査 (D285) III-8, V-5, p44, 51
 新生児心拍・呼吸監視装置 (D220) I-1, V-2, 3, 5, p11, 49, 50, 55
 深部体温測定 (D228) I-1, p11
 神経・筋負荷テスト (D240) II-1, V-5, p23, 56
 神経学的検査 (D239-3) II-5, IV-1, V-3 p33, 46, 50
 神経磁気診断 (D236-3) II-5, IV-1, V-2, p33, 46, 50
 神経特異エノラーゼ (NSE) (D009 6) I-1, p7
 人工気腹術 (腹腔鏡検査時) I-4, p12
 人工呼吸 (J045) I-1, 4, II-4, 5, III-2, V-5 p11, 16, 30, 33, 55

人工腎臓，人工心肺等の回路から動脈血採取
(D419 3) II-5, p35

人工膀胱(一連につき)(D231) II-2, IV-1, V-5, p27, 46, 55

腎盂尿管ファイバースコープ(片側)(D319)
II-1, V-5, p23, 57, 58

腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407), (J012) I-4, p17

迅速ウレアーゼ試験(D012 8) I-4, III-8, V-2, 5,
p15, 40, 48, 52

膀胱カテーテル法(D325) V-5, p57

膀胱分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)
(D007 24) I-1, p6

水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価(D012 11)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31

髄液 MBP(D004 15) II-1, p19

髄液オリゴクローナルバンド測定(D004 14)
II-1, p19

性腺負荷試験(D287 6) III-8, p44

成長ホルモン(GH)(D287 1イ) III-8, p44

精密眼圧測定(D264) II-5, p34

精密眼底検査(片側)(D255) I-1, II-5, V-5, p12, 30, 57

静脈(D400 1)及びその他(血液採取)(D400 2) II-5, p35

赤血球寿命測定(D292 3) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

赤血球沈降速度測定(D005 1) V-1, p47

赤血球不規則抗体検査(D011 4) I-1, II-1, V-2, p8, 20, 48

穿刺液・採取液検査のその他(D004 18) II-1, p35

先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト(D001 5)
V-5, p52

先天性代謝異常症検査(D010 8) II-1, p20

染色体検査(すべての費用を含む。)(D006-5) II-2, p30

潜血反応(D003 1) I-1, p5

前額部，胸部，手掌部又は足底部体表体温測定に
よる末梢循環不全状態観察(一日につき)(D229)
I-1, p11

前房隅角検査(D274) II-2, p28

前房水採取(D419 4) II-1, p24

前立腺針生検法(D413) I-4, p18

喘息運動負荷試験(D211-2) III-8, p42

総コレステロール(D007 4) I-4, p14

総蛋白(D007 1) I-4, p14

総鉄結合能(TIBC)(D007 11) I-1, p6

臓器穿刺(D416) II-5, p35

臓器穿刺(開腹によるもの)(D416 2) II-5, p35

造血機能検査(D292 4) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57

造血器悪性腫瘍細胞検査(D005 15) II-2, p24

組織採取(D416) II-5, p35

組織採取(開腹によるもの)(D416 2) II-5, p35

組織診断料(N006 1) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46

組織ポリペプチド(TPA)(D009 2), I-4, p14,

その他の機能テスト(D289 2) II-1, V-5, p23, 57, 58

(タ)

胎児心エコー法(D215 3) IV-1, V-3, 5, p46, 50, 54

耐糖能精密検査(D288 2) III-8, p44

体プレスキモグラフィを用いる諸検査(D200 3)
I-1, 4, III-8, p11, 16, 42

体液量等測定(D207) V-5, p54

体腔洗浄等によるもの(N004 2) I-3, II-4, III-2,
IV-2, p13, 30, 36, 46

帯状疱疹・水痘ウイルス抗体価 I-1, II-1, 5, p8, 21, 31

第Ⅷ因子(D006 22) II-1, 2, p19, 24

第Ⅸ因子(D006 22) II-1, 2, p19, 24

大腸ファイバースコープ(D313) V-8, p58

狭帯域光強調加算(D313 注2) V-5, p58

上行結腸及び盲腸(D313 3) V-5, p58

大腸菌 O 157LPS 抗原(D012 20) I-1, II-1, 5, p5, 9, 22, 32

大腸菌 O 157LPS 抗体(D012 21) I-1, II-1, 5, p5, 9, 22, 32

大腸菌ベロトキシン検出検査(D023-2 4)
I-1, II-1, 2, p5, 9, 20, 26

大腸菌抗原同定検査(D012 21) I-1, II-1, 2, 5,
p5, 9, 20, 26, 32

単純ヘルペスウイルス(D012 11)
I-1, II-1, 5, p8, 21, 31

単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)
I-1, II-1, 4, 5, p8, 21, 30, 31

胆汁酸(D007 15) I-1, p6

胆道機能テスト(D289 3) III-8, p45

断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)(D215 2イ) V-5, p54

蛋白分画(D007 5) I-4, p14

腔分泌液中α-フェトプロテイン(D007 38) II-3, p28

腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型
(IGFBP-1)(D007 34) I-1, II-2, 3, p6, 25, 28

腔分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量(D004 9) V-5, p52

中間潜時反応聴力検査は(D236 3) I-1, V-5, p12, 55

中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)
I-4, II-5, III-8, V-5, p17, 34, 43, 56

中心フリッカー試験(D282) II-1, p23

中心静脈圧測定(D226) I-1, p11

中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)
(D239 3) I-1, II-1, IV-1, V-5, p12, 23, 46, 56

腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-2 3)
I-1, II-1, 4, 5, p5, 22, 30, 32

超音波ドプラ法の脳動脈血流速度連続測定
(D215 4ロ) I-1, V-5, p11, 54

超音波ドプラ法の末梢血管血行動態検査(D215 4イ)
II-1, V-1, p23, 54

超音波検査(D215) IV-2, V-3, 5, p46, 50, 53, 54, 58

Aモード法(D215 1) V-5, p54, 58

Mモード法 V-5, p54

UCG(D215 3) V-5, p54

ドプラ法(D215 4) I-1, V-5, p11, 54

パルスドプラ法 V-5, p54

血管内視鏡検査(D324) V-5, p54

血管内超音波法(D215 5) V-5, p54

心臓超音波検査(D215 3) V-5, p54

その他体表(D215 2ロ) V-5, p54

胎児心エコー法(D215 3ハ) IV-1, 2, V-3, 5, p46, 50, 54

断層撮影法(D215 2) V-5, p54

超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)
I-4, II-1, p18, 23

脳動脈血流速度連続測定(D215 4ロ)及び脳動脈血流
速度マッピング法(D215 4ハ) I-1, V-5, p11, 54

末梢血管血行動態検査(D215 4イ) I-1, II-2, V-5,
p11, 23, 54

超音波検査(D215)及びサーモグラフィー検査(D216)
V-5, p54

超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)(D414-2)

- I-4, p18
- 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき) **(D235-2)**
I-1, II-2, III-8, IV-1, V-5, p12, 27, 42, 46, 55
- 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき) **(D235-3)**
I-1, II-2, III-8, V-5, p12, 28, 42, 55
- 聴性定常反応(D236 4) I-1, V-5, p12, 56
- 聴性誘発反応検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55
- 調節検査(D262) II-5, p34
- 直接比色法による総鉄結合能(TIBC) (D007 1) I-1, p6
- 直接比色法による不飽和鉄結合能(UIBC) (D007 1) I-1, p6
- 直腸鏡検査(D311) I-1, V-5, p12, 58
- 直腸ファイバースコープ(D312) V-5, p58
- 直腸温又は膀胱温 I-1, p11
- 直腸肛門機能検査(D233) II-2, III-2, p27, 36
- 低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC) (D008 14)
I-1, II-2, III-6, 8, p7, 25, 39, 40
- 帝王切開術(K898) I-1, II-1, 2, III-2, p8, 20, 27, 42
- 電気眼振図(D250 4) I-1, II-5, p12, 34
- 電気味覚検査(一連につき) (D254) I-1, p12
- 電子顕微鏡病理組織標本作製(N001) I-3, II-4, III-2,
IV-2, p13, 30, 36, 46
- 電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面
温度測定(D207 2) I-4, II-5, p16, 33
- 電流知覚閾値測定(一連につき) **(D239-2)**
II-5, III-8, p33, 43
- 糖質コルチコイド(コルチゾール、DHEA 及び DHEAS)
(一連として月1回) (D287 5ロ) III-8, p44
- 糖負荷試験(D288) III-8, p45
- 同一のラジオアイソトープを用いて体外からの
計測によらない諸検査(D292) III-8, V-5, p45, 57
- 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用) (D281) II-1, p23
- 瞳孔薬物負荷テスト(D240 2) II-1, V-5, p21, 56
- 動作分析検査(D250 5) II-4, III-8, V-5, p30, 43, 57
- 動物使用検査(D024) V-5, p53
- 動脈血採取(D419 3) II-5, p35
- 特異的 IgE(D015 11) I-4, V-5, p15, 53
- (ナ)
- 内視鏡検査(D295~D323) I-4, V-5, p14, 39, 57
- 胃・十二指腸ファイバースコープ(D308) V-5, p57
- 関節鏡検査(D295) V-5, p57
- 肝臓カテーテル法(D325) V-5, p58
- 小腸ファイバースコープ(D310) V-5, p57
- 食道ファイバースコープ(D306) V-5, p57
- 膵臓カテーテル法(D325) V-5, p57, 58
- 大腸ファイバースコープ(D313) V-5, p57
- 直腸ファイバースコープ(D312) V-5, p57
- 乳管鏡検査(D323) V-5, p57
- 肺臓カテーテル法(D325) V-5, p57
- 透視診断料(E000) V-5, p57
- 内視鏡下嚥下機能検査 **(D298-2)** I-3, II-2, p13, 28
- 内耳機能検査(D244 5) II-5, p34
- 内服・点滴誘発試験 **(D291-3)** II-1, 2, III-8, IV-1, V-3,
p23, 28, 45, 46, 51
- 内分泌学的検査(D008) III-8, p40
- 内分泌負荷試験(D287) III-8, p44
- 内分泌負荷試験の甲状腺刺激ホルモン(TSH)
(D287 1ハ) III-8, p44
- 乳管鏡検査(D323) V-5, p57
- 乳腺悪性腫瘍手術の(K476 注1) II-2, p28
- 乳腺穿刺(J014) I-4, p18
- 乳腺穿刺又は針生検(D410) I-4, p18
- 乳頭分泌液中 CEA(D009 13) I-1, 4, II-2, p6, 14, 25
- 乳頭分泌液中 HER2 タンパク(D009 13) I-1, 4, II-2
p6, 14, 25
- 尿管カテーテル法(ファイバースコープによるも
の)(両側) (D318) II-1, V-5, p23, 57, 58
- 尿失禁定量テスト(パッドテスト) **(D290-2)** II-2, p28
- 尿素呼気試験 **(D023-2 2)**
I-4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52
- 尿素窒素(BUN) (D007-1), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37
- 尿中IV型コラーゲン (D001 14) **I-1, II-2, III-5,
p5, 24, 37**
- 尿中 BTA(D009 1), II-2, 5, III-2, p24, 30, 36
- 尿中 NMP22(D009 7) I-1, II-5, p7, 31
- 尿中 β クロスラプス(D008 14) I-1, II-2, III-6, 8,
p7, 25, 38, 40
- 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18 総量 (D009 7)
I-1, II-5, p7, 31
- 尿中デオキシビリジノリン(D008 17)
I-1, II-2, III-5, 8, p7, 24, 38, 39
- 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア(HCG β -CF)
(D009 12) I-4, II-1, p14, p20
- 尿中ボルフィリン症スクリーニングテスト
(D001 6) V-5, p52
- 尿中マイクロアルブミン (D001 10) **I-1, II-2, III-5,
p5, 24, 37**
- 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10) **I-1, II-2, III-5
p5, 24, 37**
- 尿中ミオイノシトール(D001 11) II-1, III-8, p19, 39
- 尿中レジオネラ抗原(D012 26) II-1, III-8, p20, 41
- 尿中一般物質定性半定量検査(D000) I-1, II-1, 4, 5,
V-1, 5, p1, 5, 22, 29, 32, 47, 52
- 尿中特殊物質定性定量検査(D001) I-1, II-1, 4, 5, V-1, 5,
p1, 5, 22, 29, 32, 47, 52
- 尿中肺炎球菌莢膜抗原(D012 23) I-1, II-1, p9, 20
- 尿中肺炎球菌莢膜抗原(定性) (D012 23) I-1, II-1, p9, 20
- 尿中遊離型フコース(D009 10) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20
- 尿中硫酸抱合型胆汁酸測定(D007 15 準) I-1, p6
- 尿沈渣顕微鏡検査(D002) I-1, II-1, 4, 5, V-1, 5,
p5, 22, 28, 31, 47, 52
- 妊娠動物検査 (D024) V-5, p53
- 認知機能検査その他の心理検査 (D285)
I-1, III-8, V-3, p11, 44, 51
- 脳幹反応聴力検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55
- 脳局所血流検査(D293 4) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
- 脳室穿刺(D401), (J005) I-4, p17
- 脳脊髄腔注射(G009) (J005) I-4, p17
- 脳動脈血流速度マッピング法(D215 4ハ) I-1, V-5
p11, 54
- 脳動脈血流速度連続測定(D215 4ロ) I-1, V-5, p11, 54
- 脳波検査(D235) I-1, V-5, p12, 55
- 脳波聴力検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55
- 脳誘発電位検査(脳波検査を含む) (D236)
I-1, V-5, p12, 55

(ハ)

排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査
(D017) I-1, II-4, 5, V-1, 5, p5, 29, 35, 47, 52
肺炎球菌細胞壁抗原(定性)(D012 23) I-1, II-1, p9, 20
肺機能検査(左右別)(D200 5) I-1, 4, II-5, III-8,
p11, 16, 33, 42
肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量
測定)(D200 1) I-1, 4, III-8, p11, 15, 42
肺局所機能検査(D293 4) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57
肺臓カテーテル法(D325) V-5, p58
肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査(D202 1)
I-1, 4, III-8, p11, 15, 42
肺胞機能検査(D203) I-1, 4, III-8, p11, 15, 42
梅毒脂質抗原使用検査(定性)(D012 1) I-1, p8
梅毒脂質抗原使用検査(D012 5) I-1, p8
白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原
(D012 31) II-2, V-2, p26, 49
発達及び知能検査(D283) III-8, V-3, p44, 51
反復睡眠潜時試験(MSLT) (D237-2) I-1, V-5, p12, 55
汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2) I-1, II-4, V-3, 5
p6, 30, 51, 57
皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2)
I-4, II-5, IV-1, V-2, p16, 33, 46, 49
皮内反応検査(D291) III-8, p45
皮膚表面温度測定(D207 2) I-4, II-5, p16, 33
皮弁血流検査(D207 2) II-5, p33
皮弁形成術(K015) I-4, II-5, p16, 33
泌尿器又は生殖器からの検体(細菌培養同定検査)
(D018 4) I-1, III-8, p4, 28
光トポグラフィー(D236-2)
III-8, IV-1, 2, V-2, p42, 46, 50
非観血的連続血圧測定(D225-2) I-4, II-4, p16, 30
鼻咽腔直達鏡検査(D296-2) I-1, p12
鼻腔通気度検査(D245) II-1, III-8, V-2, p2343, 50
病理診断料(N006) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
病理組織標本作製(N000) I-3, II-4, III-2, IV-2,
p13, 30, 36, 46
病理判断料(N007) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2) I-3, II-4, III-2,
IV-2, p13, 30, 36, 46
不飽和鉄結合能(UIBC) (D007 11) I-1, p6
負荷心電図検査(D209) I-1, 4, p11, 16
副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP) (D008 17) II-1, p20
副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント
(C-PTHrP) (D008 15) II-1, p20
副甲状腺負荷試験(D287 4)の副甲状腺ホルモン
(PTH) III-8, p44
副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)
(D287 1ホ), III-8, p44
副腎皮質負荷試験(D287 5) III-8, p44
腹腔ファイバースコピー(D315) I-1, p12
腹腔鏡検査(D314) I-1, p12
分娩監視装置(D218) II-1, p23
糞便検査(D003) I-1, p5
糞便中ヘモグロビン定性(D003 6) I-1, p5
糞便中ヘモグロビン定量(D003 8) I-1, p5
糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原(D012 18)
I-4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52

平衡機能検査の標準検査(D250 1) I-4, II-5, p17, 34
平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査
(D250 2) I-4, II-5, p17, 34
平衡機能検査の頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)
I-4, III-8, V-2, 5, p16, 30, 43, 56
閉鎖循環式全身麻酔(L008) I-4, II-2, p16, 27
扁桃マッサージ法(D252) II-2, p28
扁平上皮癌関連抗原(SCC) (D009 2), I-4, p14,
補聴器適合検査(D244-2) III-8, IV-1, p43, 46
膀胱尿道ファイバースコピー(D317)
II-1, V-5, p23, 57, 58
膀胱尿道鏡検査(D317-2) II-1, V-5, p23, 57, 58
乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)
(D240 3) II-1, V-5, p21, 56

(マ)

末梢血液一般検査(D005 6) I-1, II-5, p6, 30
末梢血液像(D005 5) I-1, II-5, p5, 30
末梢血液像(D005 5)及び骨髄像(D005 14) I-1, II-5, p5, 30
末梢循環不全状態観察(D229) I-1, p11
脈波図, 心機図, ポリグラフ検査(D214) V-5, p54
免疫グロブリン(D015 4) I-1, II-1, p10, 22
免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比(D015 23) I-1, II-1, p10, 22
免疫関連遺伝子再構成(D006-6) I-3, II-1, III-3, 6, 7,
IV-1, V-2 p13, 19, 38, 39, 48
免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)
I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46
免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)
(D015 21) I-1, II-1, p10, 22
網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)
(D258-2) III-8, p44
網膜中心血管圧測定(D276) II-5, p34
網膜電位図(ERG) (D258) II-2, p28

(ヤ)

薬物光線貼布試験(D291) III-8, p45
有機モノカルボン酸(D007 15) V-5, p52
誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)
(一連につき)(D239-2) I-1, V-5, p12, 56
輸血料(K920)(自己血輸血(K920 4)を除く。)
I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49
羊水中肺サーファクタントA蛋白(SP-A)
(D004 12) III-8, p40
腰椎穿刺(D403), 腰椎穿刺(J007) I-1, p17

(ラ)

卵管通気・通水・通色素検査(D290) II-5, 34
量的視野検査(D260) II-5, p34
淋菌核酸同定検査(D023 2) I-1, II-1, 5, p9, 21, 32
淋菌及びびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅
同定検査(D023 4) I-1, II-1, 5, p9, 20, 32
淋菌抗原同定検査(D012 21) I-1, II-1, 5, p9, 21, 32
臨床心理・神経心理検査(D283)~(D285)
III-8, V-3, p44, 51
涙液中総IgE定性(D004 7) II-1, III-2, p19, 36

参考文献

- 医科診療報酬点数表平成8年4月版
社会保険／老人保健 社会保険研究所
診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
“社保コーナー”特集号札医通信 No. 346号
附録平成8年6月20日(1)
- 診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
“社保コーナー”特集号第2報
札医通信 No. 347号附録 平成8年7月20日(1)
- 社会保険／老人保健診療報酬 医科点数表の解釈
平成12年4月版 社会保険研究所
診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
2000年度版
診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
2001年度版
社会保険／老人保健診療報酬 医科点数表の解釈
平成14年4月版 社会保険研究所
診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
2002年度版
- 診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
2003年度版
社会保険／老人保健診療報酬 医科点数表の解釈
平成16年4月版 社会保険研究所
診療報酬点数表の解釈で規制されている検査
2004年度版 日本臨床内科医会会誌
2004年12月第9巻第4号 臨時付録
H17.9.30 保医発第0930005号
H18.1.31 保医発第0131002号
社会保険／老人保健診療報酬 医科点数表の解釈
平成18年4月版(H18.6.16) 社会保険研究所
医科点数表の解釈
平成20年4月版 社会保険研究所
医科点数表の解釈
平成22年4月版 社会保険研究所
平成22年04月30日保医発0430第1号
平成22年06月18日保医発0618第1号
平成22年11月30日保医発1130第4号
平成23年03月30日保医発0340第1

x
x
x
x
x
x

x
x
x